

平成28年 第1回

身延町議会定例会会議録

平成28年3月 3日 開会

平成28年3月15日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 8 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 3 日

平成28年3月3日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長施政方針
- 日程第5 教育長教育方針
- 日程第6 議案第2号 身延町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 身延町法務専門職員の任用等に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 身延町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第5号 身延町情報公開条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第6号 身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第7号 身延町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 身延町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 身延町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 身延町職員給与条例等の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第14号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第15号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第16号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第17号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 身延町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 身延町なかとみ青少年自然の里条例を廃止する条例について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 身延町過疎地域自立促進計画（自平成 2 8 年 4 月至平成 3 3 年 3 月）について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 身延町勤労青年センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 身延町下部温泉会館の指定管理者の指定について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 2 7 年度身延町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 平成 2 7 年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 平成 2 7 年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度身延町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 0 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 1 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 2 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度身延町大河内地区財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 3 議案第 3 9 号 平成 2 8 年度身延町一般会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 0 号 平成 2 8 年度身延町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 1 号 平成 2 8 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第 4 6 議案第 4 2 号 平成 2 8 年度身延町介護保険特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 4 3 号 平成 2 8 年度身延町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第 4 4 号 平成 2 8 年度身延町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 4 9 議案第 4 5 号 平成 2 8 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
- 日程第 5 0 議案第 4 6 号 平成 2 8 年度身延町下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 1 議案第 4 7 号 平成 2 8 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
- 日程第 5 2 議案第 4 8 号 平成 2 8 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 3 議案第 4 9 号 平成 2 8 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 4 議案第 5 0 号 平成 2 8 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 5 議案第 5 1 号 平成 2 8 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 6 議案第 5 2 号 平成 2 8 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 7 議案第 5 3 号 平成 2 8 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 8 議案第 5 4 号 平成 2 8 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 9 議案第 5 5 号 平成 2 8 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 6 0 議案第 5 6 号 平成 2 8 年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第 6 1 議案第 5 7 号 平成 2 8 年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第 6 2 議案第 5 8 号 平成 2 8 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第 6 3 議案第 5 9 号 平成 2 8 年度身延町下山地区財産区特別会計予算

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	赤池	朗	2番	田中	一泰
3番	広島	法明	4番	柿島	良行
5番	芦澤	健拓	6番	松浦	隆
7番	河井	淳	8番	福與	三郎
9番	草間	天	10番	川口	福三
11番	渡辺	文子	12番	伊藤	文雄
13番	深澤	勝	14番	野島	俊博

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.会議録署名議員(3人)

7番	河井	淳	8番	福與	三郎
9番	草間	天			

5.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	副町長	望月幹也	
教	育	長鈴木高吉	総務課長	樋川信	
会	計	管理者竹ノ内強	政策室長	佐野文昭	
財	政	課長笠井祥一	税務課長	村野浩人	
町	民	課長望月由香里	福祉保健課長	穂坂桂吾	
観	光	課長柿島利巳	子育て支援課長	佐野昌三	
産	業	課農林担当副主幹	大村隆	建設課長	水上武正
土	地	対策課長	佐野勇夫	水道課長	望月真人
環	境	下水道課長	深沢香	下部支所長	遠藤庄一
身	延	支所長	藤田政士	学校教育課長	笠井喜孝
生	涯	学習課長	高野博邦		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議事事務局長 中村京子
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。
相互にあいさつを交わします。
ご起立願います。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまです。
平成28年第1回身延町議会定例会の開会にあたり、議員各位には定例会へのご参集に心から敬意を表す次第でございます。
提案されます諸議案については、いずれも重要な内容を有するものであります。慎重なご審議ならびに円滑な議会運営にご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。
それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、
7番 河井 淳君
8番 福與三郎君
9番 草間 天君
を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。
本定例会の会期は本日から15日までの13日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日から15日までの13日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告。

議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。
本定例会にはお手元に配布のとおり条例の制定・改正等21案件、規約の変更1案件、指定管理者の指定3案件、補正予算11案件、当初予算21案件、過疎地域自立促進計画案の合計58件が提案されています。
本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては一覧表としてお手元に配布したとおりであります。
次に12月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元に配布により報告としますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 町長施政方針。

町長から施政に対して方針を述べる旨の申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

皆さん、おはようございます。

桜の花も膨らんでまいりました。梅の花も開き春が感じられる好季節になってまいりました。

本日ここに平成28年身延町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには全員の出席をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

さて世界を考えると、北朝鮮のミサイル打ち上げに象徴されるように新興国が全世界の注目を集めているように思われます。わが国にあっては国際情勢流動化とグローバル化が進む中、政治経済は停滞をし活力を欠き社会状況は混沌として、さまざまな課題が顕在化しております。

そんな中、国では一億総活躍社会を提唱されました。これの実現に向けた新3本の矢の中で第1の矢には希望を生み出す強い経済、第2の矢は夢をつむぐ子育て支援、第3の矢は安心につながる社会保障が謳われております。一億総活躍社会の実現は地方創生がもとなると私は思います。

このような中、わが身延町の活性化の基本となります身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略を昨年中に策定させていただきました。私の口から言うのはどうかと思いますが、大変素晴らしい戦略が出来上がったと自負しております。

今後はこの戦略に基づき素晴らしい身延町、住みよい身延町をつくってまいりますので議会の皆さまや町民の皆さまのなお一層のご指導・ご協力を期待しております。

これより行政報告をいたします。

まずは国および身延町の財政状況および予算についてであります。

国の平成28年度予算につきましては経済再生と財政健全化の両立する予算と位置づけ一億総活躍社会関連事業などに重点配分が行われたことにより、一般会計総額9兆6千7百21億8千万円。平成27年度当初予算に比べて0.4%増の過去最大規模で閣議決定をされ、今国会において3月末までの年度内成立を目指しております。

今回の予算では元気で豊かな地方の創生を全力で応援し、子育て支援など社会保障の充実を可能な限り実施するとしています。同時に国債発行額については税収を平成27年度より3兆円多い5兆7千6百億円と見込んだことにより新規国債発行額は3兆4千4百億と7年ぶりに低水準に抑えたことにより国債依存度は35.6%に下がったとはいえ、借金に大きく依存する状況が続いている状況には変わりありません。

財務省は国の借金が平成27年12月末時点で1兆0千4百44億5千904億円になったと発表しました。この借金を28年1月1日現在、わが国の人口、推計1億2千682万人で割りますと国民1人当たり約824万円の借金を背負っていることとなります。今年度末には借金はさらに増え、過去最大となる1兆0千87兆3千億円の見通しを立てています。

今後も人口が減り続くとすると1人当たりの借金はさらに増え続けることになり、国の財政運営はさらに厳しい状況が続くと思われまます。

さて本町の地方債残高は平成27年度末の見込みで特別会計も含め約12億1千600万

円で平成26年度末と比較して3億9,100万円の減であります。この地方債残高を本町の平成28年2月1日現在の住民基本台帳人口1万3,107人で割りますと町民1人当たり92万4千円となり、前年度と比較して4万2千円の減となります。

今後も本町の財政運営において地方債残高の抑制は不可欠でありますので、地方債の発行に際しまして財政措置の有利な起債の選択等に十分配慮してまいりたいと思います。

次に今回、提案させていただいております一般会計補正予算、ならびに特別会計補正予算につきましては本年度事業の精査により補正させていただいております。

一般会計では一億総活躍関連予算として、国の補正予算に計上された地方創生加速化交付金事業・低所得者の高齢者に3万円を配る年金生活者等支援臨時福祉給付金事業などの予算を計上させていただきました。

第2表の繰越明許費補正では事業の追加および変更をさせていただきました。繰越事業につきましては、事業の早期完成を目指し職員一丸となって取り組んでまいりますのでご理解をお願い申し上げます。

まず収入ですが国県支出金につきましては、各種補助事業において年度内の事業量等を考慮し、それぞれの負担に応じて減額等の補正をさせていただきました。その中で国の補正予算にかかる事業の財源といたしまして国庫支出金に地方創生加速化交付金4,087万6千円。年金生活者支援臨時福祉金事業にかかる交付金7,200万円などそれぞれ計上をいたしました。地方交付税につきましては3億9,614万4千円。繰越金につきましては3億8,666万3千円を追加補正させていただき、今後の財政基盤の強化を図るための財源として繰上償還等へ充てさせていただいております。また臨時財政対策債の3億円と借換債分5億6,770万円につきましては財源が確保できましたため、借り入れを行わないことといたしました。

次に支出ですが歳入予算で申し上げますとおり年度内の各事業においてそれぞれの予算について増減をさせていただいたところでございます。特に国の補正予算案に計上された交付金事業といたしまして、まち・ひと・しごと創生事業に4,100万4千円。年金生活者等支援臨時福祉給付金事業に7,200万円などを計上させていただきました。これらの事業につきましては全額28年度へ繰り越しさせていただくものであります。

次に平成28年度の身延町一般会計予算は総額84億8,360万円で対前年比1.0%の増としたところであります。この主な要因といたしましては身延町総合戦略に基づきますまち・ひと・しごと創生事業関連経費の増額および合併特例事業債基金造成分の基金積立関連経費の増額でございます。本町の一般財源の主なものといたしまして町税13億7,725万9千円を計上させていただきました。27年度に比べ0.8%の減となっております。地方交付税と臨時財政対策債を合算した実質交付税は40億9,800万円の計上となり歳入全体の48.3%を占め自主財源である町税が全体で16.2%であることから改めまして国への財源依存度の高さを再認識したところでもございます。

28年度、主な事業につきましては町民の皆さんの移動手段確保を図るためデマンド交通システム事業および赤字バス路線の維持費、ならびに町有バスの運行経費等としてバス運行対策費に8,137万3千円を計上しております。28年度中には町内交通網を見直し町民の皆さんの利便性向上を図ることとしております。

次に身延町総合戦略のアクションプランに記載された子育て支援・定住促進などを実施していく経費としてまち・ひと・しごと創生事業費に1億2,046万2千円を計上いたしました。

また衛生費では若い世代の罹患率が高い子宮頸がんが予防ワクチンに対する積極的な接種勧奨が控えられている状況から健診による早期発見・早期治療へつなげるため子宮頸がん検診の自己負担分を無料とする予算を計上させていただきました。

次に地域基盤整備事業として町道整備等を継続的に実施し農林業の基盤整備、有害鳥獣対策等も引き続き推進してまいります。特に橋梁の長寿命化修繕計画に基づく橋梁の耐震および修繕事業や道路ストック修繕事業等、老朽化したインフラ整備を重点的に実施してまいります。

28年度は町道田原鴨狩線道路改良工事、町道大道市之瀬線道路改良補装工事等の工事請負費に1億5,200万円。町営住宅西嶋第2団地外壁改修工事に4,309万2千円を計上いたしました。教育費では小学校閉校に伴う行事等に関する補助金、5校分2千万円。小学校スクールバス4台の購入に3,240万円。中学校スクールバス運転業務委託料に8,483万6千円などを計上したところであります。

特別会計につきましては、身延町国民健康保険特別会計を含む20の特別会計により総額65億6,646万1千円となったところであります。この中ではライフラインの整備として簡易水道事業、ならびに下水道事業特別会計等が含まれております。平成27年度末でなかとみ青少年自然の里が閉館となることに伴い、なかとみ青少年自然の里条例とともに青少年自然の里特別会計を廃止することとし、今議会に特別会計設置条例の一部を改正する条例を上程させていただいているところであります。

次に総合戦略関係予算についてであります。これまでの経過ですが昨年12月15日の第4回策定委員会を開催していただき、人口ビジョン策定に伴う本町の目標人口を7,600人とし5つの基本目標の身延まち・ひと・しごと再生総合戦略を決定していただき、同月の21日には議会まちづくり検討特別委員会の皆さんへ説明をさせていただきました。また2月には町民の皆さんに身延町人口ビジョン総合戦略概要版を配布し周知をさせていただきました。

なお2月24日に議会まちづくり検討特別委員会の皆さんへ本議会へ上程している総合戦略関係予算の説明をさせていただきました。議員の皆さんにはすでに総合戦略およびアクションプラン、ならびに総合戦略関係予算集計表を提示させていただいておりますが、この戦略およびプランに計上した事業について5つの基本目標実施に向けて積極的に展開をしてまいります。

それでは5つの基本目標ごとに主な事業について申し上げます。

基本目標の地域に根差した雇用の創出では、関係者の連携により地場産業の活性化としてあけぼの大豆推進協議会を設立し、あけぼの大豆の種子の確保と生産技術の向上のための講習会を開催しブランド化と第6次産業化を推進してまいります。

この事業につきましては地方創生加速化交付金の対象事業として申請をいたしましたので、平成27年度補正予算で計上させていただいております。これ以降は新年度予算に計上させていただいておりますが、下部温泉の魅力アップとインバウンド観光の推進事業では山梨県の補助事業を活用する中で観光看板の改修工事を実施してまいります。

基本目標2の町を元気にできる人材の育成では昨年も実施しましたが、町長と語る高校生の集いを今後、毎年開催し意見交換を行い将来を担う人材育成の契機としてまいります。人材育成講習会の開催はまちづくりや地域活性化について学ぶWAKAMONO(わかもの)大学を開催し人材の育成を進めてまいります。また地域おこし協力隊を採用して町を元気にできるグループ活動を起こし、地域や町の将来を考え行動できる若手活動組織の立ち上げを行ってまいります。

基本目標3の人の流れをつくり移住定住促進では、町内に居住している主にひとり暮らしの高齢者を対象に身延町版CCRCについて身延山大学や医療介護機関と協議会を設立し、実施について検討を進めてまいります。

また宅地分譲の促進および移住定住者への支援制度等の創設については、町有地を宅地分譲地として整備をするとともに町外から転入者で新たに住宅を建設した方には新築住宅祝金を、中古住宅を購入した方には住宅購入祝金を支給します。また空き家バンクを利用して移住した方には引っ越し祝金を支給し定住促進を図ってまいります。

基本目標4の結婚、出産、子育て環境の充実では保護者の負担の軽減を図る目的で所得に応じて在園者の第2子以降の保育料の無料化を行い入園時・小中学校入学時に必要となる園服、制服、体育着、学用品等の支度金として入園・入学祝金を支給するとともに小中学校で使用する教材や校外学習、修学旅行および小中学校の給食費へ補助を行ってまいります。

また18歳までの医療費の無料化の継続と新たに18歳までの重度心身障害児の医療費窓口無料化を実施してまいります。さらには児童生徒の学力向上を図る目的で中学生一人ひとりにタブレット端末を貸与し、小学生にはグループワーク用に授業等で活用するタブレット端末を配備します。

英語教育では英語指導助手による中学校の学習時間を増やすとともに小学生に対しても学習の機会の充実を図り保育園児に対しては町立保育園同様、私立保育園においても英語会話に親しむ機会を設けてまいります。

基本目標5の特色ある持続可能な地域社会の形成では高齢者を狙った悪質電話による詐欺等の犯罪を未然に防止する自動応答録音装置の購入費へ補助を行ってまいります。また公共施設へのAEDの設置を拡充配備し、住民が安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。

以上、身延町総合戦略の補正予算および新年度当初予算にかかる主な事業について申し上げさせていただきました。

次に身延町プレミアム商品券事業についてであります。

国の地方創生における平成26年度補正予算であります。

地域消費喚起・生活支援対策交付金を活用し平成27年7月15日より平成28年1月17日までの利用期間で身延町プレミアム商品券事業を実施いたしました。商品券の販売につきましては予定していた1万7,700冊すべてをご購入いただきました。併せて期間中、福祉商品券も1,520冊の配布を行い商品券の合計は1万9,220冊で500円券の枚数では23万9,220枚でありました。またご協力をいただいた店舗数は175店舗でありました。商品券の最終的な使用枚数は福祉商品券と合わせて23万7,400枚で換金率は99.2%となりました。商品券により町内で使われた金額は1億1,870万円となり、この事業の目的であります地域消費喚起に大きく貢献したものと考えております。

ご協力をいただきました多くの町民、関係者の皆さんに感謝を申し上げます。

次に第4次身延町行政改革大綱の策定についてであります。

本町ではますます厳しさを増す社会経済情勢を踏まえ、行政改革を継続する中で平成25年度から平成27年度までの3年間を第3次身延町行政改革大綱により取り組んでまいりました。この3年間を検証し、今後の行政改革の基軸を検討する中で身延町行政改革推進委員会において審議をいただき、これまでの行政改革の根幹を引き継ぎ平成28年度から平成30年度までの第4次身延町行政改革大綱を策定いたしました。全職員が行政課題を共有し知恵を出し合い

最大限に能力を発揮し、一人ひとりが改革実行の担い手を基本方針として取り組んでまいります。

次に身延町の人事評価制度についてであります。

地方公務員法の改正により客観的透明性の高い人事評価制度が法律上の制度として導入され平成28年4月から実施することとなりました。人事評価制度はより高い能力を持った公務員の育成を行うとともに能力・実績に基づく人事管理を行うことにより組織全体の士気の高揚を促し、公務能率の向上につなげ住民サービス向上の土台をつくることを目的としています。

地方分権が進展する中、個々の職員には困難な課題を解決する能力や高い業績をあげることが従来以上に求められています。本町でも平成20年度から試行を重ね処遇への反映を実施してまいりましたが、今般の制度化を起点としてより一層、将来を担う人材育成や組織の活性化に取り組んでまいります。

次に平成28年度国民健康保険特別会計、ならびに後期高齢者医療制度についてであります。

平成28年度国民健康保険特別会計の予算は保険給付費等の平成27年度実績を踏まえて編成いたしました。ご承知のとおり本町の1人当たりの医療費は平成26年度では県下第2位と高く、また加入者の保険税率も県下で高い位置にあるといった課題を抱えているところであります。

そのような状況の中ではありますが、平成27年度国民健康保険特別会計は良好な決算が見込まれるところであります。県が財政運営責任を担う平成30年度を視野に入れ、平成28年度においては税率改正を行わず、同じく平成30年度に創設される保険者努力支援制度を見据え医療費抑制により一層取り組んでまいります。

また後期高齢者医療制度でございますが、先般開催された山梨県後期高齢者医療広域連合の議会定例会において関係条例の一部改正や平成27年度補正予算、ならびに平成28年度当初予算が可決されたところであります。

今回の議決事項を見ますと2年ごとに見直しが行われる被保険者の皆さんにご負担をいただく保険料の率については、平成28年度および29年度は改正は行わず据え置きとされました。また均等割額5割軽減および2割軽減の軽減対象の拡大を図り、低所得者等に配慮された改正となっております。

国民健康保険および後期高齢者医療制度は医療費抑制が課題となっております。医療費抑制のためには健診率の向上、生活習慣病予防に重点を置き日常生活の見直しや健康意識を高める活動を推進していくこととしております。

次に個人番号カード交付事業についてであります。

本町においては3月1日現在、個人番号カード作成枚数が698件でありましたが今後も申込件数は増加していることが見込まれます。本町では1月26日より町民課、下部・身延両支所において住民の皆さんに来庁していただき交付を行っているところであります。

交付につきましては1人につき10分から15分程度の時間を要し、混雑も予想されるところですが番号利用法、ならびにカード事務処理要綱等を順守し適正かつ円滑に事業を推進してまいります。

次に中学校の閉校、開校についてであります。

後期統合計画に定めた小中学校統合について、平成26年12月議会でご議決をいただき準備をしてまいりました中学校の統合がいよいよ目前になってまいりました。統合中学校の開校

に先立ち、今年度で閉校する4中学校の閉校記念式典が3月19日には身延中学校、20日には中富中学校と下部中学校、21日は久那土中学校で開催をされます。それぞれの中学校が長い歴史と伝統に培われた学校で優秀な多くの生徒を社会に送り出してまいりました。地域社会と文化の中心的役割を担ってきた中学校が閉校になることは寂しい思いもありますが社会情勢の変化への対応、教育環境の充実、義務教育の推進を目的に適正規模・適正配置を考えた上での統合でございます。4月8日には新たに身延中学校が開校いたします。これまでの4中学校の伝統を継承し、そこに通う生徒は集団の中で多様な考えに触れ切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み確かな学力の向上と生きる力を身に付けてくれるものと信じております。

町では昨年11月に策定した身延町教育大綱に基づき教育振興、教育環境の充実、子育て支援策など将来の身延町を担う子どもたちに関する施策を優先施策として実施してまいりたいと考えております。

町民の皆さんにおかれましてもご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に平成28年成人式についてであります。

1月10日、身延町総合文化会館において身延町成人式を挙行いたしました。成人者157名のうち当日は128名の新成人の皆さんに出席をいただき、また来賓として野島町議会議長、ならびに多くの皆さんのご臨席のもと式典をつつがなく執り行うことができました。新成人から力強い誓いの言葉をいただきました。新成人の皆さまには将来の夢を描き明日につながる努力を惜しまず、これからも有意義な人生を送っていただきたいと思っております。

次に中部横断自動車道新清水ジャンクションから増穂インターチェンジまでのインターチェンジ名称決定についてであります。

現在、国土交通省や中日本高速道路株式会社、山梨県では中部横断自動車道清水ジャンクションから増穂インターチェンジ間を平成29年度全線開通に向け整備を進めていただいておりますが、このたび開通に向けてインターチェンジ等の名称が関係自治体から意見を聞く中、平成28年2月26日に国土交通省より決定の連絡をいただいたところであります。本町にかかわるインターチェンジ名は、町の原案どおり身延町和田地内の地域活性化インターは身延山インターチェンジ、身延町波高島地内のインターチェンジは下部温泉早川インターチェンジ、身延町下田原地内の活性化インターは中富インターチェンジに決定となりましたので、ご報告をいたします。

次に下水道事業加入状況についてであります。

公共下水道の各戸への接続については平成28年2月末現在、中富処理区は加入戸数994戸で加入率65.2%、身延処理区は加入戸数407戸で加入率50.1%、下部処理区は加入戸数59戸で加入率41.3%であります。

今後も加入率アップに向け努力をしてまいりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に平成27年第4回定例会以降の主な行事への参加について申し上げます。

12月15日、火曜日、飯富病院正副組合長・担当課長会議。

16日の水曜日には峡南広域行政組合理事会。

17日の木曜日には身延町下水道審議会。

21日の月曜日には山梨県林業公社理事会。

23日の水曜日には身延町消防団軽積載車交付式、下部の第1分団。

24日の木曜日には県国保団体連合会役員会。それと飯富病院定例議会。

28日の月曜日は仕事納め式。

年が明けまして1月4日、仕事始め式。

8日には南部警察署管内新年交通安全祈願祭、身延山。

それから10日の日曜日には平成28年身延町成人式。

12日の火曜日には町の臨時議会。

13日・14日には鴨川市を訪問し、しだれ桜を持参したところであります。

15日の金曜日には県下町村長会議。

17日の日曜日には平成28年の身延町消防団出初式。

19日の火曜日には下水道事業会計検査。

21日の木曜日には第1回山梨地方創生会議。

同じく23日の土曜日には身延町消防団新年会。

2月1日の月曜日は下山大庭の望月全江さまの100歳祝い。

2日の火曜日と3日の水曜日は飯富病院の先進病院研修。尾道市民病院と公立みつぎ病院。

4日の木曜日には中部横断道沿線地域ビジョン策定協議会。

6日の土曜日には第7回みのぶボランティアの集い。

9日の火曜日と10日の水曜日には全国町村長研修会。全国過疎地域自立促進連盟理事会。

これは東京でございます。

12日の金曜日には県国保団体連合会役員会。

13日の土曜日には身延山大学20周年記念式典。

14日の日曜日は第66回富士川駅伝競走大会。

17日の水曜日は山梨県市町村職員共済組合役員会。

18日の木曜日は中富学級の一芸会と身延町子ども・子育て会議。

19日の金曜日は第43回山梨県峡南地域高齢者作品展。

23日の火曜日には峡南衛生組合臨時議会。

24日の水曜日には峡南地域林業振興協議会通常総会と身延町要保護児童対策地域協議会。

25日の木曜日には山梨県市町村総合事務組合の定例会。飯富病院議会全員協議会。大野の望月光子さまには100歳の祝い。

26日の金曜日、県国保団体連合会28回通常総会。

29日の月曜日には峡南広域行政組合臨時議会。それと山梨県市町村共済組合組合会。

3月1日、身延高校第66回卒業証書授与式。峡南衛生組合正副管理者担当課長会議。

3月2日、水曜日、身延山高校第68回の卒業式。

以上、主なものについて報告させていただきました。

その他地域の各種団体等の会議や県や国への要望活動にも出席をいたしました。

結びに私ども自治体は自らの責任と判断で自らのまちづくりを行っていくことが求められております。このためには行政と町民の皆さんがそれぞれ役割と責任を担っていくことが大切であると思います。

「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」、町民の皆さまが住みたくなるまちづくりに取り組んでまいりますので議員の皆さまや町民の皆さまの格段のご協力をお願い申し上げます。ましてあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野島俊博君）

町長の施政方針を終わります。

日程第5 教育長教育方針。

教育長が教育に対して方針を述べる旨の申し出がありましたので、これを許します。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

平成28年度身延町教育委員会教育方針、ならびに主要施策についてご説明をさせていただきます。

身延町教育委員会では国の第2期教育振興基本計画、県の新山梨教育振興プランおよび身延町総合計画後期基本計画などを参酌し昨年9月に身延町教育振興プランを策定しました。

基本理念を明日のふるさと身延を担う人づくり、基本目標として他者を思いやり社会の絆を大切に作る人づくり、自ら学び考え行動する創造性豊かな明日を担う人づくり、郷土を学び郷土を愛し地域文化を育む人づくりの3つの目標を定め、平成27年度から平成30年度までの4年間の教育振興の基本方針を定め、今後取り組むべき施策の方向性を明らかにしました。

また身延町総合教育会議を昨年5月と11月、2回の会議が開催され町長と教育委員会で協議・調整を図り11月に身延町教育大綱が策定されたところでもあります。

教育行政を推進する方針となる身延町総合計画、身延町教育大綱、身延町教育振興プランの3つの基本計画に即し迅速かつ的確な対応をしていかなければなりません。教育委員会では明日のふるさと身延を担う人づくりを目指して身延町の教育振興に全力を傾注してまいります。

それでは学校教育について平成28年度主要施策をご説明いたします。

まず児童生徒の教育環境の充実および教育費の保護者負担額の軽減を図り、子育て世帯の支援策として平成28年度から新たに導入する施策について説明をいたします。

1つ目の施策として、まず小中学校入学祝金の支給であります。

教育関係経費の増大が子育て世帯に大きな負担となり、特に学校入学時には新たにそろえる用品も多く多額の出費が強いられます。ランドセルや学習用品、中学校入学では制服、体育着、部活動の用具など購入費などもかさみます。これらの費用の一部として小学校入学時に3万円、中学校入学時に6万円を祝金として支給をします。

次に学校給食費1食当たり150円の公費負担についてです。

学校給食は児童生徒に栄養のバランスが取れた食事を提供し、健康の保護増進や体力の向上を図るとともに心身の健全な発達に役立てる教育活動の一環として実施しています。学校給食にかかる経費のうち食材料費分は保護者の負担をいただいておりますが、このうち小学校は1食当たり270円、中学校は300円を給食費として納めていただいております。1食当たりの食材料費のうち150円を町が公費で負担することとし、保護者は小学生が120円、中学生が150円を納めていただくこととなります。保護者負担額はこれまでの給食費の半額以下となります。

次に小学校修学旅行助成金の増額についてです。今まで4千円の補助であったものを限度額2万5千円までに増額をします。

また教育環境の充実と学力向上対策として補助教材費の公的負担についてであります。小学生1人当たり年額6千円。中学生1万円を補助します。児童生徒に基礎的・基本的な知識と能

力などの学力を身に付けさせるため、教科書以外の補助教材を有効に利用し学校教育の充実に努めるとともに保護者負担の軽減を図るため、予算の範囲内で教育補助教材費を町が負担したいと考えています。

次にICT機器の整備事業についてです。

新設中学校においては生徒の高度情報社会への対応と学力向上を目指しICT機器の充実・整備を行います。生徒、教師、一人ひとりに1台ずつタブレット型パソコンを貸与し同時に周辺機器の整備とソフトウェアの充実に回り、授業や課外活動に有効に活用してまいります。

それから外国語指導助手ALTの増員についてです。

現在は4つの中学校に3人のALTを配置し外国語の指導を行っていますが、28年度は中学校に2人のALTを配置し外国語教育の充実に回ってまいります。

次に災害発生時の児童生徒の安全確保についてであります。在校時の災害対策備品整備を行います。

児童生徒が在校時に災害が発生し保護者への引き渡しができるまでの間は学校で保護しなければなりません。また学校は災害発生時の避難場所にも指定されています。そのため児童生徒、避難者が使用する備品類などを整備します。各小中学校に発電機、投光器、石油ストーブ、カセットコンロ、簡易毛布などを配備いたします。

以上が平成28年度の主な新規事業の概要であります。

次に管内小中学校の統合についてであります。

本年4月に開校する身延中学校については昨年の2月17日の設置から11月までの間、中学校統合準備委員会で回数にして9回の会議を開催し学校名、校歌、校章、制服、通学支援、教育課程などのほか中学校の統合に関する事項についてご協議をしていただき教育委員会へ提言をしていただきました。

学校名については昨年7月21日の第2回臨時議会において身延中学校とする条例改正案をご議決いただいたところであり、新身延町中学校が円滑なスタートができるよう学校、生徒、保護者、教育委員会がそれぞれ準備をしてまいりました。いよいよ4月8日には開校いたしますので、皆さまのなお一層のご支援・ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に小学校の統合についてであります。

小学校の統合は平成29年4月に5つの小学校を2校に、平成30年4月に2つの小学校を1校に統合し現在7校ある小学校を3校に統合する準備を進めております。

仮称、身延第1小学校、第2小学校、第3小学校統合準備委員会を昨年の10月19日に同時に設置をし小学校の統合に向け協議を開始していただいております。

まずはじめに学校名の検討をしていただいております。今月末か4月には各準備委員会から教育委員会へ学校名の提言がなされる予定であります。その後は校歌、校章、通学支援などについて協議・検討をしていただくことになってまいります。

次に複式学級の解消についてであります。

小学校の複式学級は隣り合う学年の人数が12人以下のときに生じることになります。平成29年度の小学校統合以降は当面、複式学級は生じないと思われませんが平成28年度は久那土小が2、下部小2、原小学校2、下山小が1と4つの小学校で7つの複式学級が生じる見込みです。統合までは引き続き予算編成権を有する町長の理解を得ながら可能な限り町単独負担教諭を配置し複式学級の解消に努めてまいります。

次に教職員支援についてです。

言うまでもなく未来を切り開くのは人です。その人をつくる教師の頑張りこそ教育の土台であると考えます。昨今、教師はややもすると児童生徒を取り巻く社会環境、生活環境など教師の努力ではいかんともしがたい状況に翻弄され、教師個々が理想とする学校教育に支障を感じているやに思えます。

本町は幸いにも平穏な教育環境であると言えますが、教育委員会は引き続き教育現場における教職員の教育力を信じ、これを力強く支えてまいります。

次に学校施設設備環境の充実についてです。

言うまでもなく学校施設は多くの時間を学校で過ごす児童生徒にとって快適な学習、生活の場でなくてはならず、また災害時における避難所として住民に安全・安心な空間を提供する場でもあります。

老朽化の進んだ施設設備は不要不急を勘案しながらではありますが、特に統合後に使用する校舎を中心に計画的に修繕等を行ってまいります。

次に特別支援教育支援員の配置および特別支援学級の設置であります。

特別支援教育支援員の配置については昨年同様、困り感のある児童生徒の学習や生活を支援するため全校に支援員を配置します。また特別支援学級についても障害の区分および程度に応じ小学校は3学級、中学校に2学級を開設し、きめ細やかな対応を引き続き行ってまいります。

次に中高連携についてです。

現在の県の身延・南部地域中高連携推進検討委員会設置要綱に基づく学校関係者、町関係職員、県関係職員の10人で構成される推進検討委員会が適宜開催をされ、中高一貫教育の1つの形態として身延高校と身延中学校、また南部中学校が連携することについての検討を行っています。

本格実施の時期はまだ明確ではありませんが、平成27年度には中高の教員による授業研究やサマーセミナー、防災サマーキャンプ、芸術鑑賞会、部活動合同練習などを行い連携を図っています。

今後も引き続き現在の試行などを検証し、本格実施について検討してまいります。

続きまして、生涯学習関係について説明いたします。

本町における生涯学習活動はそれぞれの地域、また各種団体を中心に子どもから高齢者まで多種多様な活動が行われております。公民館活動やスポーツ、レクリエーション、歴史、美術、芸術、音楽、読書、青少年育成など町民の皆さまは多様な学習活動を実践しており、その熱意はますます盛んなものがあるといえます。

生涯学習は人々が自己の啓発や生活の向上のために自発的意思に基づいて行うことを基本とし必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで生涯を通じて行う学習だといわれています。生涯学習は生涯にわたって元気で楽しく学び習う活動であり、その活動には性別、年代を超えた交流が生まれ人々が元気になり、その中で生まれ育まれたつながりが地域協働のまちづくりに生かされていくものだと思います。

教育委員会ではこのような視点に立って生涯にわたり学習していく環境づくりを進めるため学習活動の支援、生涯スポーツの推進、文化・芸術の振興と文化財の保護、青少年健全育成の推進に取り組んでまいります。

それでは平成28年度の主要施策について、ご説明をいたします。

1 点目として先般策定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき次の4事業を展開していきます。

まず地場産業の活性化とPRの強化を目的とし西嶋和紙、和紙の里の活用推進を図ります。県内はもとより関東圏域の学校などをはじめ広く一般に向けて西嶋和紙、ならびに和紙の里体験施設の利用をダイレクトメールなど効果的な手段により働きかけます。また西嶋和紙の需要開拓を目的とし首都圏等で行われる見本市への参加を支援するため、西嶋和紙工業組合へ補助金を交付します。

次に若い人が積極的に地域を考え行動する組織づくりを通じ、町を元気にできる人材の育成に取り組みます。これは人材育成講座、仮称、WAKAMONO(わかもの)大学を開催しさまざまな立場の若者により町の将来について語り合い調査・研究を進め、この講座が機会となり全町的に町を元気にする人材育成を支援していきます。

次に郷土愛を育む教育の充実施策として大学講座との連携により地域の文化、歴史を学び郷土愛を育む学習の場として講座等を開催します。郷土を学ぶことにより郷土を愛し、郷土に誇りを持てる子どもを育てる環境づくりを行います。

次に生涯学習活動の拠点である社会教育、社会体育施設へのAEDの配備を進めます。公民館、分館、体育館などは多くの町民が集い生涯学習の場として利用されています。利用者に不測の事態が生じた場合、直ちにその危険を回避する手段として有効なAEDを配備することにより、より安心して施設を利用していただけよう安心・安全な施設管理に努めてまいります。

さらに平成28年度におきましても町民の皆さまが生涯学習に取り組んでいただけるよう次の施策を展開していきます。

1として地区公民館、分館を学習活動の拠点として安全に利用していただくことを念頭に施設を提供していくとともに分館運営、また集落館整備を進め地域の皆さまが交流するコミュニケーションの場として講座などの充実を図ってまいります。

2として心と体の健康はすべての人が望んでいます。特に団体活動は多くの仲間とプレイをすることで楽しみは大きくなります。多くの町民の皆さまが町民スポーツを合言葉にスポーツレクリエーションをより安全に、より一層楽しむことができるよう施設の提供、各種スポーツ教室等の開催等、生涯スポーツの推進に取り組んでいきます。

スポーツ活動の中心となる体育協会はさらに自立的な活動や活性化が図られ、競技力の向上を目指すように支援を進めてまいります。

また地域住民の皆さまの健康づくりの一助となるような事業を体育協会およびスポーツ推進員とともに検討してまいります。

次に3として文化・芸術の振興と文化財の保護です。

文化・芸術は心を癒してくれます。また文化財はふるさとの歴史文化の証であります。このため多様な価値観や情報を提供してくれる図書館の充実、魅力ある自主事業、企画展などを継続して開催していきます。

なお平成28年度は総合文化会館開館20周年の年であり、年間を通して魅力ある講演などを計画し多くの皆さまに足を運んでいただければと考えています。さらに今後も町民一人一芸運動を念頭に町民の皆さまが自ら率先して文化・芸術活動に参加できるよう各種文化団体やサークル活動を支援してまいります。また身延町の歴史や文化財の証人であり、豊かな自然の象徴である文化財については県指定文化財、旧市川家住宅の茅葺屋根の葺き替え改修を2カ年

の計画で予定をし、その保存に努めていきます。

また平成20年度から取り組んでいる国指定天然記念物、身延町ブッポウソウ繁殖地の保護・増殖を図るため、生息調査などを実施し地域住民の皆さまと共同する中で保存管理計画の策定に取り組めます。

そして文化財の保護、保存とその活用に努めるとともに地域固有の歴史遺産を学ぶ機会の充実に努めてまいります。

最後に4として青少年健全育成の推進です。

子どもたちの健やかな成長、のびやかな心身の発達には家庭と地域の教育力をより一層向上させていくことが大切であります。身延町青少年総合対策本部、ならびに青少年育成身延町民会議が掲げるスローガンの「地域の子どもは地域で守り育てる」のもと連携をしながら町全体でのあいさつ運動、子どもたちを見守る運動などを進めるとともに青少年育成の諸活動を地区公民館と連携しながら推進をします。

これまで申し上げました各種の事業を実施するにあたっては町民の皆さま、関係団体と協力・協働の上、必要とされる事業を取り入れ、事業の見直しを行い取り組んでいきたいと思っております。

これによって新鮮なメニューを提供することができ町民の皆さまの学習意欲を喚起し、学習活動の輪が元気なまちづくりにつながっていきけるようにしたいと考えております。

以上、本町の教育行政推進にあたり町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、平成28年度教育方針、ならびに主要施策の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野島俊博君）

教育長の教育方針を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時20分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第6 議案第2号 身延町行政不服審査会条例の制定について

日程第7 議案第3号 身延町法務専門職員の任用等に関する条例の制定について

日程第8 議案第4号 身延町職員の退職管理に関する条例の制定について

以上の3議案は条例制定案でありますので、一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

指名をいただきましたので、提案理由のうち議案第2号から議案第4号について提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第2号 身延町行政不服審査会条例の制定についてであります。

身延町行政不服審査会条例の議案を提出いたします。

平成28年3月3日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、新たに行政不服審査会を設置する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第3号 身延町法務専門職員の任用に関する条例についてであります。

以下は省略をさせていただいて、提案理由を申し上げます。

行政不服審査法の全部改正に伴い、審査手続き業務を行う法務専門職員を任用するため条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第4号 身延町職員の退職管理に関する条例の制定についてであります。

以下は省略をし、提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職管理について条例で定める必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

議案第2号から議案第4号につきましては以上でございます。

なお、詳細につきましては担当より説明をいたささせていただきますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第2号から議案第4号までの詳細説明を求めます。

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それでは議案第2号、第3号、第4号について詳細説明をさせていただきます。

なお、この3案件につきましては2月24日の議員全員協議会で説明させていただきましたので主なところの説明とさせていただきます。

議案の2ページをお開きください。

はじめに議案第2号 身延町行政不服審査会条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

行政不服審査制度は行政処分に関し、国民がその見直しを求め行政庁に不服を申し立てる制度でございます。行政不服審査法は昭和37年の制定以来、50年以上が経過し実質的な法改正は行われておらず、その間、国民の権利・利益に関する意識や関連制度を取り巻く環境も変化し時代に即した見直しが求められておりました。

今回、公正性の向上、使いやすさの向上、救済手段の充実・拡大等の観点から新しい行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることになりました。この改正に伴い行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき行政不服審査会を設置する必要があるため、条例の制定を行うものであります。

2ページの第1条から3ページの第11条まで、身延町行政不服審査会にかかる設置や所掌事務、また第6条で審査会に専門的知識を持った専門委員を置くことができる規定を定めるものであります。

附則

施行日は平成28年4月1日とするものであります。

以上で議案第2号の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第3号 身延町法務専門職員の任用等に関する条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

本条例は議案第2号で説明しました身延町行政不服審査会条例の制定に伴い、審理手続きを行う法務専門職員の任用等に関し条例の制定を行うものでございます。

審理手続きを行う審理員は職員の中から指名されなければなりません。しかし職員の中から審理員を確保するには非常に困難であります。したがって外部から弁護士等の専門家を法務専門職員として任用し審理手続きに当たってもらうというものであります。

法務専門職員の身分は非常勤の特別職として審理手続きが必要となったときに任用するものでございます。

第1条、趣旨から第7条、罰則まで身延町法務専門職員の任用等に関する規定を定めるものであります。

附則

施行日は平成28年4月1日とするものであります。

以上で議案第3号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第4号 身延町職員の退職管理に関する条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員の退職管理の適正を確保するため退職管理に関する規定を新たに設けられました。

このことから離職者が職員に対し在職時の職務に関連した影響力を執行することがないよう条例で定める必要があることから新たに条例を制定するものでございます。

第1条では趣旨、第2条では再就職者による依頼等の規制について、第3条では任命権者への届け出についてそれぞれ定めるものであります。

附則

施行日は平成28年4月1日とするものであります。

以上で議案第4号の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

- 日程第9 議案第5号 身延町情報公開条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第6号 身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第7号 身延町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 身延町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 4 議案第 1 0 号 身延町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号 身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 身延町職員給与条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 身延町公民館条例の一部を改正する条例について

以上の 1 7 議案は条例改正案でありますので、一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、提出案件のうち議案第 5 号から議案第 2 1 号について提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第 5 号 身延町情報公開条例等の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略をし、提案理由を申し上げます。

行政不服法の全部改正に伴い、現行の審査会制度における審理員による審理の適用除外について規定する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 6 号 身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略をし、提案理由を申し上げます。

行政不服法の全部改正に伴い、身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 7 号 身延町税条例の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略をし、提案理由を申し上げます。

行政不服法の全部改正に伴い、身延町税条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 8 号 身延町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略をし、提案理由を申し上げます。

行政不服法の全部改正に伴い、審査請求人に対する提出書類等の写しの交付等に関わる手数料について定める必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 9 号 身延町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略をし、提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行および身延町公平委員会に関する例規の見直しを行ったことに伴い、身延町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 10 号 身延町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略をし、提案理由を申し上げます。

身延町公平委員会に関する例規の見直しを行ったことに伴い、身延町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 11 号 身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略をし、提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 12 号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略をし、提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律および学校教育法等の一部を改正する法律の施行により身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 13 号 身延町職員給与条例等の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略をし、提案理由を申し上げます。

平成 27 年人事院勧告及び山梨県人事委員会の勧告に伴い、身延町職員給与条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 14 号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略をし、提案理由を申し上げます。

平成27年人事院勧告及び山梨県人事委員会の勧告に伴い、身延町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第15号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略をし、提案理由を申し上げます。

身延町なかとみ青少年自然の里条例を廃止することに伴い、身延町特別会計設置条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第16号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略をし、提案理由を申し上げます。

山梨県において重度心身障害者医療費助成制度の見直しが行われ、障害児に対する医療費助成方法を窓口無料化方式へ変更することに伴い、身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第17号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略し、提案理由を申し上げます。

地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第18号 身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

以下は省略し、提案理由を申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第19号 身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略をし、提案理由を申し上げます。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第20号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略し、提案理由を申し上げます。

保育料負担軽減に関する国の政策、山梨県の事業及び本町の総合戦略を実施するため身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第21号 身延町公民館条例の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略し、提案理由を申し上げます。

地域の実情に応じて円滑な公民館活動を図るため、身延町公民館条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

議案第5号から議案第21号については以上でございます。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第5号から議案第21号までの詳細説明を求めます。

はじめに議案第5号から議案第14号までの詳細説明を求めます。

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それでは議案第5号から議案第14号までの10案件について説明させていただきます。

はじめに議案第5号 身延町情報公開条例等の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

行政不服審査法の全部改正に伴い、既存の3つの条例に関連している条例の一括改正条例としてまとめて条例の一部改正を行うものでございます。

行政処分に関し不服申し立てがあったときは審査庁は原則として審理員による審理手続き、行政不服審査会への諮問・答申を行うことになっております。行政不服審査会を設置する趣旨は審査庁から独立した中立の機関がその採決をチェックすることにより採決の公正性、客観性を担保とすることになりました。このことから現行制度において原処分、または採決の際に他の第三者機関が関与している場合は審理員による審理手続きが省略されるものであります。

現行の情報公開条例には情報公開審査会があります。また個別情報保護条例および特定個人情報保護条例にも個人情報保護審査会の規定がございます。これらの条例に関するものに不服申し立てがあった場合には、これらの各審査会が審議をすることになっておりますので今回の改正では両審査会の規定の中に審理員による審査手続きの適用を除外する規定を設けるものであります。

具体的には情報公開条例でいいますと新旧対照表の1ページをご覧ください。

不服申し立てが審査請求に一元化されたことにより第3章の章名をはじめ不服申し立てを審査請求に改めるものであります。

2ページにいきまして審査会への諮問を規定した現行条例の15条と16条の内容を新16条にまとめ、新15条として審理員による審理手続きの適用除外の規定を設けるものであります。

その他、新法の内容に合わせた必要箇所の改正であります。3つの条例ともほぼ同様の内容

の改正でございます。

議案の13ページにお戻りください。

附則

施行日は平成28年4月1日とするものであります。

以上で議案第5号の詳細説明を終わらせていただきます。

議案第6号 身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

行政不服審査法の全部改正に伴い今回、行政不服審査法施行令も新たに制定されました。この新法および新法施行令の改正に伴う条例の一部改正であります。

16ページをお開きください。

4行目、第4条第2項関係は字句の追加でございます。

8行目、第4条第3項関係は根拠法令が施行令になったことと条番号の改正でございます。

11行目、第4条第6項関係は審査申出人にかかる委員会への届け出に関する条文の追加でございます。

14行目、第6条第5項関係は新法による追加でございます。

18行目、第6条第2項関係については行政手続き等における電気情報処理組織、電子申請のことでございますが、これを使用して弁明した場合にはそのまま弁明書が提出されたものとみなすという条文の追加でございます。

23行目、第11条第1項中の条文は新法による追加でございます。

下から7行目ですが施行日は平成28年4月1日とするものでございます。

以上で議案第6号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第7号 身延町税条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

20ページをお開きください。

上から3行目、第18条の2第1項中、不服申し立てを審査請求に改める。

行政不服審査法の全部改正に伴い、不服申し立てが審査請求に一元化されたことによる字句の改正でございます。

附則

施行日は平成28年4月1日とするものであります。

以上で議案第7号の詳細説明を終わらせていただきます。

議案第8号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

本条例の一部改正についても行政不服審査法の全部改正に伴う改正であります。

新法では処分庁が審理員に提出した弁明書等のすべての書類については原則、審査請求人への閲覧と写しの交付が認められています。このことから22ページの上から5行目になりますが第8条に新たに審理員の権限による手数料の減額、または減免についての規定をただし書きで加えるもので、上から9行目になりますが第2項から第4項を加えるものであります。

なお、また下から14行目、別表中の45項の次に1項を加えるものであります。これは行政不服審査法に関する書類の交付の際にコピー等の手数料を定めたものでございます。

附則

施行日、平成28年4月1日とするものでございます。

以上で議案第8号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第9号 身延町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による改正により今回の改正は地方公務員法上、従来の勤務評定制度に代えて人事評価制度の導入が義務づけられるなど地方公務員について能力および実績に基づく人事管理の徹底が図られることから本条例を改正するものであります。

改正法のうち能力および実績に基づく人事管理部分のポイントにつきましては1つとして能力本位の任用制度の確立、2つ目として人事評価制度の導入、3つ目として分限事由の明確化であります。この分限事由の明確化で分限事由の1つとして人事評価、または勤務の状況を示す実像に照らし、勤務成績がよくない場合と明確化されております。

それではお手元の資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。

19ページになりますが旧の表、第1条では職員の意に反する降任、免職および休職となっている者を地方公務員法第27条第2項の規定の改正により降給の事由ならびに職員の意に反する降任、免職、休職および降給、この降給が新たに追加されました。降給に改めるものでございます。

右側の新しい表、第2条で降給の種類、第3条で降給の事由、第4条で降号の事由を追加し、20ページにいきまして5行目、第5条の降任、免職および休職の手続きに降給を追加するものであります。

また条項の追加により第3条を第6条とし、第4条を第7条とするものであります。

第5条中「身延町公平委員会の承認を得て」を削る。この改正は条例の施行に關しての承認は公平委員会の所掌事務には当たらないとのことから削除し、第8条とするものであります。

議案の25ページにお戻りください。

上から6行目、附則でこの条例は平成28年4月1日から施行する。

ただし第5条中「身延町公平委員会の承認を得て」を削る改正規定は、公布の日から施行するものであります。

以上で議案第9号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第10号 身延町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

本条例は地方公務員法に基づき職員の懲戒の手続及び効果に關し、必要な事項を定めております。

28ページをお開きいただきたいと思います。

上から4行目、第5条中「身延町公平委員会の承認を得て」を削るものであります。この部分の改正については先ほど議案第9号で説明したとおりでございます。

附則

この条例は公布の日から施行する。

以上で議案第10号の詳細説明を終わらせていただきます。

議案第11号 身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例に

ついて詳細説明をさせていただきます。

30ページをご覧ください。

本条例につきましても地方公務員法および地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法第52条の2第1項に規定する人事行政の運営等の状況の公表に関する報告事項について改正が行われたため、本条例を改正するものであります。

上から4行目、右側ですが同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り8号とし7行目、第7号に職員の退職管理の状況を加え、下から4行目、第2号に職員の人事評価の状況をそれぞれ追加するものであります。

下から3行目、第5条第2号は議案第7号で申し上げましたとおり不服申し立てが審査請求に一元化されたことによる字句の改正でございます。

附則

施行日につきましては、平成28年4月1日とするものであります。

以上で議案第11号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第12号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

32ページをご覧ください。

本条例につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法第24条の項ずれにより本条例を改正するものであります。

上から4行目、第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるものであります。

また学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の小中学校に加え小学校から中学校までの義務教育を一貫として行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、上から5行目になります。第8条の2第1項第2号中「小学校」の次に「義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部」を加えるものであります。

附則

施行日、平成28年4月1日とするものでございます。

以上で議案第12号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第13号 身延町職員給与条例等の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

34ページをご覧ください。

平成27年国の人事院勧告及び山梨県人事委員会の勧告に伴い、一部改正を行うものであります。

上から5行目、第17条の4第2項第1号中については一般職、特定幹部職員、再任用職員、再任用特定幹部職員の勤勉手当の支給率の改正を行うものであります。

一般職は「100分の75」を「100分の85」に、特定幹部職は「100分の95」を「100分の105」に改め、それぞれ100分の10の引き上げを行うものでございます。

また再任用職については「100分の35」を「100分の40」に、再任用特定幹部職は「100分の45」を「100分の50」に改め、それぞれ100分の5の引き上げを行うものでございます。

次に一般職の給料表の改正でございます。人事院及び人事委員会では一般職の給与が民間の給与を下回る調査結果をもとに民間給与との均衡を図るため引き上げ勧告を行いました。これ

に伴い身延町においても人事委員会勧告に準じ、上から8行目ですが別紙第2から別紙第2の4まで、34ページから53ページになりますがこの給料表を改正するものでございます。平均改定率は0.4%でございます。

54ページをご覧ください。

上から2行目、第16条中の条文につきましては職員1時間当たりの給与額の算出方法の改正であります。現在は国家公務員法と同様の算出方法としておりますが、地方公務員については労働基準法の算出方法が適用されることになったため、算出方法の根拠に準じた改正を行うものでございます。

上から9行目、第17条の4第2項第1号中については第1条で引き上げました勤勉手当の率100分の10を案分し6月期と12月期の2期に配分し直す改正内容でございます。

上から13行目、第3条につきましては単身赴任手当の額の改正であります。平成27年3月の第1回定例会の議案第10号にて、単身赴任手当の月額を「2万3千円」から「3万円」に改正させていただきました。また附則において平成30年3月31日までの間は3万円を超えない範囲と定めたものでございます。しかし昨年8月の人事院勧告で期間が短縮され、平成30年3月31日を平成28年3月31日に改められましたので、本町におきましても「平成30年3月31日」を「平成28年3月31日」に改めるものであります。

なお、身延町では単身赴任手当の支給に該当する職員はおりません。

附則

(施行期日等)

第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

以上で議案第13号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第14号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

56ページをご覧ください。

平成27年の国の人事院勧告及び山梨県人事委員会の勧告に準じ、一般職の勤勉手当の率の改正に伴い特別職の期末手当の支給率0.1カ月の引き上げを行うものであります。

第1条、上から5行目、第3条第4号中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改めるものであります。

第2条、上から8行目、第3条第4号中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改めるものであります。

第1条の改定を受け0.1カ月を6月期に0.05カ月、12月期に0.05カ月に振り分ける改正であります。

今回の改正により全体の支給率は年4.1カ月から4.2カ月となります。

なお、施行日につきましては公布の日から施行し、第2条の規定につきましては平成28年4月1日であります。

以上で議案第14号の詳細説明を終わらせていただきます。

以上、議案第5号から14号までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第15号の詳細説明を求めます。

笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

議案第15号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

58ページをお開きください。

今回の一部改正につきましては、山梨県立なかとみ青少年自然の里が平成27年度末をもって閉館することに伴い、身延町なかとみ青少年自然の里条例が廃止されることにより特別会計として設置しておく必要がなくなったため、条例から削除するものであります。

上から4行目、本則中第9号に規定されております身延町青少年自然の里特別会計を削り各号を繰り上げるものでございます。

附則

第1項では施行期日を、第2項では経過措置を規定しております。

経過措置につきましては本来、会計年度は4月1日から翌年の3月31日まででございますけれども、地方自治法に基づき翌年の4月1日から5月31日までの出納整理期間が認められているための経過措置でございます。

以上で議案第15号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第16号から議案第18号の詳細説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それでは最初に議案第16号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について説明いたします。

平成27年第4回定例会において障害児に対する医療費助成方法を窓口無料とするための一部改正条例案を議決していただきました。その内容は本年4月1日から障害児については重度心身障害者医療費助成制度の対象者から除外することで子育て支援等の医療費助成制度の対象として窓口無料化を実現するというものでした。

一方でこの間、山梨県におきましても制度の見直しが行われまして本年4月1日から重度心身障害者医療費助成制度の中で障害児に対する助成方法を窓口無料方式へ変更することとなりました。町では県の見直しを受け、今回改めて重度心身障害者医療費助成制度の中で障害児の窓口無料化を実現するため条例の一部改正を提案するものです。

60ページをご覧ください。

改正の要点は現行、第8条に新たに2つの項を追加するというものです。

改正規定ですが上から4行目をご覧ください。まず新たな項を追加するために現行の第8条第4項を第6項とします。

次の同条第3項中の「療養の給付等に関わる」という文言を削る改正ですが、これは当該第3項の表現全体を見直したところ不要な文言であるため今回の改正に併せて表現を整備するもので、第3項の規定内容に変更を加えるものではありません。

続いて第3項の次に新たな2つの項、第4項と第5項となりますが障害児に対する窓口無料方式を可能とするための規定を追加いたします。

現行の第8条は助成金の支給方法を規定しておりまして、受給者等がいったん窓口で支払ったのちに町への請求に基づき、その者へ助成するという償還払いを原則としつつ町への請求行為を省略できるよう自動還付方式を可能とする規定内容となっています。今回、新たに追加する第4項ですが受給者のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者に限っては、その者が保険医療機関の窓口で支払うべき費用を町がその者に代わって当該保険医療機関へ支払うこと、つまり窓口無料方式を可能とするための規定です。

次に新たに追加する第5項は窓口無料方式の場合、助成金は本来の支給対象者に代わって保険医療機関に支払われることとなりますので、この場合においても当該助成金は本来の支給対象者に対し支払われたものとみなす旨を規定しています。

ここで1点申し添えたいと思いますが、第4項の規定の中で窓口無料の対象者を昨年議決していただいた一部改正条例案と同様、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者といたしました。県の制度におきましては、15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者とされておりまして、県の対象年齢を超えて窓口無料とした部分、この部分に対する国のペナルティにつきましては、県の補助対象とはならず町単独財源での対応となりますが、この点につきましても議会のご理解を頂戴したいと存じます。

最後に本条例案の附則について説明いたします。

第2項は自動還付方式と窓口無料方式による助成方法の適用関係を明らかにするための規定で障害児に対する窓口無料方式はこの条例の施行日である本年4月1日以降に受診する場合に適用されますが、同日前の受診については従前の自動還付方式による助成方法が適用されることを明示しています。

また附則の第3項は今回の条例改正に伴いまして、昨年第4回定例会で議決していただいた平成27年身延町条例第36号について施行する必要がなくなったため廃止する旨を規定したもので、附則第1項ただし書きの規定により今回の一部改正条例の公布の日をもって廃止いたします。

議案第16号についての説明は以上であります。

続きまして議案第17号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

62ページをご覧ください。

平成26年法律第83号として公布された地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により介護保険法の一部が改正され、現行では居宅サービスに位置づけられている通所介護のうち利用定員が19人未満の小規模な通所介護を本年4月1日から地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけることとなりました。これは少人数で生活圏域に密着したサービスであるとの考え方によるものです。この法改正を受け、本年2月に地域密着型サービスの人員等の基準を定めた厚生労働省令の一部が改正され本年4月1日から施行されることとなりました。

市町村は地域密着型サービスの事業の人員等の基準を条例に定めるにあたっては、厚生労働省令の基準を勘案することとされていることから現行条例の一部を改正するものです。

今回の一部改正の主なものは次の3点です。

1点目は地域密着型通所介護に関わる人員等の基準を新たに設けること。2点目は地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえ、同様の通所介護サービスを提供する認知症対応型通所介護の事業についても地域との連携や運営の透明性を確保するために運営推進会議の設置などを義務づけること。3点目は一部改正条例の附則において利用定員19人未満の現行の通所介護事業所がこの条例の施行日である本年4月1日から小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所に転換する場合の宿泊室の設置を一定期間猶予する旨を規定すること。

以上の3点が主なものでありまして、その内容につきましては先般の議員全員協議会の折に説明させていただきましたので、ここでの再度の説明は省略させていただきます。

その他、細々とした改正がありますがそれらは法改正に伴う条項番号のずれの修正、あるいは新たな規定の追加により他の条文を整理する必要が生じたための事務的・技術的な改正でありまして、もともとの規定の内容に変更をもたらすものではありませんのでこれについての説明を省略させていただきます。

今回の条例改正に当たり、厚生労働省令で規定される国の基準の改正内容を検討した結果、町ではこれと異なる内容を規定すべき特段の事情はないものと判断し、国の基準改正と同様の改正をしようとするものであります。

本条例の施行日は厚生労働省令の施行日と同じ平成28年4月1日を予定しております。

以上、議案第17号の説明を終わりました続きまして81ページをお開きください。

議案第18号 身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

先ほどの議案第17号と同様、地域密着型介護予防サービスに関わる国の基準が改正されたことに伴い、現行条例の一部を改正するものです。

なお、説明に当たりまして事務的あるいは技術的な要請による改正についてはもともとの規定内容に変更をもたらすものではないことから、その部分の説明については省略させていただきます。

82ページをお開きいただきまして、上から12行目をご覧ください。

第39条中の改正が今回の主となる改正部分です。第39条は介護予防認知症対応型通所介護の事業に関わる運営基準として地域との連携について規定した条文です。現行は2つの項で構成されていますが、今回の改正において新たに3つの項を追加いたします。先ほどの議案第17号において要介護1から5の方を対象とする認知症対応型通所介護の事業について、地域との連携や運営の透明性を確保するために運営推進会議の設置等の基準を追加いたしました。これと同様の考え方から要支援1、2の方を対象とするこの介護予防認知症対応型通所介護の事業についても地域との連携をさらに深めるため、議案第17号と同様の基準を追加するものです。

第39条中の改正規定をご覧くださいと、まず現行の「第2項」を「第4項」に改めたのちに第5項として新たな規定を追加します。

第5項の趣旨は、高齢者向けの集合住宅など同一の建物に所在するサービス事業所がその集合住宅に居住する高齢者のみにサービスを提供するような閉鎖的なサービスとならないよう地域の高齢者にもサービスを提供するよう努めることを求めたものです。

続いて82ページのちょうど中ほどになりますが、第39条第1項を第3項に改めたのちに

第1項を第2項として新たな2つの項を追加します。

新第1項の趣旨は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員等を構成員とした運営推進会議を設置することを求めています。これは地域に開かれたサービスとすることで一定のサービスの質の確保を図ることを目的とするものです。

82ページの下から8行目、新第2項は運営推進会議に対して行った活動状況に関する報告、それに対する運営推進会議の評価、その他要望や助言等の記録を作成し公表することを求めるもので、これらの規定を追加することでさらなる地域との連携を図り運営の透明性を確保しようとするものです。

次に下から6行目、第40条第2項の改正規定をご覧ください。

第40条は介護予防認知症対応型通所介護の事業に関わる記録の整理について規定していますが先ほどの第39条の改正で説明した運営推進会議、この会議に関わる報告、評価、要望、助言等の記録を整理し一定期間保存することを求めるため第6号を追加するものです。

以上が一部改正条例の本則における主な改正内容です。

最後に83ページをご覧ください。

附則第2項の経過規定に関するものですが先ほどの議案第17号と同様、利用定員19人未満の現行の通所介護事業所がこの条例の施行日である本年4月1日から介護予防小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所に転換する場合、設備基準に定める宿泊室の設置を一定期間猶予する旨を規定しています。

以上で説明は終わりますが、本条例を定めるに当たりまして勘案すべきとされる厚生労働省令の基準の改正内容を検討した結果、町ではこれと異なる内容を規定すべき特段の事情はないものと判断し国の基準改正と同様の改正を提案するものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第19号の詳細説明を求めます。

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

議案第19号 身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

86ページをご覧ください。

電気事業法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本町の道路占用徴収条例の一部を改正するものです。

身延町道路占用料徴収条例第4条第1項第6号中の電気事業法第2条第1項第10号に条項ずれが生じたため「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に改めるものです。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第20号の詳細説明を求めます。

佐野子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

議案第20号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する

る条例の一部を改正する条例についての詳細説明をいたします。

88ページをお開きください。

今回の改正は、国の制度改正によりひとり親と多子世帯の保育料軽減の制度改正による改正と保育料無料化事業の県助成を受けながら、町が対象範囲を拡大して実施する多子世帯の保育料無料化事業のための改正であります。

それぞれの規定の具体的な内容は、備考6が国の制度改正によりひとり親世帯の1号認定子どもについて第3階層の第1子の保育料を現行制度の半額とし、第2子を無料とする内容に加えて多子計算にかかる第1子の年齢制限を撤廃し、第1子の年齢にかかわらず第2子を半額、第3子以降を無料とする内容です。

備考7が国の制度改正によりひとり親世帯の2号認定と3号認定子どもについて、第5階層までの世帯の第1子の保育料を現行制度の半額とし、第2子を無料とする内容です。

備考8が町の総合戦略による保育料の無料化事業であり、山梨県の保育料無料化事業を活用しながら多子計算にかかる第1子の年齢制限を撤廃し、第1子の年齢にかかわらず第7階層までの世帯のすべての第2子以降を無料とする内容です。

附則

施行期日は平成28年4月1日からとするものです。

以上で議案第20号の詳細説明を終わります。

○議長（野島俊博君）

次に議案第21号の詳細説明を求めます。

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

議案第21号 身延町公民館条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

身延町公民館条例では中央公民館、地区公民館および分館の設置および管理や運営など基本事項について社会教育法に基づいて定めております。

90ページをご覧ください。

条例中、第16条第1項については公民館運営審議会についての規定ですが公民館に公民館運営審議会を置くとされております。このたびの一部改正は各地域において公民館活動を実践されている分館から地域における高齢化や過疎化によって公民館運営審議会の設置が困難な状況のため規定を見直していただきたいとの声が寄せられました。

関係団体との調整を進め教育委員会および社会教育委員会議の審議等を経て公民館運営審議会を「置く」から「置くことができる」と改正するものであります。

以上で議案第21号の詳細説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第26 議案第22号 身延町なかとみ青少年自然の里条例を廃止する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので提案理由のご説明を申し上げます。

議案第22号 身延町なかとみ青少年自然の里条例を廃止する条例についてでございます。

以下は省略させていただきます、提案理由を申し上げます。

山梨県立なかとみ青少年自然の里の廃止に伴い、身延町なかとみ青少年自然の里条例を廃止する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第22号の詳細説明を求めます。

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

議案第22号 身延町なかとみ青少年自然の里条例を廃止する条例について、若干の経過を含めまして詳細説明をさせていただきます。

なかとみ青少年自然の里は、昭和62年に山梨県立なかとみ青少年自然の里として開所しました。開所から平成17年度までは県から身延町が委託され、町の施設と併せて共同運営がされていました。平成18年度から現在までは身延町が県から指定管理者としてその業務を委託され運営を行ってきました。この間、開所から29年を経過し施設の老朽化および利用者の減少が進み、また県からの委託金・補助金を受ける中、県の事業の効果や県の施設の必要性を外部有識者が判定する山梨県行政評価アドバイザー会議において施設の譲渡・廃止、また補助金等の廃止について協議が行われ補助金については廃止、施設の管理・運営委託費については廃止も含めて施設の運営方法を再検討することと判定されました。

これを受け県では存続また廃止に向けて検討を行い、町との協議を進め県各部局による未利用財産利用調整会議において施設の利用を図りましたが、県として利用することには至りませんでした。

また関係する外部団体による利用も募りましたが、具体的な利用計画を示すものはいなかったと聞いております。この時点で県から町が利用することについての打診があり、また事業者から町への照会も数件ありましたが、やはり具体的な利用計画を提示していただくまでには至りませんでした。これにより本町としては施設運営経費、さらに予想される修繕費等を勘案し利用することは困難との判断に至りました。

県では平成26年12月の山梨県議会に山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の一部を改正する条例が上程され、県立なかとみ青少年自然の里にかかる規定が削除され、施行日を平成28年4月1日として改正条例が議決されました。

ここに至るまで町としましても施設の存続に向けて県と協議を続けてきましたが、山梨県立なかとみ青少年自然の里の廃止に伴い、身延町なかとみ青少年自然の里条例を廃止する必要が生じたため今議会に上程させていただきました。

以上で議案第22号の詳細説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第 2 7 議案第 2 3 号 身延町過疎地域自立促進計画(自平成 2 8 年 4 月至平成 3 3 年 3 月)
についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月仁司君)

ご指名をいただきましたので提案理由のご説明を申し上げます。

議案第 2 3 号 身延町過疎地域自立促進計画の策定についてであります。

以下は省略させていただきます、提案理由を申し上げます。

身延町過疎地域自立促進計画を策定するため、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 1 項の
規定により議会の議決を経る必要がございます。

これがこの議案を提出する理由であります。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせますのでよろしくご審議の上ご議決くださ
いますようお願いを申し上げます。

○議長(野島俊博君)

議案第 2 3 号の詳細説明を求めます。

佐野政策室長。

○政策室長(佐野文昭君)

議案第 2 3 号 身延町過疎地域自立促進計画の策定について詳細説明をさせていただきます。
まず過疎対策の沿革について説明をさせていただきます。

昭和 3 0 年代以降の高度経済成長に伴いまして、農山漁村地域から都市地域に向けて若者を
中心として大きな人口移動が起こり、都市地域においては人口の集中する過密問題が発生する
一方、農山漁村地域では住民の減少により地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障をきたす
ような、いわゆる過疎問題が発生をいたしました。

これに対処するため議員立法によりまして 1 0 年間の時限立法として昭和 4 5 年過疎地域対
策緊急措置法が制定されました。また昭和 5 5 年過疎地域振興特別措置法が制定され、平成 2 年
過疎地域活性化特別措置法が制定されました。また平成 1 2 年 4 月 1 日、1 0 年間の時限立法
としまして過疎地域自立促進特別措置法が施行され、平成 2 2 年 4 月 1 日、過疎地域自立促進
特別措置法の一部を改正する法律が施行。そして平成 2 4 年 6 月 2 7 日、過疎地域自立促進特
別措置法の一部を改正する法律が施行されました。この本改正によりまして現行法の有効期限
は平成 3 3 年 3 月末日までとなっております。

本町の過疎の指定の経過でございますけれども昭和 4 5 年に旧下部町、旧中富町が、また昭和
4 7 年には旧身延町が過疎地域対策緊急措置法の指定を受けました。その後、旧 3 町ともに昭
和 5 5 年に過疎地域振興特別措置法、平成 2 年に過疎地域活性化特別措置法、平成 1 2 年には
過疎地域自立促進特別措置法の指定を受け、合併後は 2 回の一部改正をする法律の施行により
現在まで各種補助事業等を活用して過疎対策事業を積極的に実施してまいりました。

今回の身延町過疎自立促進計画の変更は過疎地域自立促進措置法が平成 3 3 年 3 月末日まで
延長されたことに伴いまして、本町の計画を平成 2 8 年 4 月から平成 3 3 年 3 月までの 5 年間
とし文章や数値の変更および事業を追加した内容となっております。特に昨年 1 2 月に策定し
ました総合戦略関係の事業も新たに追加し、これからの本町のまちづくりと活性化に結びつけ

ていく計画となっております。

今後、過疎対策事業債を活用しての事業を執行していくにはこの過疎地域自立促進計画に事業計画が掲載されていないと過疎債を借り入れることができません。毎年この計画と照らして事業を行っていくこととなりますが、新規事業につきましてはその都度見直しを行い軽微な変更をしていくこととなります。

以上、詳細説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第28 議案第24号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので提案理由のご説明を申し上げます。

議案第24号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更についてでございます。

以下は省略して提案理由を申し上げます。

平成28年の4月1日から入札参加資格申請の受付および審査に関する事務を山梨県市町村総合事務組合が共同処理することに伴い、山梨県市町村総合事務組合同規約を変更するには地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体の協議が必要であり、この協議には同法第290条の規定により議会の議決が必要でございます。

これがこの議案を提出する理由であります。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

議案第24号の詳細説明を求めます。

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それでは議案第24号について詳細説明をさせていただきます。

今回の山梨県市町村総合事務組合同規約の変更内容については、これまで各市町村および一部事務組合が個別に実施している入札参加資格申請の受付および審査事務を4月から市町村総合事務組合が一括で受付および審査の事務を行うというものであります。

これにより申請者は今まで各市町村にそれぞれ提出していた書類を4からは電子申請により山梨県市町村総合事務組合に一部申請するだけで済むことから各受付団体および申請者双方の事務負担の軽減につながるものであります。

改正内容でございますが4行目、第3条中「第11号」を「12号」とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。6行目の第5号、競争入札に参加するものに必要な資格の審査に関する事務を加えるものでございます。

7行目、別表第2、第3条第1号から第4号までに掲げる事務の項の次に次のように加える。

第3条第5号に掲げる事務を加え、参加市町村と一部事務組合を加えるものでございます。

なお、別表第2に第3条第5号に掲げる事務を加えたことによって別表6号以下を1号ずつ繰り下げを行うものであります。

附則

(施行期日)

この規約は平成28年4月1日から施行する。

以上で議案第24号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(野島俊博君)

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第29 議案第25号 身延町勤労青年センターの指定管理者の指定について

日程第30 議案第26号 身延町下部温泉会館の指定管理者の指定について

日程第31 議案第27号 下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定について

以上の3議案は指定管理者の指定案でありますので、一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月仁司君)

ご指名をいただきましたので、提出案件のうち議案第25号から27号について提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第25号 身延町勤労青年センターの指定管理者の指定についてであります。

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称 身延町勤労青年センター

所在地 山梨県南巨摩郡身延町宮木1705番地

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団 体 の 名 称 株式会社富士川倶楽部

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町宮木1705番地

代 表 者 の 氏 名 代表 高野正海

3. 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

提案理由を申し上げます。

平成28年3月31日に指定管理者の指定期間が満了するので、新たに指定管理者を指定する必要が生じた。ついては、指定管理者の指定にあたり地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要でございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第26号 身延町下部温泉会館の指定管理者の指定についてであります。

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称 身延町下部温泉会館

所在地 山梨県南巨摩郡身延町下部1130番地1

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団 体 の 名 称 身延町商工会

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町梅平2483番地36

代表者の氏名 会長 笠井章

3. 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まででございます。
提案理由を申し上げます。

平成28年3月31日に指定管理者の指定期間が満了するので、新たに指定管理者を指定する必要が生じました。ついては、指定管理者の指定にあたり地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要でございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第27号 下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定についてであります。

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名称 下部温泉会館駐車場

所在地 山梨県南巨摩郡身延町下部1130番地1

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団体の名称 身延町商工会

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町梅平2483番地36

代表者の氏名 会長 笠井章

3. 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

提案理由につきましては平成28年3月31日に指定管理者の指定期間が満了するので、新たに指定管理者を指定する必要が生じました。ついては、指定管理者の指定にあたり地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要でございます。

これがこの議案を提出する理由であります。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

議案第25号から議案第27号までの詳細説明を求めます。

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それでは議案第25号から議案第27号について、指定管理者の指定に関わる議案であります。

今回、上程いたします3件につきましては指定管理期間が本年3月31日をもって終了するため、4月1日からの指定管理について身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条に基づき1月27日、水曜日、午後1時から本庁舎2階会議室で指定管理者選定委員会を開催しました。

町長からの諮問に対し指定管理者にふさわしいかを慎重に審査・選定し答申をいただきました。このような経緯を踏まえ今回、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をしていただくために上程するものであります。

議案第25号については、身延町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公募を実施しました。また議案第26号および27号の2施設については、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の指定管理候補者の選定の特例として第1号の公の施設の性格、規模、機能等を考慮し設置目的を効果的かつ効率的に達成するため地

域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思慮するときに該当すると判断し公募をいたしませんでした。

議案第 2 5 号の身延町勤労青年センターの指定管理者の指定ですが、指定管理の申請者は株式会社富士川倶楽部でございます。

主な内容は身延町宮木にあります身延町勤労センターの管理運営であります。地域の活性化と地域住民の健康維持、福祉増進を目的とした施設の活用と富士川リバーツーリズムを拠点施設として町内外へ新たな観光産業として取り組んでいます。

次に議案第 2 6 号の身延町下部温泉会館の指定管理者の指定であります。指定管理申請は身延町商工会であります。

主な内容は身延町下部にある身延町下部温泉会館の管理運営です。町民の健康と福祉の増進を図るとともに観光客の誘客により町の活性化に寄与しています。

次に議案第 2 7 号の下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定でございます。指定管理申請者は同じく身延町商工会です。

主な内容は身延町下部温泉会館に付属する駐車場として管理運営を行い利用者の利便性を図っております。

3 件とも指定の期間は平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの 3 年間とし、それ以降は改めて施設の管理運営方法等について評価・検討を行うこととしました。

以上で議案第 2 5 号から第 2 7 号までの指定管理者の指定に関する議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は 1 3 時といたします。

休憩 午後 1 2 時 0 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 2 7 年度身延町一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 3 3 議案第 2 9 号 平成 2 7 年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 3 4 議案第 3 0 号 平成 2 7 年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 3 5 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度身延町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 3 6 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 3 7 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 3 8 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 3 9 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 4 0 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 4 1 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 4 2 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度身延町大河内地区財産区特別会計補正予算（第 1 号）

以上の11議案は補正予算案でありますので、一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

指名をいただきましたので、議案第28号から議案第38号について提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第28号 平成27年度身延町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,206万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億132万7千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条、繰越明許費の追加及び変更は「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債」による。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第29号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,442万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,095万6千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第30号 平成27年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ461万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,922万9千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第31号 平成27年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,478万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,673万9千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第32号 平成27年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ289万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ472万2千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第33号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,958万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,812万5千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第34号 平成27年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ151万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,671万8千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第35号 平成27年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてあります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ109万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,500万4千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第36号 平成27年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第3号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ225万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,950万7千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第37号 平成27年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ510万3千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第38号 平成27年度身延町大河内地区財産区特別会計補正予算(第1号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76万8千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

なお詳細につきましては、28号から37号については担当より説明をいたさせますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第38号は詳細説明を省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

議案第28号から議案第38号までの詳細説明を求めます。

なお、配布してあります詳細説明省略議案により議案第38号についての詳細説明は省略いたします。

はじめに議案第28号の詳細説明を求めます。

笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

議案第28号 平成27年度身延町一般会計補正予算（第6号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。第2表 繰越明許費補正であります。

まず追加であります。2款1項総務管理費の地方公共団体情報セキュリティ強化事業1,350万円とまち・ひと・しごと創生事業4,100万4千円の繰り越しであります。国の補正予算に計上されました事業であり、国が繰り越しをするため繰り越すものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費の個人番号カード関連事業費交付金400万1千円の繰り越しであります。国の補正予算に計上され、国が繰り越しをするため繰り越すものでございます。

3款1項社会福祉費の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業7,200万円の繰り越しであります。国の補正予算に計上されました事業であり、国が繰り越しをするため繰り越すものでございます。

2項児童福祉費の保育所の利用者負担軽減に係るシステム改修事業99万4千円と第2子以降保育料無料事業に係るアドオンツール開発事業30万3千円の繰り越しでございます。システム改修等が今年度中に終了することができないため繰り越すものでございます。

6款1項農業費の県営中山間地域総合整備事業負担金645万円の繰り越しであります。用地交渉および境界確認に不測の日数を要したため繰り越すものでございます。

8款2項道路橋梁費の橋梁修繕事業1億400万2千円の繰り越しであります。西嶋第一橋橋梁修繕工事が関係機関との河川占用協議等に不測の日数を要したため繰り越すものでございます。

道路改良事業3,002万円の繰り越しであります。町道西谷線および町道田原鴨狩線の道路改良工事が他事業との調整および関係機関との河川占用協議等に不測の日数を要したため繰り越すものでございます。

次に変更分であります。11款1項農林水産業施設災害復旧費の林業施設災害復旧工事は昨年9月の第3回定例会において補正第3号で繰り越させていただきました。林道富士見山線災害復旧工事業の繰越額が確定したことにより5,875万円を減額し1億9,725万円に変更するものでございます。

次に8ページをお開きください。第3表 地方債補正であります。

まず追加であります。一般補助施設整備等事業債は地方公共団体情報セキュリティ強化事業に対する600万円の借り入れでございます。過年度発生災害復旧事業債は林道富士見山線災害復旧事業に対する2,710万円の借り入れであります。

次に変更であります。

過疎対策事業債は橋梁長寿命化修繕事業など1,860万円の減額により限度額を1億3,

510万円とするものであります。合併特例事業債は身延中学校改修工事、県営中山間地域総合整備事業負担金など5,410万円の減額により限度額を1億970万円とするものでございます。

臨時財政対策債および臨時財政対策債の借り換え債分につきましては、財源の確保ができたため借入れを行わないことといたしました。現年発生災害復旧事業債は林道富士見山線災害復旧事業が過年度扱いとなったため充当していましたが2,710万円を減額し限度額を130万円とするものでございます。

まず歳入であります。12ページをお開きください。

今回の補正につきましては27年度事業の精査により歳入歳出予算科目全般にわたり増減をさせていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

2款の地方譲与税から9款地方特例交付金までは国・県の交付決定に合わせまして増減の補正をさせていただきました。

10款の地方交付税につきましては、地方交付税を増額補正し繰上償還等の財源に充てさせていただくものでございます。

13ページをご覧ください。

14款1項1目2節保険基盤安定負担金942万7千円の増額は保険税の軽減に応じた財政支援の拡充が行われたことにより増額したものであります。

14ページをお開きください。

2項1目総務費国庫補助金6,463万6千円の増額は地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金、個人番号制度構築費補助金、地方創生加速化交付金などの増によるものであります。

2目民生費国庫補助金7,290万8千円の増額は年金生活者支援臨時福祉給付金事業費交付金ほかの増によるものでございます。

15款1項1目2節保険基盤安定負担金354万8千円の増額は国庫支出金と同じく保険税の軽減に応じた財政支援の拡充が行われたことによる増額であります。

17ページをお開きください。

19款の繰越金であります。3億8,666万3千円の増額とさせていただきます。

次に歳出を説明させていただきます。19ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費の772万9千円の増額は15節と19節に地方公共団体情報セキュリティ強化対策にかかる工事費と負担金を計上したことによるものでございます。

21ページをお開きください。

9目地域住民生活緊急支援事業費810万円の増額は26年度から27年度へ繰越明許いたしました地方消費喚起・生活支援型交付金と地方創生先行型交付金を返還するための計上でございます。

10目まち・ひと・しごと創生事業費4,100万4千円の増額は国の補正予算で計上されました地方創生加速化交付金充当事業でございます。

22ページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳費、19節234万5千円の増額は個人番号カード関連事業費交付金の増額でございます。

24ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費、25ページの28節1, 576万9千円の増額ですが国民健康保険特別会計への繰出金の増額でございます。

3目高齢者福祉費、28節1, 166万1千円の減額は介護保険特別会計および介護サービス事業特別会計の繰出金の減額でございます。

4目老人医療費、28節461万円の増額は後期高齢者医療特別会計繰出金の増額でございます。

5目障害福祉費、26ページの23節736万9千円の増額は障害児通所給付費国庫負担金ほかの過年度還付金の増額でございます。

28節6万8千円の増額は国民健康保険特別会計への繰出金の増額でございます。

27ページをご覧ください。

8目年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費7, 200万円の増額は65歳以上の住民税非課税者へ3万円の臨時福祉給付金を交付するため国の補正予算で計上された予算でございます。

2項1目児童福祉総務費、13節100万8千円の増額は保育所等の利用者負担軽減に係るシステム改修等による増額でございます。

28ページをお開きください。

8目特定教育・保育施設費、13節の303万1千円の増額は民間保育所保育費用の増によるものでございます。

29ページをご覧ください。

4款3項1目簡易水道運営費、28節995万8千円の減額は簡易水道事業特別会計繰出金の減額でございます。

31ページをお開きください。

6款2項3目林業土木費、14節400万円の増額は林道の雪かき等にかかる重機借上料の増額でございます。

33ページをお開きください。

8款1項2目急傾斜地崩壊対策費、19節177万5千円の増額は急傾斜地崩壊対策事業9カ所の事業費確定による負担金の増額でございます。

2項1目道路橋梁維持費、14節1, 200万円の増額は町道の雪かき等にかかる重機借上料の増額でございます。

35ページをお開きください。

6項1目下水道総務費、28節368万6千円の減額は下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計の繰出金の減額でございます。

44ページをお開きください。

12款1項1目元金、23節3, 508万7千円の増額は22年度に借り入れました合併特例事業債を繰上償還するための増額でございます。

以上で議案第28号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第29号および議案第30号の詳細説明を求めます。

望月町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

それでは最初に議案第29号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の詳細説明をさせていただきます。

今回の補正予算編成につきましては、主に歳入歳出それぞれについて平成27年度最終決算を見込み国・県等からの交付金および補助金申請等の状況を勘案しつつ歳入歳出予算を計上させていただきました。

それでは歳入から説明させていただきます。6ページをお開きください。

4款国庫支出金、6款前期高齢者交付金、7款県支出金、8款共同事業交付金につきましては関係機関への申請および交付決定に基づき4款1項2目療養給付費負担金を2,806万3千円減額。3目高額医療費共同事業負担金に121万4千円増額。4目特定健康診査等負担金を5万8千円減額。6款1項1目前期高齢者交付金に7,776万1千円増額。7款1項1目高額医療費共同事業負担金に121万4千円増額。8款1項1目高額医療費共同事業交付金を345万6千円減額。2目保険財政共同安定化事業交付金を2,002万6千円減額の予算計上をさせていただきました。

10款1項1目一般会計繰入金のうち1節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分を95万5千円減額。2節保険基盤安定繰入金、保険者支援分に1,885万3千円増額。3節職員給与費等繰入金を16万円減額。5節財政安定化支援事業繰入金を196万9千円減額。6節その他一般会計繰入金に重度心身障害者医療対策費支給事業ペナルティ補てん分6万8千円を増額の予算計上をさせていただきました。これらの補正は年度内の所要額に対する一般会計繰入金の確定に伴ったものであります。

次に歳出を説明します。8ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、2節から4節は人件費ですので詳細説明は省略させていただきます。

2款保険給付費の財源組み替えにつきましては、歳入でご説明しました補助金及び交付金の補正予算に伴った各歳出科目に対する財源充当による組み替えとなり、財源の内訳は説明欄に記載されたものとなります。

7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金に485万8千円増額。2目保険財政共同安定化事業拠出金に1,920万6千円増額の予算計上をさせていただきました。この増額補正は国保連合会への拠出金の確定によるものであります。

8款保健事業費の財源組み替えにつきましても2款と同様の理由によるものです。

また10款予備費に2,051万9千円を増額しましたのは国・県等からの交付金や補助金申請等、ならびに一般会計からの繰入金の確定に伴い歳出への財源充当をした際、生じた一般財源の余剰分を予備費に予算計上したものであります。

次に議案第30号 平成27年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の詳細説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては歳入歳出それぞれについて広域連合、ならびに本町において平成27年度最終決算を見込み予算計上をさせていただきました。

歳入から説明させていただきます。6ページをお開きください。

3款1項1目療養費繰入金につきましては、広域連合からの確定見込み額により600万円の増額です。

2 目事務費繰入金につきましては一般管理費の減額等によるもので79万円の減額です。

3 目保険基盤安定繰入金につきましては、広域連合からの確定見込み額により60万円の減額です。

次に歳出を説明します。7ページをご覧ください。

1 款1 項1 目一般管理費、2 節から4 節につきましては1 名分の人件費ですので詳細説明は省略させていただきます。1 4 節を8万2 千円、減額の予算計上をいたしました。これは後期高齢者医療標準システム窓口端末リース料の額確定によるものです。1 9 節を8 3 万5 千円減額の予算計上をいたしました。これは広域連合からの負担金確定に伴い後期高齢者医療事務費負担金の減額をしたものであります。

1 款3 項1 目保健事業費において、特定健康診査業務について委託料の額確定に伴い1 4 万3 千円の増額の予算計上です。

2 款1 項1 目後期高齢者医療広域連合納付金については、広域連合納付金の決定に伴い療養給付費負担金6 0 0 万円の増額。保険基盤安定負担金6 0 万円の減額予算計上といたしました。

以上で国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第3 1 号および議案第3 2 号の詳細説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それでは議案第3 1 号 平成2 7 年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4 号）について説明をいたします。

今回の補正につきましては平成2 7 年度の事業費の実績を見込んだ中、計算した結果、歳入歳出それぞれ8 , 4 7 8 万2 千円を減額するものであります。

6 ページをお開きください。まず歳入から説明をいたします。

1 款保険料1 , 8 7 5 万8 千円の減。それから4 款1 項国庫負担金1 , 3 2 8 万8 千円の減額。それから4 款2 項1 目調整交付金4 2 6 万8 千円の減額。2 目地域支援事業交付金6 千円の増額。5 款へ飛びまして1 項1 目介護給付費交付金2 , 3 8 9 万8 千円の減額。2 目地域支援事業支援交付金2 万8 千円の増額。6 款1 項県負担金1 , 4 4 5 万1 千円の減額。

7 ページへ移りまして6 款県支出金2 千円の増額。8 款1 項1 目介護給付費繰入金1 , 0 6 6 万9 千円の減額。2 目地域支援事業繰入金2 千円の増額。

以上の補正は歳出の2 款保険給付費および5 款地域支援事業費の増額、または減額補正に伴い、その財源をそれぞれの負担割合に応じて補正するものであります。

次にいったん6 ページに戻っていただきまして4 款2 項4 目介護保険事業費補助金1 8 万3 千円の増額は介護保険法改正に伴うシステム改修費に対する国庫補助金で改修費用の2 分の1 を見込んでおります。

7 ページに戻りまして8 款1 項3 目その他一般会計繰入金3 2 万円の増額ですが1 節1 3 万5 千円の増額は人件費補正に伴うもの、2 節事務費繰入金の1 8 万5 千円は法改正に伴うシステム改修費の町負担分を繰り入れるものです。

次に1 0 款諸収入9 千円の増額は介護保険給付費支払準備基金の運用益である利子を歳入に計上いたしました。

歳入の補正は以上です。

次に8ページをご覧ください。歳出について説明します。

1款総務費、1項1目2節および3節は人件費補正に伴うものです。

13節委託料は介護保険法改正に伴う介護保険システムの改修業務を委託するもので36万8千円の増額です。

次に2款の保険給付費についてですが、これまでの実績を勘案しながら年度の給付費を見込んだ補正であります。

2款1項介護サービス等諸費につきましては1目居宅介護サービス給付費から9目居宅介護サービス計画給付費までそれぞれ記載のとおり減額、もしくは増額補正で合計で8,197万2千円の減額であります。

2款2項介護予防サービス等諸費についても1目介護予防サービス給付費から次ページの7目介護予防サービス計画給付費までそれぞれ減額、もしくは増額補正で合計982万3千円の減額補正であります。

2款3項1目審査支払手数料につきましては、サービス事業者からの請求に基づき国保連合会がその内容を審査し支払いを行う業務に対する手数料ですが35万3千円を減額いたします。

2款6項1目特定入所者介護サービス費、これは施設入所者等で所得が低い方に所得に応じて食費や居住費の自己負担限度額を超えた部分について保険から給付するものであります。680万円の増額であります。

次に4款1項1目給付準備基金積立金の9千円の増額は基金の運用益である利子9千円を歳入に補正計上いたしましたが、これを基金に積み立てるための補正です。

5款1項2目一次予防事業費は財源を見直すものであります。

10ページに移ります。

5款1項3目総合事業費清算金ですが19節負担金補助金及び交付金に10万円を計上しました。これは介護保険法改正に伴う地域支援事業の見直しにより平成27年4月から新しい介護予防日常生活支援総合事業が始まりました。県内ではすでに北杜市、南アルプス市、中央市がこの事業に取り組んでいます。この先行する3市に所在する住所地特例施設、例えばサービス付き高齢者向け住宅などがこれに当たりますが、住所地特例施設に身延町から転入した方が居住し当該施設が所在する自治体の総合事業を利用した場合、自己負担を除いた費用を身延町が負担することとなります。そのようなケースに備えるために予算を計上いたしました。

5款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費4万6千円の減額は、人件費補正に伴うものです。

7款諸支出は財源の組み替えであります。

以上で議案第31号の介護保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきまして、続きまして議案第32号 平成27年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について説明をいたします。

6ページをお開きください。歳入から説明をいたします。

1款サービス収入の157万6千円の減額。2款繰入金の131万4千円の減額。合わせて289万円の減額となります。

次に7ページをご覧ください。歳出について説明をいたします。

1款事業費289万円の減額は臨時職員に関わる社会保険料等の事業主負担分、それと賃金

を減額するものです。当初予算ではケアマネージャーの資格を有する臨時職員2名を雇用するための費用を予算化いたしました。働いてくれる方が1名しか確保できず今回1名分の予算を減額するものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第33号の詳細説明を求めます。

望月水道課長。

○水道課長（望月真人君）

それでは議案第33号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について詳細説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正であります。地方債補正の変更につきましては簡易水道事業債、ならびに過疎対策事業債の限度額をそれぞれ9,020万円としておりましたが建設に関わる簡易水道事業費の減額に伴い簡易水道事業債、過疎対策事業債をそれぞれ1,120万円減額し、合わせて2,240万円減額し地方債限度額を1億5,800万円に変更するものであります。

続いて歳入から説明させていただきます。7ページをお願いいたします。

2款1項1目簡易水道負担金につきましては大城簡水 大城地内、中富南部簡水 小原島地内の工事完成に伴う供用開始により加入負担金が521万6千円の増額補正であります。

3款1項1目簡易水道手数料につきましては開栓手数料20万3千円の増額補正であります。

4款1項1目簡易水道国庫補助金につきましては、建設事業費の減額により国庫補助金1,264万2千円の減額補正であります。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金、1節水道事業費繰入金につきましては人件費の減額に伴い総務費繰入金が13万8千円の減。建設事業費の減額により建設費繰入金が308万2千円の減額補正であります。

8款1項1目水道事業債につきましては建設事業費の減額により簡易水道事業債、過疎対策事業債、それぞれ1,120万円の減額補正であります。

次に歳出について説明させていただきます。8ページをお願いいたします。

1款1項1目簡易水道管理費、11節需用費につきましては光熱水費、電気料200万円の減額補正であります。

19節負担金補助及び交付金につきましては50万7千円の増額補正であります。三保簡水につきましては市川三郷町山保簡水から受水をしており、その維持管理費の一部を負担しておりますが今回、山保簡水内の修繕費がかさんだための増額補正であります。

2款1項1目一般管理費につきましては人件費ですので説明を省略させていただきます。

2款2項1目簡易水道建設費、13節委託料につきましては下部簡水、中富北部、中富西部、身延中央簡水において委託の実施方法の見直し、事業内容精査、入札差金等により1,578万7千円の減額補正であります。

15節工事請負費につきましては2,092万4千円の減額補正であります。内容につきましては説明欄に記載のとおりです。いずれも事業内容精査によるものと、あと入札差金等によるものであります。

17節公有財産購入費につきましては大城簡易水道にいきまして湯平、門野地区の配水池の

用地取得が完了したことにより89万7千円の減額補正であります。

19節負担金補助及び交付金につきましては51万6千円の減額補正であります。中富南部簡易水道小原島地内の県道南アルプス公園線補装本復旧を県に委託しておりましたが、この工事が完了し山梨県への負担金が確定したことによるものであります。

3款1項1目元金につきましては財源組み替えであります。

以上で議案第33号の詳細説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第34号および議案第35号の詳細説明を求めます。

深沢環境下水道課長。

○環境下水道課長（深沢香君）

それでははじめに議案第34号 平成27年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

今回の補正は主に各事業費の精査による補正でございます。

1款1項1目農業集落排水使用料7千円の減額。2目小規模集合排水使用料1万3千円の減額。これらにつきましては収入見込みによるものです。

2款1項1目農業集落排水事業繰入金1万4千円の増額。2目小規模集合排水事業繰入金1万円の増額。3目戸別浄化槽整備事業繰入金15万2千4千円の減額。これらにつきましては維持管理費、公債費の精査によるものであります。

3款1項1目繰越金に前年度繰越金として5千円の増額をさせていただくものです。

7ページをお願いいたします。歳出を説明させていただきます。

人件費につきましては省略させていただきます。

1款1項1目上之平地区維持管理費7千円の増額は人件費でございますので省略させていただきます。

2項1目元金につきましては一般会計繰入金の増、使用料収入の減に伴う財源組み替えであります。2款1項1目北川地区維持管理費につきましては一般会計繰入金の減、繰越金収入の増に伴う財源組み替えであります。2項1目元金につきましても一般会計繰入金の増、使用料収入の減に伴う財源組み替えであります。

3款1項1目戸別浄化槽整備事業維持管理費を15万2千2千円減額させていただくものです。これにつきましては12節役務費15万7千5千円の減額につきましては、市町村設置型浄化槽の汚泥引き抜き手数料の実績に伴い減額するものであります。

以上で議案第34号の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第35号 平成27年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明をさせていただきます。

この会計も今回の補正は主に各事業費の精査による補正でございます。

6ページをお開きください。歳入から説明をさせていただきます。

1款1項5目下部下水道事業分担金に5世帯分、100万円を追加させていただくものです。

3款1項一般会計繰入金につきましては1目中富下水道事業一般会計繰入金から6目下水道一般会計繰入金までそれぞれの維持管理費、公債費等の精査により合わせて218万6千円を

減額させていただくものです。

4款1項1目繰越金に前年度繰越金8万8千円を増額させていただくものです。

7ページをお願いします。歳出を説明させていただきます。

人件費につきましては省略させていただきます。

1款1項1目下水道事業総務費4万8千円を増額は職員の人件費ですので省略させていただきます。

2項1目中富下水道事業維持管理費9万7千2千円の減額につきましては11節需用費100万4千円の減額につきましてですが、これはマンホール修繕箇所3カ所分の減額でございます。

2目帯金、塩之沢下水道維持管理費は一般会計繰入金の減額、繰越金の増額による財源の組み替えでございます。

3目角打、丸滝下水道事業維持管理費4万4千円を増額。

4目身延下水道事業維持管理費2万1千3千円の減額。

5目下部下水道事業維持管理費5千円の減額につきましては、人件費ですので説明を省略させていただきます。

1款3項1目中富下水道事業元金、5目角打、丸滝下水道事業元金、8ページにいきまして7目身延下水道事業元金につきましては一般会計繰入金の減額と繰越金の増額による財源の組み替えでございます。

以上で議案第35号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第36号の詳細説明を求めます。

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

それでは議案第36号 平成27年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第3号）について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

歳入、1款1項1目施設使用料、2款1項1目青少年自然の里補助金、3款1項1目山梨県青少年自然の里委託金についてはそれぞれ減額となりますが、これは主催事業の講座・教室等の利用者および食堂事業の食事提供数の減少、また主催事業の利用者が減ったことにより補助対象事業経費が減少したための減額となります。

次に歳出について説明いたします。7ページをご覧ください。主な項目について説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費の7節臨時職員賃金15万円の減額については事務補助、臨時職員の勤務日数が当初計上日数より下回ったための不用額です。11節需用費のうち消耗品、燃料費、食糧費については利用者の減少によりそれぞれ減額となります。印刷製本費2万2千円の減額はパンフレットの作成が不要となったことによるものです。修繕費6万6千9千円を増額については特殊建築物定期調査および消防用設備等点検調査による指摘事項の修繕を行い県に引き渡すこととなります。

12節役務費手数料1万3千2千円を増額は閉所引き渡しに伴うゴミ処分手数料、パソコン等

リース物件のデータ消去を行い、物件を返却するための経費を計上いたしました。

1 3 節委託料 1 1 万 9 千円については、閉所に伴い重油を貯蔵する地下タンクの清掃および漏えい調査を行うものです。

次に 2 款 1 項 1 目体験施設運営費の 8 節報償費、1 1 節需用費の減額につきましては主催事業の利用者の減少による講師謝礼および物品購入費の不用額です。

8 ページをお開きください。

1 4 節中、賃借料 1 8 万 5 千円の増額はキャンプ場に隣接する農地を借地していましたが今般閉所により、その借地料を支払うものです。

3 款 1 項 1 目食堂事業費については、利用者の減少により食事提供数が減ったことによる業者への食堂業務委託料の減額が主なものとなります。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第 3 7 号の詳細説明を求めます。

遠藤下部支所長。

○下部支所長（遠藤庄一君）

それでは議案第 3 7 号 平成 2 7 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）について詳細説明をいたします。

今回の補正は平成 2 7 年度事業の精査によるものでございます。

それでは予算書、6 ページをご覧ください。歳入からご説明いたします。

1 款 1 項 1 目温泉使用料、1 節使用料につきましては 3 万 5 千円の減額であります。これにつきましては休止中の旅館の減額分であります。

次に歳出に入ります。7 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目温泉管理費、1 1 節需用費のうち修繕費につきましては 3 8 万 4 千円の減額補正であります。

2 款 1 項 1 目下部奥の湯温泉事業基金積立金、2 5 節積立金につきましては 3 4 万 9 千円を増額補正し当初予算の 1 1 5 万 5 千円と合わせ、1 5 0 万 4 千円の積み立てとするものであります。

以上で議案第 3 7 号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

議事の途中ですが、鈴木教育長は公務のためここで退席となる旨の届け出がありましたので報告します。

ここで暫時休憩といたします。

再開は 1 4 時 1 5 分といたします。

休憩 午後 2 時 0 5 分

再開 午後 2 時 1 5 分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

- 日程第43 議案第39号 平成28年度身延町一般会計予算
- 日程第44 議案第40号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計予算
- 日程第45 議案第41号 平成28年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第46 議案第42号 平成28年度身延町介護保険特別会計予算
- 日程第47 議案第43号 平成28年度身延町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第48 議案第44号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第49 議案第45号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
- 日程第50 議案第46号 平成28年度身延町下水道事業特別会計予算
- 日程第51 議案第47号 平成28年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
- 日程第52 議案第48号 平成28年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第53 議案第49号 平成28年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第54 議案第50号 平成28年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第55 議案第51号 平成28年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第56 議案第52号 平成28年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第57 議案第53号 平成28年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第58 議案第54号 平成28年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第59 議案第55号 平成28年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第60 議案第56号 平成28年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第61 議案第57号 平成28年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第62 議案第58号 平成28年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第63 議案第59号 平成28年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の21議案は平成28年度の予算案でありますので、一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、議案第39号から議案第59号までの21議案について提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第39号 平成28年度身延町一般会計予算についてであります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8億8,360万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

以下は省略させていただきます。

次に議案第40号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億8,744万9千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第41号 平成28年度身延町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億8,806万3千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第42号 平成28年度身延町介護保険特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億3,114万6千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第43号 平成28年度身延町介護サービス事業特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,955万5千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第44号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,426万円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第45号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,223万1千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第46号 平成28年度身延町下水道事業特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億3,117万9千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第47号 平成28年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,008万円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第48号 平成28年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ29万2千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第49号 平成28年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ69万8千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第50号 平成28年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ17万1千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第51号 平成28年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16万7千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第52号 平成28年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ46万5千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第53号 平成28年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ26万6千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第54号 平成28年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ48万9千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第55号 平成28年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ51万3千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第56号 平成28年度身延町西嶋財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30万8千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第57号 平成28年度身延町曙財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ18万1千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第58号 平成28年度身延町大河内地区財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ17万2千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

最後は議案第59号 平成28年度身延町下山地区財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ37万6千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

平成28年度予算案につきましては以上でございます。

なお、議案第48号から59号は詳細説明を省略し、議案第39号から議案第47号については担当に詳細説明をいたさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(野島俊博君)

議案第39号から議案第59号までの詳細説明を求めます。

なお、配布してあります詳細説明省略議案により議案第48号から議案第59号についての詳細説明は省略します。

はじめに議案第39号の詳細説明を求めます。

笠井財政課長。

○財政課長(笠井祥一君)

議案第39号 平成28年度身延町一般会計予算につきまして詳細説明をさせていただきます。

ページを追って歳入歳出を説明させていただきますが昨年と変わっているところ、金額の大きな事業等を中心に説明をさせていただきますのでよろしく願いをいたします。

まず8ページをお開きください。第2表 地方債でございます。

まず過疎対策事業債1億510万円ですが白子1号橋ほか5事業の橋梁長寿命化修繕に2,330万円。打越隧道ほか1カ所の道路ストック修繕に430万円。町道田原鴨狩線ほか2カ所の道路改良に4,040万円。耐震性貯水槽3基に1,800万円。消防積載車4台に1,910万円をそれぞれ充当するものでございます。

次に合併特例事業債4億1,310万円ですが中山間地域総合整備事業の負担金に9,970万円。小学校の統合準備として各小学校改修およびスクールバス4台購入に2,840万円。まちづくり振興基金への積み立てとして2億8,500万円を充当するものでございます。

合併特例事業債の借り換え分2億830万円ですが、平成23年度に5年ごとの利率見直し

方式で借り入れたものを借り換えるものでございます。

次に臨時財政対策債2億4千万円であります。それから臨時財政対策債の借り換え分3億7,380万円ですが、平成23年度に5年ごとの利率見直し方式で借り入れたものを借り換えるものでございます。

歳入の説明をさせていただきたいと思いますので、11ページをお開きください。

1款町税につきましては歳入の16.2%を占めております。1項町民税は個人町民税納税義務者数の減などにより1,580万円の減額。3項軽自動車税は税率改正により800万円の増額で計上をし町税の合計では1,169万7千円の減額計上となっております。

2款の地方譲与税から13ページの9款地方特例交付金までは国税、県税で徴収しました税を一定の割合で市町村に交付していただけるもので国・県の試算、また27年度の決算見込み等を踏まえまして予算計上をさせていただいたところでございます。

10款の地方交付税であります。これにつきましては27年度から合併算定替え増額分の縮減が始まっており前年度よりも1億9,400万円を減額いたしました。普通交付税が36億4,800万円。特別交付税が1億5千万円。計37億9,800万円となり、歳入全体の構成比率は44.8%となっております。

12款分担金及び負担金につきましては7,441万7千円で37.1%の減額となっております。これは1項1目民生費負担金、1節の保育料と3目教育費負担金の学校給食負担金を子育て世帯の負担軽減のため減額したことによるものでございます。保育料は収入がおおむね640万円以下の家庭について第2子以降の保育料は無料とし、給食費は1食当たり150円を助成し現状の半額以下の負担額にするものでございます。

14ページをお開きください。

13款使用料及び手数料につきましては8,771万6千円で3.7%の増額となっております。これは1項1目総務使用料が4節の身延支所使用料および下部支所使用料の科目変更により280万1千円の増額。7目教育使用料が6節のなかとみ現代工芸美術館使用料の増額などにより147万円の増額となったことによるものでございます。

15ページをご覧ください。

14款国庫支出金は5億5,501万7千円で13.3%の減額となっております。

1項1目民生費国庫負担金は2節保険基盤安定負担金、16ページ、6節低所得者保険料軽減負担金の増により1,295万1千円の増額となっております。

2項2目民生費国庫補助金は保育料負担軽減補助金などにより473万3千円の増額となります。

4目の土木費国庫補助金は社会資本整備総合交付金の減額により7,791万6千円の減額となるものであります。

6目教育費国庫補助金は3節中学校費補助金に27年度計上されていた学校施設環境改善交付金等の減により2,350万8千円の減額となっております。

17ページをご覧ください。

15款県支出金は4億5,937万3千円で27年度とほぼ同額となっております。

1項1目の民生費県負担金は2節保険基盤安定負担金の増により1,025万円の増額となっております。

18ページをお開きください。

2項4目農林水産業費県補助金は27年度計上されておりました農村地域防災減災事業補助金および農業基盤整備促進事業補助金の減により1,675万8千円の減額となっております。19ページをご覧ください。

6目教育費県補助金は2節文化財保護費補助金の県指定文化財、旧市川家住宅保存修理にかかる文化財保存事業補助金の増により734万5千円の増額となっております。

7目商工費県補助金は3節観光費県補助金の観光誘客看板整備にかかる富士の国やまなし観光振興施設整備補助金の増により643万1千円の増額となっております。

3項1目総務費県委託金は2節統計調査費委託金に27年度計上されておりました5年に一度行われます国勢調査の委託金が減となったことにより771万7千円の減額となりました。20ページをお開きください。

16款財産収入は767万8千円で17.7%の減額となっています。1項1目1節財産貸付収入が身延支所使用料の科目を13款1項1目4節庁舎等使用料へ変更したことにより142万円の減額となったことが主な理由であります。21ページをご覧ください。

18款繰入金は1億6,901万円で482.2%の増額となっています。1項1目財政調整基金繰入金は財政の健全な運営に資するため1億5千万円の繰り入れを行うものであり、これが増額の主な理由でございます。

4目佐野實地域振興基金繰入金1千万円につきましては歳出、3款2項1目児童福祉総務費の20節子育て支援医療助成費へ充当させていただいております。

19款繰越金は1億3,539万8千円で540.8%の増額となっております。22ページをお開きください。

20款諸収入は8,981万1千円で3.2%の増額となっています。これは4項1目雑入の1節簡易郵便局事務取扱交付金の増などが増額の理由でございます。

次に歳出の説明をさせていただきます。24ページをお開きください。
歳出の1款議会費は7,152万6千円で8.4%の減額となっております。1項1目議会費656万8千円の減額は4節議員共済会負担金の負担率見直しに伴います減額であります。25ページをご覧ください。

2款総務費は1億6,623万3千円で12.1%の増額となっております。1項1目一般管理費は26ページ、3節の退職手当組合納付金の増額。27ページ、13節の公共施設等総合管理計画策定業務委託料等の増額により4,015万7千円の増額となっております。

31ページをお開きください。
3目財産管理費は15節身延地区公民館旧下山分館解体工事により791万1千円の増額であります。旧下山分館は昭和45年に建設され老朽化が著しいため解体するものでございます。36ページをお開きください。

8目諸費は27年度、15節に計上されておりましたJR波高島駅公衆便所新築工事の減額により1,006万1千円の減額であります。

9目まち・ひと・しごと創生事業費は総合戦略に基づきます事業の経費1億2,046万2千円を計上させていただいたところでございます。39ページをお開きください。

2項2目賦課徴収費は13節に3年ごとに行われます固定資産評価(評価替え時)標準宅地

鑑定業務委託料を計上したことにより1,226万2千円の増額であります。

41ページをお開きください。

4項選挙費は28年度中に執行予定の3目参議院議員選挙費1,625万6千円および42ページの4目町長選挙費965万4千円を計上させていただいております。

43ページをご覧ください。

5項2目指定統計調査費は27年度に計上されておりました国勢調査にかかる経費の減額により915万3千円の減額であります。

48ページをお開きください。

3款民生費は21億9,318万3千円で0.6%の増額となっております。1項1目社会福祉総務費は49ページ、28節国民健康保険特別会計繰出金の増額により665万円の増額であります。

3目高齢者福祉費は51ページ、28節介護保険特別会計繰出金の増額により1,185万9千円の増額であります。

4目老人医療費は28節後期高齢者医療特別会計繰出金の増額により2,029万9千円の増額であります。

5目障害福祉費は52ページ、20節重度心身障害者医療費助成の減額により1,212万3千円の減額となっております。

54ページをお開きください。

2項1目児童福祉総務費は人件費の減額などにより1,225万9千円の減額であります。

62ページをお開きください。

7目特定教育・保育施設費は13節民間保育所保育費用委託金等の増額により1,225万2千円の増額であります。

4款衛生費は8億2,457万2千円で2.8%の減額となっております。

1項1目保健総務費は人件費の減額などにより456万円の減額であります。

64ページをお開きください。

2目予防費、65ページの19節に飯富病院の起債償還分の負担金および普通交付税再配分として本町の交付税へ一括で交付されてきます早川町分、合わせて8,362万4千円を計上させていただいております。

20節には子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療支援費43万2千円を計上させていただいております。

66ページをお開きください。

4目老人保健費の13節に循環器系の健診や各種がん検診等の費用3,579万9千円を計上しております。この中の子宮頸がん検診につきましては、若い世代の罹患率が高く予防ワクチンの積極的な接種勧奨が控えられている状況から健診による早期発見・早期治療へつなげるため28年度から自己負担分を無料とすることといたしました。

69ページ、2項1目清掃総務費の19節に峡南衛生組合の負担金1億8,880万9千円を計上させていただいております。

70ページをお開きください。

3項1目簡易水道運営費は28節簡易水道事業特別会計繰出金の減額により1,586万2千円の減額であります。

71ページをご覧ください。

5款労働費は2,970万6千円で5.6%の増額であります。

1項1目労働諸費、13節に各公共施設の草刈りや清掃作業、給食の調理等、シルバー人材センターへの業務委託料を計上させていただいております。

74ページをお開きください。

6款農林水産業費は2億7,182万9千円で13.3%の増額であります。

76ページをお開きください。

1項4目農業土木費は77ページの19節県営中山間地域総合整備事業負担金の増額により2,351万8千円の増額であります。

5目山村振興費は78ページ、13節ヤマメの里解体撤去にかかる測量設計業務により1,124万3千円の増額でございます。

80ページをお開きください。

7款商工費は9,403万1千円で1%の増額であります。

2項1目観光費は83ページ、19節醍醐山整備による周辺地域活性化事業補助金により58万6千円の増額となっております。

8款土木費は7億7,291万4千円で16.7%の減額であります。

1項1目土木総務費は84ページ、13節橋梁点検法に基づく橋梁点検業務委託料110橋分の増額により711万1千円の増額であります。

86ページをお開きください。

2項2目道路新設改良費は13節の減額および15節に27年度に計上しておりました橋梁長寿命化に基づく西嶋第一橋修繕工事の減などにより1億6,750万円の減額であります。

87ページをご覧ください。

5項1目住宅管理費は89ページ、15節西嶋第2団地外壁改修工事、19節緊急輸送道路等の建築物耐震診断にかかる建築物耐震化促進事業費補助金の増により1,752万4千円の増額であります。

6項1目下水道総務費は28節下水道事業特別会計および農業集落排水事業等特別会計への繰出金の減額により1,354万9千円の減額であります。

90ページをお開きください。

9款消防費は1億3,689万2千円で8%の減額であります。1項1目非常備消防費は91ページ、18節の減額により1,313万3千円の減額であります。

92ページをお開きください。

2目消防施設費は15節に耐震性貯水槽3基分の計上により560万4千円の増額となっております。

3項1目防災費は27年度に計上されておりました18節の被災者支援システムサーバー購入費等の減により439万円の減額であります。

93ページをご覧ください。

10款教育費は10億4,495万3千円で3.6%の減額であります。

1項1目教育委員会費は94ページ、13節の身延中学校、仮称、第1小、第2小、3校の校歌作成業務委託料および身延中学校開校式会場設営業務委託料、95ページ、19節の小学校閉校記念事業等補助金5校分などにより395万1千円の増額となっております。

97ページをお開きください。

2項1目学校管理費は98ページ、15節の下山小学校および西嶋小学校の改修工事、18節の学校統合にかかるスクールバス4台の購入費などにより5,564万1千円の増額であります。

104ページをお開きください。

9目教育振興費から109ページ、16目大河内小学校教育振興費までそれぞれ各小学校の子どもたちへの教育振興にかかる予算を計上しておりますが27年度に計上しておりました教科書改訂に伴います教師用指導書購入費の減により、それぞれ減額しているところであります。

110ページをお開きください。

3項中学校費は学校統合により久那土中学校、下部中学校、中富中学校の管理費および振興費が減額となっております。

1目学校管理費は27年度に計上されておりました15節身延中学校改修工事費および18節スクールバス購入費の減により6,222万5千円の減額であります。

なお28年度は13節にスクールバス運行業務委託料として8,483万6千円を計上させていただきました。

112ページをお開きください。

3目教育振興費は27年度に現2年生の修学旅行を前倒しして実施したことによる19節修学旅行補助金の減額などのため1,928万9千円の減額であります。

114ページをお開きください。

4項1目社会教育総務費は青少年自然の里の閉館に伴い27年度まで28節に計上しておりました繰出金がなくなったため590万6千円の減額であります。

119ページをお開きください。

5項1目文化財保護費は120ページ、13節身延町ブッポウソウ繁殖地保護増殖業務委託料、15節県指定文化財旧市川家住宅保存修理工事の増などにより2,198万3千円の増額であります。

123ページをお開きください。

4目総合文化会館管理費は人件費の減、11節修繕費の減などにより1,300万9千円の減額であります。

134ページをお開きください。

12款公債費は11億5,444万4千円で14.8%の減額であります。

1項1目元金は繰上償還等により1億9,150万9千円の減額となっております。この元金の中には5億8,210万円の借り換え債が含まれております。平成23年度に5年利率見直しで借り入れました合併特例事業債2億830万円。臨時財政対策債3億7,380万円が5年経過するため28年度に借り換えるものでございます。

135ページをご覧ください。

13款諸支出金は3億1,231万3千円で2,313.2%の増額でございます。

136ページをお開きください。

1項18目まちづくり振興基金費は合併特例事業債を2億8,500万円充当し積み立てを行うことにより3億円の増額となったものでございます。

以上、非常に雑駁な説明で大変恐縮ですが以上で議案第39号の詳細説明とさせていただきます。

ます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第40号および議案第41号の詳細説明を求めます。

望月町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

それでは最初に議案第40号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計予算について詳細を説明させていただきます。

歳入予算から説明させていただきます。8ページをお開きください。

1款の国民健康保険税につきましては、平成28年度課税限度額および軽減判定所得の見直しの予定があり、課税限度額につきましては基礎課税額にかかる課税限度額現行52万円が54万円に、後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額現行17万円が19万円に、介護納付金分については16万円の据え置きです。

また保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額、現行26万円を26万5千円に、2割軽減の対象となる世帯は現行47万円を48万円に改正されることが1月26日閣議決定されたところです。このことを踏まえ国民健康保険税につきましては平成27年11月末現在の被保険者数、一般被保険者3,568人、退職被保険者136人で平成28年度の保険税を試算し、退職被保険者の保険税については65歳の誕生日に到達した者が一般に移行することも考慮し算出しました。

一般の現年課税分は徴収率を95%、退職の現年課税分は徴収率を96%とし、また滞納繰越分につきましては一般分の収納率を10%、退職分の収納率として医療給付費分を12%、後期高齢者支援金分および介護給付費金分をそれぞれ9%として算出しました。その結果、1目一般被保険者国民健康保険税の予算額は3億7,236万6千円。2目退職被保険者等国民健康保険税の予算額は1,440万3千円の予算計上となりました。

9ページをご覧ください。

4款国庫支出金から10ページ、8款共同事業交付金につきましては国、県ならびに国保連合会等からの基礎数値や事業費の見込み、補助率や負担率等を乗じた金額を予算計上してあります。

11ページをご覧ください。

10款1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては保険税軽減分に対し県が4分の3、町が4分の1負担する中で一般会計より国保会計に繰り入れるもので平成27年度の実績に基づき6,777万3千円の予算計上です。

2節の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）につきましては低所得者数に応じて保険料額の一定割合を公費で補てんするもので国が2分の1、県と町でそれぞれ4分の1ずつ負担することになっており、平成27年度の実績に基づき3,457万8千円の予算計上です。

3節職員給与費等繰入金は歳出予算の1款総務費に充当するもので3,382万1千円を予算計上し職員人件費として4名分を見込んであります。

4節につきましては出産育児一時金繰入金で8名分の費用額に対して3分の2の額224万円を予算計上してあります。

5節につきましては、財政安定化支援事業繰入金3,942万5千円の予算計上です。これは低所得者層の割合、高齢者の割合が高いなど保険者の責めに帰さない財政事情に着目した一

般会計からの補てん金です。

6節につきましては、その他一般会計繰入金として495万8千円の予算計上です。説明欄、一番下のその他279万9千円の内訳は保健事業7万9千円、特定健康診査分272万円です。

11款1項2目その他繰越金に5千万円を予算計上しました。これは平成27年度の決算を見込み、所要の繰越金が見込めることから平成28年度の歳入財源といたしました。

続いて歳出予算を説明させていただきます。13ページをお開きください。

1款1項1目2節から4節までは職員4名分の人件費ですので、詳細については説明は省略させていただきます。

13節につきましては、レセプト等の電算処理委託および電算システムの保守点検委託で327万3千円の予算計上です。

14ページをお開きください。

2款1項療養諸費から15ページ、2項高額療養費については平成27年度実績をもとに算出した金額となっております。

16ページをお開きください。

3款1項1目後期高齢者支援金、19節については支払基金から示された金額となり2,167万6千円を予算計上いたしました。歳出の根拠は医療保険加入者1人当たりの支援金と被保険者数等によるものであります。

4款前期高齢者納付金等から17ページ、6款介護納付金については支払基金への納付金となっており予算額については基金からの通知に基づきそれぞれ予算計上いたしました。

7款共同事業拠出金については総額4億8,343万8千円を計上いたしました。1項1目高額医療費共同事業費拠出金4,494万1千円はレセプト1件当たり80万円を超える医療費が対象となり算出されております。

また2目保険財政共同安定化事業拠出金4億3,849万4千円は、平成27年度の改正により1円から80万円までの全レセプトの医療費を対象としてそれぞれ国保連合会から示された金額であります。

8款1項1目特定健康診査等事業費については1,794万8千円を予算計上いたしました。主な事業内容としましては18ページをお開きください。人間ドックの対象年齢65歳までを平成28年度より70歳の方も該当としました特定健康診査、特定保健指導、また新規事業として糖尿病予防教室や特定健診未受診対策事業を実施し平成20年度より行っておりました禁煙外来および運動施設利用料補助事業は利用者の減少により平成27年度で終了といたします。

2目保健衛生普及費については331万2千円を予算計上いたしました。主な事業内容としては説明に書かれているとおりであります。保健事業につきましては、平成30年度から実地が予定されている医療費の適正化に向けた取り組みに対する保険者努力支援制度を見据え平成28年度より実施してまいります。

以上で議案第40号の説明を終わらせていただきます。

○10番議員（川口福三君）

今の16ページの3款後期高齢者支援金、2千何万と。これは2億だと。

○町民課長（望月由香里君）

失礼しました。

16ページの3款1項1目ですね。後期高齢者支援金、19節につきましては2億1,

067万6千円を予算計上いたしました。大変失礼しました。

では続きまして議案第41号 平成28年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

歳入予算から説明させていただきます。6ページをお開きください。

歳入の保険料につきましては、広域連合からの資料により予算計上いたしました。

1款1項1目特別徴収保険料、1節につきましては1億548万円を予算計上いたしました。

2目普通徴収保険料、1節現年度分につきましては3,330万9千円を予算計上いたしました。2節過年度分につきましては、平成28年度への滞納繰越分を見込んで90万9千円を予算計上しました。

2款1項手数料は科目設定です。

3款1項1目療養費繰入金につきましては、広域連合による基礎数値の12分の1を療養費の町負担繰入金として計上し、予算額は2億5,153万9千円といたしました。

2目事務費繰入金につきましては、保健事業費分および広域連合で示された共通経費を均等割、総人口割、後期高齢者人口割で算出した金額として2,563万9千円を予算計上いたしました。

3目保険基盤安定繰入金につきましては低所得者に対する軽減措置分であり県が4分の3、町の4分の1負担するもので一般会計からの繰入金6,780万9千円となっております。

4款1項1目および5款1項1目は科目設定です。

5款2項1目1節健康診査事業費補助金307万4千円は、特定健康診査事業に対する広域連合からの補助金となります。

2節雑入30万円は保険料の過年度還付金を広域連合が歳出財源として負担するものです。

歳出予算の説明をさせていただきます。8ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費、2節から4節につきましては1名分の人件費ですので詳細説明は省かせていただきます。

12節通信運搬費は保険証更新の郵送料として120万円を予算計上いたしました。

14節事務機リース料は後期高齢者医療窓口端末リース料15万7千円を予算計上いたしました。

19節その他負担金1,196万9千円は広域連合の共通経費等に対する負担金となっております。

2項1目徴収費は保険料徴収事務費として47万円を計上いたしました。

3項1目保健事業費、13節の委託料につきましては特定健診の委託料で1千人分、769万4千円の計上となっております。

9ページをご覧ください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節につきましては広域連合への納付金であり歳入予算で計上してあります保険料および療養費、保険基盤安定負担金の金額で総額4億5,904万6千円を広域連合の見込み額により予算計上いたしました。

3款1項1目保険料還付金、23節につきましては過年度において所得の修正申告等により保険料が変更になり還付が生じた場合の予算として30万円を予算計上いたしました。

以上で議案第40号および41号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第42号および議案第43号の詳細説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それでは議案第42号 平成28年度身延町介護保険特別会計予算について説明させていただきます。

なお科目設定のための節や金額の少ない節、人件費については説明を省略させていただきます。

8ページをお開きください。はじめに歳入についてです。

1款1項1目第1号被保険者保険料、これは65歳以上の被保険者保険料で1節現年度分特別徴収保険料、2節現年度分普通徴収保険料、3節滞納繰越分保険料、合計で4億1,652万8千円を計上いたしました。

次に4款に移ります。4款1項1目介護給付費負担金、1節現年度分ですが歳出、保険給付費の総額に国の負担割合を乗じて計算した金額4億846万5千円を見込みました。

2項1目調整交付金ですが歳出、保険給付費総額の9%を見込み2億568万2千円を計上しました。

2目1節地域支援事業交付金ですが歳出、介護予防事業費の25%、118万3千円。2節包括的支援事業・任意事業交付金は歳出、包括的支援事業・任意事業費の39.5%、1,574万9千円を計上いたしました。

次に5款1項1目介護給付費交付金、1節現年度分ですがこれは40歳から64歳の第2号被保険者の保険料で歳出、保険給付費見込み総額の28%、6億4,081万2千円を計上しました。

2目地域支援事業支援交付金は歳出、介護予防事業費の28%、132万5千円であります。

9ページに移ります。

6款1項1目介護給付費負担金、1節現年度分ですが歳出、保険給付費見込み総額に県の負担割合、これに乗じた金額3億3,533万4千円です。

2項1目地域支援事業補助金、1節介護予防事業補助金は歳出、介護予防事業費の12.5%、59万1千円を、また2節包括的支援事業・任意事業補助金は歳出、包括的支援事業・任意事業費の19.75%、787万4千円をそれぞれ計上しました。

次に8款は一般会計からの繰入金です。

1目介護給付費繰入金は歳出、保険給付費見込み総額の12.5%、2億8,607万6千円を見込みました。

2目1節介護予防事業繰入金は歳出、介護予防事業費の12.5%、59万1千円を、2節包括的支援事業・任意事業費繰入金は歳出、包括的支援事業・任意事業費の19.75%、787万4千円をそれぞれ計上しました。

3目その他一般会計繰入金につきましては1節で介護保険担当職員の人件費分、2節で介護保険事務費分、合わせて4,761万円を計上しました。これらは歳出1款の財源に充当いたします。

4目低所得者保険料軽減繰入金は平成27年度からの措置として第1号被保険者のうち保険料率の所得段階において第1段階に属する方を対象に保険料を軽減し、その軽減した分につい

て公費を投入することになりました。その軽減額443万3千円を繰り入れるものです。

次に9款繰越金は100万円を見込みました。

以上で歳入についての説明を終わり、次に歳出について説明をいたします。11ページをご覧ください。

1款1項総務管理費についてですが、8節報償費は介護保険運営協議会委員の報償費で4回開催する計画で計上をいたしました。

11節需用費57万1千円。これにつきましては消耗品ほか説明欄に記載のとおりです。

12節役務費236万8千円ですが、郵便料・電話料の通信運搬費130万3千円と国保連合会へ各種事務手数料および保険料の口座振替手数料106万5千円です。

13節委託料141万5千円は平成29年度に平成30年度からの第7期介護保険事業計画を作成するその準備といたしまして、平成28年度にニーズ調査を行う必要があり、そのための業務委託予算です。

19節負担金補助金及び交付金は峡南広域行政組合への負担金で、分散処理システム負担金10万8千円。これは平成29年度からの総合事業開始へ向けてシステム改修するための負担金と介護保険運営費負担金1,260万9千円という内訳であります。

1款2項1目介護認定審査会費は峡南広域行政組合への負担金で介護保険認定審査会運営費負担金として認定調査費、主治医意見書作成費等1,181万6千円を負担いたします。

12ページへ移ります。

2款は保険給付費で保険者としての負担金です。平成28年度の各費目の予算額は平成27年度の決算見込み額と過去の実績額の推移等を勘案して計上したものです。

1項介護サービス等諸費は要介護1から5と認定された方の給付費で1目居宅介護サービス給付費から13ページの10目特例居宅介護サービス計画給付費までの負担金合計20億7,109万8千円を見込みました。

2項介護予防サービス等諸費は要支援1、要支援2と認定された方の給付費で1目介護予防サービス給付費から14ページ、8目の特例介護予防サービス計画給付費までの合計5,377万8千円を見込みました。

3項その他諸費、1目審査支払手数料は国民健康保険団体連合会へ支払う手数料で264万6千円を見込みました。

4項高額介護サービス等費は1目と2目合計で4,127万5千円を見込んでいます。高額介護サービス費とは1月の利用者負担の合計額が一定の限度額を超えたとき、その超えた分があとから給付されるものです。

5項高額医療合算介護サービス等費は1目と2目合計で594万7千円を見込みました。これは介護と医療の自己負担の合計額が一定の限度額を超えたときに、その超えた分があとから給付されるものです。

15ページに移ります。

6項1目特定入所者介護サービス費から4目特例特定入所者介護予防サービス費につきましては1億1,387万1千円を計上しました。特定入所者介護サービス費は施設サービスや短期入所サービスを利用したときの費用で、町民税世帯非課税などの所得の低い方に対し居住費と食費の負担を軽くするため一定の負担限度額を設定し、これを超えた分を保険給付するものです。

次に5款地域支援事業費、1項1目二次予防事業費につきましては65歳以上で生活機能が低下し、このままでは近い将来、介護が必要になる恐れのある高齢者に対し予防事業を実施する費用を計上しています。

8節報償費41万4千円は二次予防高齢者筋力トレーニング事業の講師への報償です。要支援認定を受けた方のうちサービス未利用者等を対象に下部、中富、身延の3会場で実施する予定であります。

11節需用費26万8千円。12節役務費6万9千円は説明欄に記載のとおりです。13節委託料は二次予防高齢者筋力トレーニング事業の委託費124万1千円です。3会場、各12回の教室を予定しています。

次に2目一次予防事業費は元気な高齢者で近い将来、介護が必要とならないよう予防する、元気を維持するための事業を行う費用です。

8節報償費104万4千円は生き生き百歳体操その他の事業の講師への謝礼です。11節需用費92万8千円。12節役務費1万7千円は記載のとおりの内容です。13節委託料63万2千円の内訳は一次予防高齢者筋力トレーニング向上事業13万円。これは健康運動指導士による教室で全13回分です。一次予防高齢者認知症予防事業4万8千円。これは能力アップ教室を予定しています。友愛訪問事業45万4千円は老人クラブ連合会に委託する予定です。

3目総合事業費清算金の19節10万円は本町から町外の住所地特例施設に転出した方が当該住所地特例施設が所在する自治体の総合事業を利用した場合に身延町が負担すべき費用を支出するためのものです。

17ページに移ります。

2項包括的支援事業・任意事業、1目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては福祉保健課在宅支援担当職員の人件費および地域包括支援センター運営経費です。

8節報償費31万6千円は地域ケア会議委員10名に対する報償。研修等の講師謝礼、成年後見制度利用支援事業における後見人等の報酬に対する助成費用を計上しています。

9節の旅費5万円。そして11節需用費23万9千円。12節役務費64万8千円につきましては説明欄に記載のとおりです。

13節委託料321万3千円のうち峡南在宅医療支援センター運営業務288万9千円につきましては、これまで峡南5町の負担金と県の補助金により飯富病院にこの在宅医療支援センターの機能を設置して在宅医療に関する相談、在宅主治医の紹介、在宅健康管理システムの運用等の業務を行ってまいりましたが、平成27年度の介護保険法の改正により地域支援事業の中で各市町村において医療と介護の連携をさらに推進することとなりました。このことに関して峡南5町で検討した結果、単町で取り組むより峡南圏域として取り組むことが効果的・効率的であるとの結論から既存の峡南在宅医療支援センター機能を活用し、さらに強化する中で取り組むこととしまして、この予算を計上したところであります。

14節使用料及び賃借料61万4千円。19節負担金補助及び交付金14万3千円につきましては説明欄のとおりであります。

18ページをご覧ください。

任意事業は在宅での介護を支援する事業が主なものです。12節役務費16万4千円は郵便代、13節委託料9万8千円は家族介護者交流事業として在宅介護者のつどいの開催を委託するものであります。

19節徘徊高齢者家族支援事業補助金として2万3千円を計上しました。これは徘徊高齢者探索機、これはGPS機能を利用した無線発信機、その初期加入料助成費3基分を見込んでおります。

20節扶助費301万円の内訳は介護用品等扶助費126万円。寝たきり高齢者等介護見舞金、これは見舞金年額5万円で35人分、175万円を見込んでいます。

7款1項1目第1号被保険者還付金30万円は転出、死亡等により保険料に過払いが生じた場合に備えた予算です。

以上で議案第42号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

引き続きまして議案第43号 平成28年度身延町介護サービス事業特別会計予算について説明させていただきます。

6ページをお開きください。

歳入についてですが1款サービス収入、1項1目1節介護予防サービス計画費収入は介護度が要支援1、または要支援2と認定された方の介護予防サービス計画の作成料で640万8千円を計上しました。これは新規利用者の計画作成費用と継続の作成費用の単価は違いますが新規ケースを1月当たり6件、継続ケースを114件と見込みました。

次に2款1項1目一般会計繰入金154万5千円は、介護予防サービスの事務費への一般会計からの繰入金です。

3款繰越金、4款諸収入については科目設定のための計上です。

次に歳出について説明します。7ページをご覧ください。

1款1項1目介護予防サービス計画事業費、4節共済費83万8千円。7節賃金525万円はケアマネージャー資格を有する臨時職員2人分の人件費です。11節需用費2万円は参考図書購入費用として計上しました。13節委託料184万7千円については、介護予防サービス計画の作成等に関わる業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託するもので新規ケースを1月当たり4件、継続ケースを1月当たり29件見込んだものです。

以上で議案第43号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第44号の詳細説明を求めます。

望月水道課長。

○水道課長（望月真人君）

それでは議案第44号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

第2表の地方債ですが各簡易水道建設費の財源に充てるため、簡易水道事業債の限度額を1億5,310万円。過疎対策事業債の限度額を同じく1億5,310万円とし、合わせて3億620万円にするものであります。

続いて歳入から説明させていただきます。7ページをお願いいたします。

1款1項1目簡易水道使用料として1節現年度分2億1千万円。2節過年度分67万円。合わせて2億1,067万円の計上でございます。

次に2款1項1目簡易水道負担金につきましては、加入者負担金として5万4千円。受託工事負担金として1千円の合わせて5万5千円の計上であります。

次に3款1項1目簡易水道手数料につきましては1節加入手数料が5千円。2節給水装置工事業者指定手数料が1万円。3節開栓手数料2千円の計上でございます。

次に4款1項1目簡易水道国庫補助金につきましては、28年度につきましては久那土、古閑簡水、中富南部、中富西部、中富北部簡水、大城簡水、身延中央簡水の計6簡水、6事業を予定しております。合計1億7,620万6千円の国庫補助金の計上でございます。のちほど歳出で詳細をさせていただきます。

次に5款1項1目簡易水道一般会計繰入金のうち1節の水道事業費繰入金では総務費繰入金として3,416万7千円。建設費繰入金として1,943万5千円で合わせまして5,360万2千円の計上でございます。2節の公債費繰入金といたしまして2億7,620万8千円の計上でございます。

次に6款1項1目繰越金につきましては130万円の計上でございます。

8ページをお願いいたします。

7款1項1目雑入、1節消費税還付金、2節雑入につきましてはいずれも科目設定のための1千円の予算計上です。

8款1項1目水道事業債のうち1節簡易水道事業債として1億5,310万円。2節過疎対策事業債として同じく1億5,310万円。合わせて3億620万円の計上でございます。

次に歳出につきまして説明させていただきます。9ページをお願いいたします。

1款1項1目簡易水道管理費、2節、3節、4節は人件費ですので省略させていただきます。

7節賃金につきましては、その他賃金といたしまして町営水道の水道メーター検針員16名分の賃金といたしまして753万6千円の計上でございます。

8節報償費につきましては毎日水質検査員20名分の年間報償費といたしまして60万円。あと波木井配水池周辺草刈り謝礼といたしまして1万2千円の、61万2千円の計上でございます。

11節需用費のうち消耗品につきましては塩素滅菌剤の購入および施設機械器具消耗品等の購入費といたしまして613万5千円の計上でございます。燃料費につきましては公用車4台分の燃料費といたしまして69万1千円の計上でございます。印刷製本費といたしまして水道料金徴収簿および検針票等の印刷代といたしまして52万1千円の計上でございます。光熱水費につきましては各水道施設の電気料といたしまして3,627万1千円の計上でございます。修繕費につきましては各水道施設の老朽化に伴い今年度2,880万円の計上でございます。

12節役務費のうち通信運搬費につきましては、水道施設遠方監視に伴う電話専用回線の使用料等に567万9千円の計上。手数料につきましては水道料金の口座振替手数料等で80万1千円の計上。あと自動車損害保険料、公用車2台分4万4千円。その他、保険料につきましては水道検針員16名分の普通傷害共済保険の加入のための12万9千円の計上でございます。

13節委託料につきましては各水源、各水系別の水質検査業務および各水道施設の保守点検業務、また漏水調査、管路図作成業務等を併せて3,237万8千円の計上でございます。内容につきましては説明欄に記載のとおりです。

10ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料につきましては、使用料といたしまして三保簡易水道事業における市川三郷町山保簡易水道から水道水の受水に伴う使用料といたしまして72万円。遠方監視システムのセンター利用として38万9千円の合わせて110万9千円の計上でございます。賃

借料につきましては町内29施設の水道施設用地賃借料といたしまして88万円の計上でございます。重機等借上料につきましては、主に水源の維持管理といたしまして26万1千円の計上でございます。

15節工事請負費につきましては、計量法により8年にいっぺんのメーター器の交換ということで今年度は量水器の取替工事といたしまして1,500万円を計上させていただいております。

16節原材料費につきましては、量水器バルブ購入および補修用材料購入費といたしまして430万4千円の計上でございます。

18節備品購入費につきましては残留塩素測定器4台分の購入費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、三保簡易水道受水に伴う市川三郷町への分担金といたしまして54万円。また水道料金の分散処理システム負担金として計算センターへの負担金が265万5千円の合計319万5千円の計上でございます。

23節償還金及び割引料につきましては、過年度還付金といたしまして5万円の計上でございます。

27節公課費につきましては、公用車2台分の自動車重量税1万4千円および消費税の納付予定額といたしまして938万6千円の合計940万円の計上でございます。

続きまして2款1項1目一般管理費につきましては2節、3節、4節は人件費なので省略させていただきます。

11ページをお願いいたします。

11節需用費のうち消耗品につきましては一般事務費等2万3千円。修繕費につきましては公用車2台の整備料としまして20万円。計22万3千円の計上でございます。

役務費といたしまして公用車2台分の車検整備手数料および自動車損害保険料といたしまして合計6万円の計上でございます。

27節公課費につきましては公用車2台分の自動車重量税で2万6千円の計上でございます。

2款2項1目簡易水道建設費につきましては、11節需用費のうち消耗品につきましてはコピー、トナー、コピー用紙、その他事務用品といたしまして129万3千円。あと公用車2台分の燃料代として18万6千円の計147万9千円の計上でございます。

13節委託料につきましては中富西部簡易水道事業、矢細工地内、大城簡易水道事業につきましては湯平、門野地区の測量実施設計業務であり中富西部が2千万円、大城が2,079万円の計4,079万円の計上でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、プリンター等事務機器4台分のリース料でございます。

15節工事請負費につきましては28年度久那土・古関簡易水、中富南部簡水、中富北部、中富西部、大城、身延中央の5事業を予定していますが工事内容につきましては説明欄記載のとおりですが久那土・古関簡水が2,200万円。中富南部簡水が5,200万円。中富北部簡水が7,500万円。中富西部簡易水が1億6,185万5千円。12ページをお願いいたします。大城簡水が1,421万円。身延中央簡水が1億3,300万円を予定しております。

17節公有財産購入費につきましては中富西部簡水配水池建設に向けての用地取得費でございます。

2 2 節補償補てん及び賠償金につきましては、同じく中富西部簡水配水池建設に向けての立木の補償費であります。

3 款 1 項 1 目元金につきましては2億3,787万6千円。利子につきましては5,616万円の計上でございます。

4 款 1 項 1 目予備費につきましては10万円の計上でございます。

以上、44号の詳細説明を終わらせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第45号および議案第46号の詳細説明を求めます。

深沢環境下水道課長。

○環境下水道課長（深沢香君）

それでは議案第45号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。それでは歳入から説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目農業集落排水使用料132万7千円につきましては現年分と過年度分、合わせて上之平地区39世帯分の使用料でございます。

2 目小規模集合排水使用料50万6千円につきましては現年度分と過年度分、合わせて北川地区15世帯分の使用料でございます。

3 目戸別浄化槽整備事業使用料408万円につきましては、市町村設置型浄化槽111基分の使用料であり、合わせて591万3千円を計上させていただきました。

2 款 1 項 1 目農業集落排水事業繰入金に1,319万1千円。2 目小規模集合排水事業繰入金に477万9千円。3 目戸別浄化槽整備事業繰入金に824万6千円。4 目予備費繰入金に10万円。合わせて2,631万6千円を計上させていただきました。これは各事業の維持管理費、公債費等の財源に充てるものであります。

3 款 1 項 1 目繰越金、4 款 1 項 1 目雑入は記載のとおりでございます。

次に歳出を説明させていただきます。7ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目上之平地区維持管理費に844万5千円を計上させていただきました。主に職員の人件費のほか処理施設およびポンプ施設にかかる維持管理経費です。440万6千円の増額の要因につきましては15節工事請負費でありまして、処理施設の荒目スクリーンの交換修繕工事をお願いするためであります。

2 項 1 目元金、2 目利子につきましては長期債の償還金で合わせて607万4千円を計上させていただきました。

8ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目北川地区維持管理費に111万6千円を計上させていただきました。ここも処理施設およびポンプ施設にかかる維持管理経費でございます。

2 項公債費、1 目元金、2 目利子についても長期債の償還金で合わせて416万9千円を計上させていただきました。

3 款 1 項 1 目戸別浄化槽整備事業維持管理費に930万円を計上させていただきました。ここも職員の人件費のほか市町村設置型浄化槽111基分の浄化槽施設にかかる維持管理経費でございます。

9ページをお願いいたします。

3款2項1目元金、2目利子につきましても長期債の償還金で合わせて302万7千円を計上させていただきました。

4款1項1目予備費として10万円を計上させていただきました。

以上が議案第45号の詳細説明とさせていただきます。

続きまして議案第46号 平成28年度身延町下水道事業特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

1款1項1目中富下水道事業分担金から3目角打、丸滝下水道事業分担金に科目設定として各1千円。4目身延下水道事業分担金に5世帯分100万円。5目下部下水道事業分担金に1世帯分20万円。合わせて120万3千円を計上させていただきました。

2款1項1目中富下水道事業使用料に現年分と過年分を合わせて1,002世帯分、3,528万1千円を計上させていただきました。2目帯金、塩之沢下水道事業使用料に同じく165世帯分、581万7千円を計上させていただきました。3目角打、丸滝下水道事業使用料に同じく281世帯分、989万1千円を計上させていただきました。4目身延下水道事業使用料に同じく409世帯分、1,439万4千円を計上させていただきました。5目下部下水道事業使用料に同じく57世帯分、200万5千円。合わせて6,738万8千円を計上させていただきました。

7ページをお願いいたします。

2款2項手数料につきましては記載のとおりでございます。

3款1項一般会計繰入金につきましては、1目中富下水道事業一般会計繰入金から6目下水道一般会計繰入金まで各事業の維持管理費、公債費等に充当する財源として3億6,257万9千円を計上させていただきました。

4款1項1目繰越金、8ページをお願いいたします。5款1項1目雑入、1節消費税還付金、2節雑入は記載のとおりでございます。

9ページをお願いいたします。歳出の説明をさせていただきます。

1款1項1目下水道事業総務費に1,246万8千円を計上させていただきました。

10ページをお願いします。

1款2項1目中富下水道事業維持管理費に3,077万3千円減額の5,034万7千円を計上させていただきました。減額の主なものは15節工事請負費の八日市場地内国道52号、下水道管渠移設工事が2,688万2千円。27節公課費の消費税分が268万5千円の減額が主なものでございます。

11ページにいきまして2目帯金、塩之沢下水道事業維持管理費に125万1千円減額の1,383万8千円を計上させていただきました。

12ページをお願いいたします。

3目角打、丸滝下水道事業維持管理費に247万8千円減額の1,735万9千円を計上させていただきました。減額の主なものは11節需用費中、修繕費の浄化センターおよび管路等の修繕費の200万7千円の減額が主なものです。

13ページをお願いいたします。

4目身延下水道事業維持管理費に2,413万5千円を計上させていただきました。

14ページをお願いいたします。

5目下部下水道事業維持管理費に1,708万2千円を計上させていただきました。

15ページ、上段をお願いします。

維持管理費の計に総額1億2,276万1千円を計上させていただきました。1目から5目までの維持管理費につきましては、人件費のほか処理場施設やマンホールポンプ等の維持管理にかかる経費を計上させていただきました。

1款3項公債費でございますが1目中富下水道事業元金から16ページ、10目下部下水道事業利子まで、それぞれの建設事業の長期債にかかる元金および利子の償還金で合わせて2億9,545万円を計上させていただきました。

2款1項1目予備費として50万円を計上させていただきました。

以上で議案第45号、議案第46号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第47号の詳細説明を求めます。

遠藤下部支所長。

○下部支所長（遠藤庄一君）

それでは議案第47号 平成28年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

予算書6ページをお開きください。歳入からご説明をいたします。

1款1項1目温泉使用料、1節使用料として489万8千円。過年度使用料として1千円。合わせて489万9千円の計上であります。

2款1項1目利子及び配当金については、下部奥の湯温泉事業基金利子として5千円の予算計上であります。

3款1項1目繰越金につきましては1千円の計上であります。

4款1項1目下部奥の湯温泉事業基金繰入金については517万5千円の計上であります。内容につきましては歳出でご説明をいたします。

次に歳出についてご説明をいたします。7ページをご覧ください。

1款1項1目温泉管理費、11節需用費として688万9千円の計上であり、消耗品については温泉管理費消耗品として3万円の計上です。燃料費については施設管理草刈用燃料費として2千円の計上です。光熱水費については各施設の電気料として81万6千円の計上であります。修繕費につきましては歳入、4款1項1目に計上しました基金繰入金の517万5千円を繰り入れし今回3年に一度の温泉ポンプ交換修繕および交換ポンプのオーバーホールメンテナンス修理および温泉ポンプ制御盤インバーター交換のほか通常の各施設等の修繕費、合わせて604万1千円の計上であります。

12節役務費として36万6千円の計上で、うち通信運搬費については各施設のデータ管理料、電話専用回線の使用料等に36万3千円の計上です。手数料については使用料、口座振替手数料として3千円の計上であります。

13節委託料については下部奥の湯温泉設備点検業務委託として204万1千円の計上です。昨年に比べ50万円強の増額となっておりますが、これは今回の温泉ポンプ交換に伴いポンプ挿入管の内部の湧水の詰まり状況を確認するため、構内にカメラを入れ観測をする業務分が増

額となっております。

14節使用料及び賃借料については事務機器リースとして77万9千円の計上であります。次に2款1項1目下部奥の湯温泉事業基金積立金については5千円の計上であります。

以上で議案第47号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由の説明と担当課長の詳細説明が終わりました。

お諮りします。

議題になっております議案第28号から議案第59号の予算を審査するため委員会条例第5条の規定により予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第28号から議案第59号の予算については予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置された予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により全議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、全議員が予算審査特別委員会の委員となることに決定しました。

なお、正副委員長の互選を行いますので議員控室にご参集をお願いします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は16時20分といたします。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時20分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

予算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので報告します。

委員長に広島法明君、副委員長に田中一泰君が互選されました。

予算審査特別委員会での審査をよろしくをお願いします。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、本日は散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時21分

平成 2 8 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 4 日

平成28年第1回身延町議会定例会(2日目)

平成28年3月4日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	赤池	朗	2番	田中	一泰
3番	広島	法明	4番	柿島	良行
5番	芦澤	健拓	6番	松浦	隆
7番	河井	淳	8番	福與	三郎
9番	草間	天	10番	川口	福三
11番	渡辺	文子	12番	伊藤	文雄
13番	深澤	勝	14番	野島	俊博

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	副	町	長	望月幹也							
教	育	長	鈴木高吉	総	務	課	長	樋川信					
会	計	管	理	者	竹ノ内強	政	策	室	長	佐野文昭			
財	政	課	長	笠井祥一	税	務	課	長	村野浩人				
町	民	課	長	望月由香里	福	祉	保	健	課	長	穂坂桂吾		
観	光	課	長	柿島利巳	子	育	て	支	援	課	長	佐野昌三	
産	業	課	農	林	担	当	副	主	幹	大	村	隆	
土	地	対	策	課	長	佐野勇夫	水	道	課	長	望月真人		
環	境	下	水	道	課	長	深沢香	下	部	支	所	長	遠藤庄一
身	延	支	所	長	藤田政士	学	校	教	育	課	長	笠井喜孝	
生	涯	学	習	課	長	高野博邦							

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会議務局長 中村京子
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。
相互にあいさつを交わします。
ご起立願います。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまです。
出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。
本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告。

議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。
本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

日程第2 一般質問。

質問の通告者は3名であります。
これから通告順に一般質問を行います。
通告の1番、芦澤健拓君の一般質問を行います。
芦澤健拓君の質問を許します。
登壇してください。
芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

通告に従って質問いたします。

下部温泉郷の復活について町の考えを聞くということで、1番目なんですが、これは下部温泉郷の復活というか下部温泉郷という、今はもうすでに下部温泉郷というようなものではないような感じもいたしますので、下部温泉の活性化ということで質問をさせていただきたいと思います。

その昔、私たちが若かったころは非常に下部温泉は繁盛しておりまして多くの旅館、ホテル、民宿、酒屋、スナック、ラーメン屋、料理の仕出し屋、芸者置屋などが軒を連ねておりました。ところが皆さんご存じのとおり現在の下部温泉は元気な旅館、ホテル、民宿は数えてみても約20軒ぐらいと大変少なくなっておりました、当然のことながらその周辺を支える酒屋とか仕出し屋、飲食店なども非常に少なくなって本当に数軒くらいしか残っておりません。

ご存じのように下部温泉は戦でケガをした将兵が湯治のために訪れて以来、信玄公のかくし湯として知られているほか俳句で有名な高浜虚子、小説家の井伏鱒二などの文人、墨客が訪れて俳句や随筆を残していることでも知られております。そのほか幕末から昭和まで生き抜いて東京府知事なども歴任した政治家の後藤新平、五千円札の肖像画でも知られている思想家の新

渡戸稲造なども下部温泉を訪れています。よく知られているように昭和の大スターの一人である石原裕次郎がスキーで骨折して下部ホテルでリハビリのために逗留をしていたことも有名です。下部温泉は骨折などの外傷だけでなく、内臓の手術後の療養のためにも大変有効であるというふうに知られております。

昔どおりの下部温泉の繁盛を取り戻すことは無理な願いであることは十分承知しておりますけれども、下部温泉に少しでも元気を取り戻したい、そういうふうを考えているのは私だけではないと思います。ということで、下部温泉の活性化を願って質問を行います。

薬湯という名前をお聞きになったことはある方もいらっしゃるかもしれませんが、薬湯というのは文字どおり飲んで効能がある温泉という意味で、下部温泉の湯も薬湯と呼ばれて愛用されてきました。昭和のはじめにはこのような飲み湯番付というものが発行されまして、今でも飲める温泉と飲めない温泉がありますけれども、飲める温泉の中でも効能があるものと、そうでないものがあります。全国の飲める温泉を比較した番付です。なんと下部温泉は東の横綱に支持されておりまして、西の横綱が大分の湯平温泉ということになっております。山梨では下部のほかにも湯村温泉、西山温泉、増富温泉などもこの番付に掲載されております。

この飲み湯番付なんていうのは、多分に宣伝に使用された色合いの濃いものでございますけれども、昭和7年の6月10日付けで山梨県は湯本ホテル大森館という、今の湯本ホテルですけれども、そこに売薬の免許証というものを出示しております。これは内務省衛生試験場の試験を受けて試験成績がよかったということで売薬免許証、要するに薬として売っていいですよという免許を受けております。これがその売薬免許証の写しといいますが、下部リビングウォーター、下部飲料鉱泉ということで売薬発売を免許するという内容で売薬免許証というのは、今では薬として売ることについては薬事法などの非常に厳しい試験を受けなければならないことになっておりますけれども、下部温泉の水がそういう動物試験とか薬効試験とかを通ったものではないとは思いますが、売薬免許証というものを受けて販売していたということです。

現在、下部地区では2種類のミネラルウォーターが製造されておりますけれども、1社はこの3月いっぱいまで工場を移転すると聞いております。この1社はもともとがというか、はじめはミネラルウォーター、下部の水を使っていたわけですがけれども、途中から三者共有線というのが廃止されまして、水が使えなくなって本社のほうから水を輸送してきて、こちらの工場で充填するというようなことになっていましたので、今回、工場を移転するというので残るのは1社のみということになります。これは下部温泉の鉱泉水を使用してナチュラルミネラルウォーターとして製造販売しておりますけれども、500ミリ、1リットルのペットボトルと10リットルと20リットルのバッグインボックスという箱に入っている、中にプラスチックのバッグが入っているという、そういう形のものを製造販売しております。土産物店をはじめ旅館、観光地などで販売するほか全国のリピーターの注文に応じて発送しているそうです。

昭和町ではこのバッグインボックスを災害時の備蓄用として使用してくれているようですが、本町でも災害時の備蓄用として利用していただくことも考えられるのではないかと思います。

ミネラルウォーターの製造販売はまさに下部の地場産業でございますので、下部温泉活性化のためにも地方創生につなげるためにも今まで以上に町でも利用していただく。それから大いに宣伝をしていただきまして、町内の皆さんをはじめ全国でも使っていただけるような形になればありがたいなというふうに思っております。現在のところは年間で4千万円ぐらいの売り

上げだということですが、これが増えていけば大変下部の活性化につながるのではないかなということで提案させていただきました。現在の製造量の3倍ぐらいまでは増やせるということでございますので、そうなれば雇用も増やせますし、地方創生の一助になることは間違いないと思いますけども町長のご見解をお聞きいたします。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

お答えします。

下部温泉郷のミネラルウォーターは身延町役場発行の身延のびのびガイドブックによりますと下部温泉駅近くの製造工場です。昭和4年から発売されミネラルバランスがよく、まるやかな舌触りで東京サミット、沖縄サミットでは公式のミネラルウォーターとして使用され、また温泉街の天然鉱泉水で製造されている製品はミネラルたっぷりです。胃腸など消化器系に効果があると言われていたところですが、町でもこれまで観光キャンペーン時のPR用配布物品として、あるいは各種観光広告読者プレゼントなど下部温泉郷、あるいは身延町のPRグッズとして利用してきました。

今後、身延町総合戦略では下部温泉の魅力アップとしてオリジナル商品の開発など下部温泉の魅力をブラッシュアップし、集客・雇用に結び付ける計画ですので下部温泉の資源の1つであり、これまでもいろいろな場面で利用してきたミネラルウォーターですが、地元の方のご意見も伺う中で新たな活用方法などを検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今おっしゃったのは駅前というふうにおっしゃったように思うんですけども、これは先ほど私の話の中にありましたように3月いっぱい本社のほうに移転するということをお聞きしますが、そのへんはいかがでしょう。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

今お答えさせていただいた中でも、当然下部の駅前だけでなく、ほかのところも含めての答弁です。それと移転ということも聞いていますけども、4月より移転ということをお伺いしております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということですので、これさっき私がいろいろ説明したナチュラルミネラルウォーターというのは、特にここで固有とか個人の名前を出すのはあれですので控えさせていただきますけども、まさに地元で製造販売しているものでございますので、ぜひ今後はこのへんに力を入れていただいて、ぜひこれが製造販売につながるようなことを考えていただければ下部温泉の

活性化の一助にもなると思いますのでよろしくお願いたします。

次に12月議会でも質問の中で申し上げましたように、町長が主張しておられる下田原・市之瀬道路、これ私はトンネルだとばかり思っておりましたけども道路ということでしたので、これについてお伺いしますけども、私はこれができますと下部温泉の誘客を阻害するのではないかというふうに考えております。これについて町長のご見解をお聞きしたいんですけども、12月議会で町長は中部横断の3カ所のインター開設に伴い、中富インターと国道300号をつなぐための下田原・市之瀬間に県道を開削したいということでおっしゃっておられましたけども、この道路ができますと私は下部温泉の誘客を阻害するのではないかなというふうに考えまして周辺の人たちにも話をしましたところ、13人の町民から出された請願書の中の人たちもこの請願書の内容を考えるとちょっとやっぱり、私の主張のほうが正しいのではないかとということで同調してくれていることが分かりました。

せっかく国道300号で富士山や本栖湖方面から下ってきた観光客が中富インター方面や国道52号線方面に抜けてしまうというふうなことになると思いますと、せっかく下部温泉・早川インターもできて観光の誘致に大変有効な手段ができたわけですので、これを生かしていただくほうがいいのではないかなと思うんですけども改めて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

中富インターチェンジと国道300号を結ぶ新設道路につきましては、議員も質問の中でおっしゃったとおり昨年の9月定例会において新設道路建設を求める請願第4号が採択されたところでもございます。したがって、建設に向けて要望を県に行っているのが今の段階でございます。

また平成29年度末までには、ご案内のとおり中部横断自動車道が開通する見込みとなったことから町内の建設中の3カ所のインターチェンジの名称につきましては、議員各位および身延町総合戦略策定委員会の皆さんに意見をお伺いする中で、平成27年の10月13日の議員全員協議会において名称を下から身延山インターチェンジ、下部温泉早川インターチェンジ、中富インターチェンジに全員一致で決定をしていただき、町といたしましては名称素案を検討会へ提出をさせていただいたところでもございます。ご案内のとおりだと思います。

これに対して去る2月26日には、国土交通省から本案の素案のとおり決定の連絡をいただいたところであります。インターチェンジは本町に訪れていただく皆さんの玄関口です。下部温泉を利用していただく皆さんにつきましては、下部温泉・早川インターチェンジをご利用していただくものと思っておりますので、ご質問にありますように下部温泉郷への誘客を阻害するとは私は考えておりません。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

私が言っているのは国道300号から下ってきたお客さんがそこから下田原のほうへ、要するに中富インターのほうに来てしまうのであれば、そのまままっすぐ行けば下部温泉に行ける

のにこっちへ入ってしまうということも考えられるのではないかと。だから要するに下田原・市之瀬道路というのは無駄な道路ではないかということを行っているんですけども、いかがですか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

議員がおっしゃることにつきましては、下田原インターは活性化インターでございますので地域の皆さんがいかにか生活に利用できるか、このことが第一でございます。まして先ほど私が申し上げましたとおり、富士山から来る人たちも下部温泉に来る人たちは下部温泉のインターを使うことは間違いないと思いますので、下部温泉の誘客に対して阻害をするということはないと考えます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

せっかく国道300号の改良が進んで今、第1次工事ですけども第3次までいけば相当良い道になるはずですね。ということになれば、あの道を下ってくる人はかなり増える。そうなれば下部温泉への誘客も大変有効になってくると思うんですけども、そこへ、私がこういう言い方をするとまた怒られるかも分かりませんが、余計な道を造ってこっちへ引っ込むというようなことは私は避けたいと思うんですけどもいかがですか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

私は避ける必要はございません。そしてましてや町の最高決定機関であります議会で請願をしていただいた、こういう事実もございましてご理解をいただければありがたいと思います。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

請願については私、触れなくなりましたんですけども、請願の署名をした13人の中には3名の町からの仕事を受ける指名業者が含まれている。それから3名の県のOBの人たちが含まれています。そのほかには町長の後援者とみられる人たちが多くみられます。そういう人たちの請願ですから、私はあの請願、13人だけの町民の請願でありまして下部地区を代表する人たちではないというふうに考えておりますので、そういうことを申し上げておきます。このへんは言ってみてもしょうがないのでこれだけにしておきますけども、あくまでも私が前から主張しておりますように三沢・市之瀬トンネルを優先してもらいたいということだけはしっかりとお願いをしておきます。

次にインバウンドの観光客の下部温泉郷への誘致をどのように考えているのかについてお聞きします。

2月のはじめは春節という中国の旧暦の正月に当たるということで、東京をはじめ多くの観光地が中国人の観光客でにぎわっているという様子がテレビや新聞などでも報道されておま

した。名古屋では通常はラブホテルとして営業しているホテルまでが中国人観光客用の宿泊施設として利用されたというふうな話です。

まるでよその話で本当に私たちの身延町にとって、なんか嘘のような話ばかりなんですけれども、現在、下部温泉ではあるホテル以外にはインバウンド観光のお客さまは利用されておられないということを聞いております。そのような調査をまず行っているのかどうか。それから2月15日の総合計画検討会議の席上で身延町のインバウンド観光客数を調べてもらいたいというふうに申し入れておきましたけども、その結果はいかがでしょうか。今後、インバウンド観光客数の調査を行う予定はあるのかどうか、その点を含めてお聞きします。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

お答えします。

インバウンド観光の実数調査につきましては、昨年度までは行っていませんでした。しかし本年度地方創生先行型事業として多言語パンフレットの作成を行い、これに伴い町内各施設等より外国人観光客入客調査を実施しました。回答をいただいたのが9施設で内容は9月から11月にかけての入客数で町内各施設ごと重複する部分もあるかと思いますが合計は9月が698人、10月が634人、11月が251人でした。下部関係につきましては下部温泉郷内2施設で9月が506人、10月が507人、11月が144人。本栖湖畔、3施設等では9月が158人、10月が102人、11月が80人でありました。地域的には中国人が一番多く全体の67%となりました。

今後、調査を実施するかということなんですけども、そういうインバウンドの関係も当然、町のほうでも観光としても今後、力を入れていかなければならないと思いますので、そういう調査は継続していきたいとは思っています。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

多言語のパンフレットというのはいつごろできるのでしょうか。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

ちょっと今、聞き落してしまったんですが、部数ですか。

○5番議員（芦澤健拓君）

いいや、いつごろに。

○観光課長（柿島利巳君）

もうできています。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

そのパンフレットはどういう場所に置いてあって配布をされているのか、そのへんについて

もお伺いします。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

町内の各観光施設、あるいは旅館とか、あるいは東京都内等の集客施設、東京都内のファミリーレストランとかを利用して配ったりもしています。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

多言語ということですが中国語、英語、それから何語なんですか。そのへんをちょっとお願いします。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

英語、中国語、韓国語です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

先ほどのインバウンドの観光客数ですが、100人単位というとちょっとあれですね、9月が698、10月が634、11月が251。下部の場合は506、507、144ということで今後ももし調査するとすればアンケート調査のような形になるということでしょうか。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

今年、アンケート調査というような形で実施しましたが、またやり方等は検討していきたいなと思います。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ぜひ、これは重要なことですのでしっかり進めていただきたいのと下部温泉だけでなくて身延山にも和紙の里にも多くの外国人が訪れていただけることがやはり大変重要なことであると思いますので、地方創生に結びつけるという意味でもぜひ今後の調査を確実にお願いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君、よろしいですか。

通告1の が、今、先に へいったようですが、通告1の はどうしますか。

○5番議員（芦澤健拓君）

下部温泉郷調査結果ですか。

○議長（野島俊博君）

そうです。その活用はということですか。

○5番議員（芦澤健拓君）

それはまだ、今から言います。

○議長（野島俊博君）

今からですね。では順番を入れ替えてということによろしいですね。

○5番議員（芦澤健拓君）

ごめんなさい、そうですね。4と3が入れ替わっていますね。

それでは議長のご指摘に従いまして3番をお聞きします。

地方創生戦略会議の中でも出ましたけども、役場の若手職員による下部温泉郷の調査結果というものが出ているということでございますけども、アクションプラン等についてはこの役場若手職員による下部温泉調査結果等が生かされているというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

プロジェクトチームにつきましては、ご存じのとおり19名の役場若手職員を委嘱してお願いしたところです。今、言われましたとおり生かされているかどうかということですが、まだ具体的にはこのアクションプランには入っておりません。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

アクションプランに入っていないということになると、この下部温泉の調査結果については今後、また新たに出されるということなんでしょうか。それから2月16日に高大連携事業の成果として身延高校の生徒さんから8つの政策提案があったということが新聞に出ておりますけども、この中で下部温泉郷についてもなんらかの提案が出されていたのかどうかということも併せてお願いします。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

それではプロジェクトチームの提案でございますが、多岐にわたりまして全部で46項目についてありました。そのうち観光・商工関係でございますが21項目ありまして中でも下部温泉郷に関しましては6項目という形でございました。また、そのプロジェクトチームでは現地調査をしまして、実際に下部温泉郷を皆さんで歩いていただいて調査をしていただきました。調査結果につきましては具体的に掲げられておりまして、内容をご説明しますと下部温泉駅ということに関しましては、駅構内は殺風景で掃除も行き届いておらず駅に降り立ったときの第一印象としてはよくないと。職員を配置して駅の美化活動や観光案内を行う。また足湯を設置して訪れた人には印象に残ることや電車の待ち時間等も退屈しないような配慮が必要ではないか。温泉郷全体では温泉郷の景観条例を制定し下部温泉独自の景観を目指す。外国人観光客に特化した宿泊施設を設置し旅慣れた外国人の誘致に結び付ける。温泉街に足湯の交流スペースを設置し、子どもから高齢者まで利用できる休憩所を設置する。また温泉会館につきましては、外観からはなんの施設か分からないということで暗い印象を持ってしまうので外装、内装とも

にリニューアルして幅広い客層に利用してもらおうというような提案をいただいております。これらにつきましては施策の詳細、施策を行う理由、期待される効果等も併せて提案をいただいております。

今後、地域の皆さま、特に温泉街の皆さま方とあと関係課等で今後の下部温泉郷の活性化ということで具体的に検討を行ってまいりたいというふうに思います。また可能なものから実施していければということで、可能なものが出てくればアクションプラン等にも計上していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

アクションプランの中では下部温泉郷という看板が山のとっぺんにありますけども、これを新たに作ってもらえるというふうなことで、富士の国やまなし観光振興施設整備費補助事業、補助率2分の1ということで工事請負費620万9千円というものが計上されておりますけども、これについて地元の要望、あるいは地元に対する説明等があったのかどうか、この点についてお聞きします。これは通告にありませんので、もしお答えいただければということでお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

望月副町長。

○副町長（望月幹也君）

地元の方とか、あと地元選出の議員さんのほうからも要請は受けております。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

昨日ちょっとその地元の議員さんと話をしたんですけども、看板を新しくしてもらいよりもっとほかに使ってもらいたいというふうな意見がありまして、私、この下部温泉郷の活性化ということで話をする中で観光案内所というものが下部の駅前にもありますけども、あるとき駅前のレストランで食事をしているときに見たら、どうも観光客らしい方が案内所を訪ねてきたけども誰も対応してくれる人がいなくて、これは大変だと思って私、早速、地元の議員さんのところへ連絡して、こういうわけだから来てくれということで来てもらって対応してもらったことがあるんですが、このへん、もし今からでもなんとかなのであれば、この工事ではなくて案内所の整備とか案内所の業務委託、これは身延観光案内所の場合には業務委託になっていまして390万円ということになっておりますけども、こういうふうなことのほうがむしろ下部温泉のためには今のところ役立つのかなというふうに考えますので、この点については今後検討していただければと思います。

次の質問に移ります。

子どもの貧困問題ということで、現在、国会でも種々論議がされているようなんですけども、本町では子どもの貧困問題というのはないのかどうかという点についてお聞きしたいと思います。

厚生労働省の公式データによりますと2012年の統計で0歳から100歳以上を含めた社会全体の相対的貧困率は16.1%、18歳未満の子どもの貧困率は16.3%ということで

6人に1人が貧困であるというそういう状況だそうです。

数字で表しますと年間の手取りが一人暮らしで約120万円以下。母一人子一人の母子家庭で約180万円以下を貧困世帯というふうには呼ぶらしいのですが、最近発表された山形大の戸室健作准教授という方の研究によりますと少子化で子どもが減っているのにもかかわらず生活保護基準以下の収入で暮らす子育て世帯が過去20年間で2.5倍になっている。47都道府県のうち39都道府県で子育て世帯の10%以上が貧困状態にあり、子どもの貧困が全国的に深刻化しているということが明らかになっています。

この調査によりますと山梨県の子どもの貧困率は11.7%ということで、全国平均の13.8%よりは低いんですが1割を超える割合で存在するという事ですから本町が例外であるということはありませんというふうに考えております。

本町の2月1日現在の世帯数は5,807ですから約10%としても580世帯、かなり多くの世帯が子どもの貧困に晒されているというふうに計算上は考えられるわけですが、このへんについて本町の子どもの貧困率、これはどのくらいあると考えておられるのか、これについてお聞きします。

○議長（野島俊博君）

佐野子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

お答えいたします。

ただいま芦澤議員がおっしゃいましたとおり、国の調査では日本の子どもの貧困率が16.3%とほぼ6人に1人が該当しているという中でございます。それから山形大学の先生の調査によりますと全国で18.3%の人が生活保護費以下の収入で暮らすというような状況でございます。全国的に母子家庭の貧困の状況が深刻になっているということが想定されます。

本町におきましても児童扶養手当の認定を受けているひとり親家庭は89世帯で年々増加傾向にあります。中でも母子家庭はそのうちの約9割になります。この中には貧困率の基準収入を下回る世帯が6割から7割にのぼると推計されます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

全国平均よりはずっと低いということではあるのかどうか。89世帯がいろんな面で苦しんでいる、その中でも母子家庭は9割に当たると。6、7割は言ってみればその日の生活にも困るような生活をされているような感じだと思っておりますけども、子どもの貧困というのも本当に深刻であるということは、私たちがいろんなことで聞いたり見たりしておるわけですが、国会ではそんなことはないというふうな言い方で安倍首相なんかは言われておりますけども、私は子どもの貧困は本当に深刻であるということは考えていかなければいけない。特に本町のような、町長が非常に子どもの処遇改善に努めておられるということを考えると子どもの貧困に対して十分な対応をしていただくことが必要ではないかなというふうに思っておりますけども、この子どもの貧困に対して現在はどういうように対応しているのか。あるいは今後どのように対応していくというふうにお考えなのか、町長のご見解をお聞きします。

○議長（野島俊博君）

佐野子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

お答えいたします。

国では平成26年に5年間の重点施策を掲げた子どもの貧困対策大綱がつけられ、大綱に基づき子どもの貧困対策会議が開かれております。その会議の第3回の中では平成28年度予算に向けてひとり親家庭・多子世帯等の自立支援および児童虐待防止対策の充実策、子どもの未来応援国民運動の今後の展開、子どもの貧困対策に関する有識者会議の開催、これらについての論議がされております。

また山梨県では国が策定した子どもの貧困対策の推進に関する大綱に基づき、仮称ではありますが山梨子どもの貧困対策推進計画を策定中であります。現時点ではその素案に対する意見を県民から募集し、その募集期間が終了したところでございます。県内市町村に対しては今年1月29日にはじめてこの対策についての市町村説明会が開催されたばかりであり、本町を含め県内市町村の多くは現在、その体制を整えている段階であります。

今後は国の子どもの貧困対策に関する有識者会議の開催や県の推進計画に基づき、県と市町村、民間団体、地域が連携し子どもの貧困対策のための具体的な施策が展開されるものと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

2013年に子どもの貧困対策推進法というものが成立しまして14年には大綱が策定された。この具体化された内容はひとり親家庭に支給する児童扶養手当の拡充ということで、子どもが2人以上いる場合の加算を拡充する。第2子分を現行の月額5千円から1万円。第3子以降の3千円を6千円にする。これを今年の8月支給分から適用していくというふうな方向だと。これはたしかに増額はされておりますけども、そもそもの給付額が低すぎるんじゃないかというふうに考えている人が結構いるようです。

それから政府が掲げておりますこの子どもの貧困対策に関する児童扶養手当ですけども、これを不正受給する人がいるんじゃないかなということを考えて、この不正受給対策の強化を行っている。これは生活保護の不正受給対策もそうなんですけども、あまりにもやるのがせこいですよね。こういうふうなことで、こっちであげますよと言いながら、こっちの手であげませんよと言っているというふうな、そういうことでは、これは子どもの貧困は救われないというふうに思いますし、現在、景気がよくなっているというふうに考えておられるんですけども、私たちにはそのトリプルダウンもきておりませんし大変苦しい生活が続いているということが一般の家庭の中ではみられると思います。そういう意味で町長に子どもの貧困問題に対してどういうふうに取り組んでいかれるかということをお聞きしたんですけども、今、課長のお答えの中にありましたように今後は県の施策とか国の施策に従ってやっていくということらしいので、そのへんはぜひ誠実に考えていっていただきたいと思っております。

次に子どもの貧困のもう1つの問題というのは貧困のスパイラル、つまり親が貧困であるとそれが子どもにも連鎖していくと。貧困の連鎖という問題だと思います。なぜそういうふう

なるかという親の収入が多い場合にはある程度の学力が付けられる。しかし貧困家庭の場合には進学したくてもできないというふうな状況があります。私自身も奨学金をいただいて高校、大学を出まして妻も高校を奨学金で出ました。5人の子どもたちも高校、大学は奨学金でお世話になりながら卒業しております。

こういう奨学金を受けている場合には、当然のことながら卒業時に借金を背負って社会に出るということになるわけです。返還型の奨学金の場合はそういうことがしょうがないことであるというふうに思いますけども、これを返還していくことができなければ、また次の子どもたちにもその奨学金をつなぐことができないということで一生懸命返還して、私もすでに返還は終了しておりますけども、そういうことがずっと続いていくと子どもの貧困、それが連鎖していくというふうな形になってしまうということだと思います。

そこで提案ですけれども、本町ではニプロの故佐野實前社長からの2億円の寄附金というものが佐野實基金として創設されております。この基金にもっと本町の企業や町民から一層の寄附を募って基金額を増やして、進学したくても家庭の事情などで進学が思うに任せないような子どもたちに給付型の奨学金、つまり返さなくていいよという奨学金を給付する制度をつくったらどうでしょうか。もちろん卒業後に本町に居住するか本町に就職するというような条件を付けることは十分考えられますし、この給付金額とか給付対象者についての詳細は検討していただかなければなりませんけども、仮称、實奨学金制度というものを創設して運用していけばせっかくのご寄附を生かすことができると考えますけども、この点について町長のご見解を伺います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

貧困の連鎖、スパイラルを防ぐための対策として貧困世帯の子どもの教育支援は重要で必要な施策であると私も考えています。平成28年度予算では子育て支援、教育費の保護者負担額の軽減等を図る目的の事業予算も計上しているところでもございます。

現在、町では奨学金事業目的の基金として身延町育英奨学基金と身延町福祉教育学校等奨学奨励基金を設置しております。育英奨学基金は町内の中学校の卒業生で進学をする者、成績優秀な者、学資の支弁が困難と認められる家庭の生徒に10万円を支給するものでございます。また福祉教育学校等就学奨励基金につきましては2年以上の大学、または専門学校で福祉、保健、看護、介護等の教育課程を履修する者に対して3万円を支給するものでございます。この事業の拡充や見直し、新たな奨学金制度の創設についても考えていかなければならないと思います。

今後、子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条、国及び地方公共団体は就学の援助、学資の援助のほか学習の支援、その他貧困の状態にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとするとの規定に基づきまして国・県における教育支援策、身延町の教育支援策を講じてまいりますので、町の教育支援策の具現として奨学金制度も検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ぜひ充実した奨学金制度を制度設定していただけるようお願いしたいと思います。

最後に今年1月13日に山梨県が発表し、2月5日に制度導入についての説明を行ったという第2子以降の保育料無料化についてお聞きします。

これはアクションプランの中でも第1子の年齢にかかわらず第7階層以下の世帯の第2子以降の保育料を無料化するということが提案されておりまして、県の提案をこの無料化の費用は県と市町村が折半するという内容ですけれども、本町ではすべて町が負担するというふうにお考えなのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

佐野子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

山梨県では1月13日に第2子以降の保育料の無料化を発表いたしました。対象を年収640万円未満世帯の3歳未満児で第2子以降の子どもであり、内容は第1子の年齢条件を取り払い第2子以降の保育料を無料化する事業を行う市町村に対して2分の1の補助をする、そういうものでございます。

町では総合戦略で保育料の無料化を計画しておりましたので、このたびの県の助成事業を活用し年収640万円未満世帯のすべての第2子以降の子どもまで拡大して保育料を無料とするというものです。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大変これは良い制度だと思いますが、この新聞によりますと山梨県が1月13日に発表してその後非常に、4月スタートということが目標だったようなんですけれども、そのことが市町村に対しては大変、唐突な発表であって富士吉田市の担当者のことが出ておりますけれども、条例改正が必要な市町村もあり間に合わない。それから新制度では支払いが生じないと思っている保護者が多いということで混乱が起きる恐れがあるというふうに指摘していると。こういうふうなことがありますので、私はこの質問の通告をしたのは2月19日だったんですけども、この時点ではアクションプランのほうをよく拝読していなかったものですから、この内容が大変、県を超えるようなというか、県以上の内容になっているということにちょっと逆に驚いたような状況ですけれども、このようなアクションプランを策定したということの、非常に政策的な判断だと思うんですけども、これを子育て支援課の課長が考えて出したのか。あるいはもっと前に町長、副町長のほうからそういう指示があって出したのか。そのへんについて、地方創生戦略策定会議の責任者でございます副町長にお伺いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

副町長。

○副町長（望月幹也君）

芦澤議員さんの質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおりこれにつきましては、第2子以降の保育料の無料化につきましては身延町総合戦略、昨年12月に策定していただきました総合戦略の5つの基本目標のうち基本目標

4の結婚・出産・子育て環境の充実の中で、在園児の第2子以降の保育料の無料化を施策として掲げております。当初のアクションプランでは、例示としますと2人兄弟の例でいいますと2人とも在園している場合の第2子以降を最初は無料として、案としては考えておりました。ただそれはコンクリートのように固まっているわけではなく、今後施策については予算の関係もありますので動いていきますよということで説明をさせていただいたんですけども、先ほど子育て支援課長のほうからも答弁いたしましたとおり、1月13日に県が年収640万円未満の世帯について第1子の年齢にかかわらず、ここが大きいんですが第1子の年齢にかかわらず3歳児未満の第2子以降の保育料を県、町で2分の1ずつ負担し合ひましょうと。そうすることによって無料化する事業を立ち上げたいというようなことで発表がありました。

本町ではすでにこの保育料についてはずっと検討してまいりましたので、他市町村のような混乱する状態にはなかったわけです。それでこの県の施策を利用しようと、うまく活用して入れ込んで県の予算も2分の1、3歳未満児は入るわけですから若干、町の負担が3歳未満児については落ちるということもありまして、それではどういう事業にしようかということで組み替えについて当初予算の中で検討させていただきました。そうすることで県に合わせて年収の制限そのものは設定いたしましたけども、第1子の年齢制限をなくしましょうと。これも県に合わせて。そして県の3歳未満児のみならず、すべての園児に拡充していきましょうということで、これは当初予算の議論の中で決定をしたところであります。それを今回、上程させていただいております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは、このアクションプランに書かれている内容はすでにその県の考え方を取り入れてつくってあるということのようですけども、これは第1子の年齢にかかわらず第7階層以下の世帯の第2子以降の保育料を無料化する。なお、第8階層以上の世帯については現行の保育料軽減措置を継続するというので、まさに県が発表した内容をここにすべて取り込んであるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（野島俊博君）

副町長。

○副町長（望月幹也君）

そのとおりでございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

副町長は県にも太いパイプがあるようですので、そういうことも含めてこういうことが出てきたのかなというふうに考えますけども、今後アクションプランに従って地方創生の総合戦略が行われていくことになると思いますけども、いろんな面で本町の状況が改善されるようにということを最後をお願いして私の質問を終わります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

以上で芦澤健拓君の一般質問は終わります。
議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。
再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。
一般質問の前に子育て支援課長から発言の申し出がありましたので、これを許します。
子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

先ほど芦澤議員の一般質問の答弁で子どもの貧困に関する質問がございました。私の山形大学の調査結果の割合を全国で18.3%と述べたという指摘がございました。訂正をいたします。全国で13.8%に訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（野島俊博君）

次は通告の2番、松浦隆君の一般質問を行います。
松浦隆君の質問を許します。
登壇してください。
松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

通告に従いまして一般質問を行います。

今回、中部横断道の開通と国道300号の第1期改修工事の完成を来年に控えまして中部横断道と国道300号を活用した富士五湖地域からの集客、そして中部横断道から富士五湖地域への観光客にいかにか町の観光地、また各施設等に立ち寄ってもらえるか。そして身延のよさを実感していただけるか。これが観光立町を目指す今後の本町の将来を左右する可能性があると考え、その中にあります道の駅しもべについて伺いたいと思います。

また国が進める地方創生事業において、本町の将来の方向と存続をかけて身延町まち・ひと・しごと創生の人口ビジョン、また総合戦略が策定され先ごろ町民の方々に公表されました。この総合戦略の内容や今後の方向性、また手法について私の思いも伝えながら質問をさせていただきたいと思います。

まず第1番の道の駅しもべでの今後の集客への対策について伺います。

1番、道の駅しもべの集客内容等の状況について伺いますが昨年の道の駅、もしくは最近のでも結構です。集客状況、これを簡単に説明いただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

大村産業課副主幹。

○産業課農林担当副主幹（大村隆君）

それではただいまの質問に対しましてお答えさせていただきます。

道の駅しもべの集客内容等の状況につきましては、過去5年間の決算書等によりお答えさせていただきます。

平成22年につきましては5万3,547人。収入額にいたしまして7,621万6,574円。平成23年度につきましては4万6,191人。収入額6,693万7,958円。平成24年につきましては4万4,424人。収入額6,507万6,146円。平成25年度につきましては4万3,514人。収入額にしまして6,077万2,642円。平成26年は3万6,589人で収入額では5,280万8,621円となっております。

新町合併以来、平成22年をピークとし年々集客数の減少とともに収入も減少している状況でございます。

なお、集客数につきましてはレジの通過者でありますのでその旨、申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

これは今、数字を並べていただきましたが22年が5万3千人と。ピークだという話でしたけども、それから毎年どんどん下がっていますね。26年には3万6千人。これは当然、お客さまが少なくなれば経営収支、こちらのほうも当然下がってくるわけなんですけど、これは年々来館者、レジで買い物していく方ですね、来館者は別としても買い物していく方が減少している、これは何が原因だと思われていますでしょうか。

○議長（野島俊博君）

大村産業課副主幹。

○産業課農林担当副主幹（大村隆君）

来館者の減少につきましては施設の老朽化等もございましてですが、国道300号の交通量自体も減少しているのではないかと予想しております。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

そうですね、たしかに施設も老朽化しています。老朽化して使っていないところもございませう。そういう部分。それから国道300号、これはバス会社なんですけど、あそこの今、工事している中ノ倉の上の九十九折のところがカーブをまわるときに頭がはみ出る。また内輪差でうしろの後輪がはみ出るということで危険が多い、通ってはいけないということではないんですけど、できるだけ国道300号を通らないようにという通達が出ています。ですから富士五湖の、例えば精進湖あたりまで来たお客さんがあえて精進湖線を通って甲府のほうへ行って、また身延のほうにまわってくる、国道52号を通ってまわってくるというようなそういう事例もありますし、この間、国道300号を降りてきたバスの運転手に聞きましたら、そういう通達が出ているんだけど、今回、時間がなくて渋々、会社のほうに電話で了解をいただいてルート変更をさせてもらったというふうな話もございました。ですからバスの運転手、それから観光客にとっても時間的な部分も含めて、あの国道300号が改修されて国道300号をおりて来られればどれだけいいかということは皆さんが十分ご承知なんだろうと思います。

また僕が思うに農事組合法人 下部特産物加工組合、あそこが道の駅としてやっているわけなんですけど、そこの役員の高齢化、これが高齢化していますので結構、新しいことに対する活

性化策、そういうことに対する改善がなかなかうまくいかない。ある意味ではマンネリ化している。そういう部分も見受けられます。またそういう、今言った高齢化の部分があったりするものですから、地元の生産者、特に最近、地元の中でも60を過ぎて定年退職して、それから自分で農業をやろうとそういう方も増えているんですが、実際には道の駅へ物を出してそこで道の駅を活性化させて地場産業として出して、どこまで出しているのか。また出すことによってどういうシステムで生産者にお金が入ってくるのかという、そういう部分が知らない方が非常に多い。ですから、ある意味では地元の生産者へのPR不足と同時にまた地元も高齢化していて生産者が少なくなっているという、そういうことでの商品の供給の、道の駅側にすれば仕入れの不安定化、そういう部分があるのではないかと思います、そういうところは産業課としては把握しているのでしょうか。

○議長（野島俊博君）

大村産業課副主幹。

○産業課農林担当副主幹（大村隆君）

お答えいたします。

私どももそういった面があるというようなことは承知はいたしております。道の駅しもべをただいま運営しております農事組合法人 下部特産物食品加工組合につきましては指定管理ということで直接町が経営にたずさわっているわけではございませんのでそのへんの件につきましては、またこの組合のほうと町のほうでよく協議を進める中で善処していければと考えております。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

そのへんも今、答弁にあったことも十分分かるんですが、この客の減少による売り上げ減での、今、道の駅しもべは経営悪化の負のサイクルに陥っているような私は気がするんですよね。ですからなんとかこの状況を打開しないと大きな問題になるような気がするんですが、そのことも含めて次のに移りたいと思います。

先ほど来、産業課の大村副主幹のほうからも話が出ましたが、あの施設、道の駅しもべは平成8年に設置されまして約20年が経過しています。今の施設の状況について、先ほど老朽化しているということで話がありましたけれども、その内容についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

大村産業課副主幹。

○産業課農林担当副主幹（大村隆君）

お答えいたします。

ただいま議員さんもおっしゃられましたように、道の駅しもべにつきましては平成8年の設置でオープンが平成9年4月からになっております。開設以来20年目を迎えようとしております。現在、施設の管理は身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、こちらに基づきましてご承知のように平成18年4月から農事組合法人 下部特産物食品加工組合が指定管理者となっております。施設は売店機能を有しメインとなる振興館、そば処、バーベキュー棟、移築古民家、カワニナ養殖施設、陶芸釜、芝生広場、駐車場、24時間利用可能な

外トイレ等が整備されておりますが全体的に老朽化が進んでおります。特にホタルドームにつきましては平成24年から展示物の老朽化と併せ、雨漏りにより現在閉鎖中となっております。またカワニナの養殖施設、陶芸釜は現在、使用されておられません。

なお、平成24年度には振興館の屋根の塗り替え工事といたしまして約700万円をかけて改修した経過もございます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

24年、今、ホタルドームの話が出ました。24年に改修していると。塗り直しして、たしかそれは雨漏りが原因でお願いしたような経過だと思いますが、この間、聞いた話だとまだ、24年に改修したんだけど今も雨漏りしているという話なんですけどそのことはご存じですか。

○議長（野島俊博君）

大村産業課副主幹。

○産業課農林担当副主幹（大村隆君）

改修いたしましたのは振興館のほうでございまして、そちらのほうはまだ雨漏りがしているというのはちょっと私、すみません、存じ上げておりませんでした。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

まだ雨漏りしているらしいです。そのへんもぜひ対応して、対応というか確認をしながら今後どうするかご検討いただきたいと思いますが、24年からホタルドーム、閉めているという話でしたけども、これは昔はホタルドームでLEDかなんかでホタルの成長を展示してやっていたような気がするんですが、その機械はもう全部壊れているというそういう理解でよろしいんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

大村産業課副主幹。

○産業課農林担当副主幹（大村隆君）

壊れているといいますが、一部もうすでにかなり、パソコンのような画面で内容を展示する部分がございますが、そのモニター自体が設置当初のものそのままでございます。今現在、使えない状況になっております。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

分かりました。現在の国、町の状況を考えると、あれだけの施設、今、新たに造ろうなんていうことは今の時代ではとても無理なことだと思います。幸いにも道の駅しもべとして今現在あるわけですから、町の観光拠点だけではなくて本来の目的である地域活性化にも大いに活用するべきだと思いますが、その点についての町の考えはいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

大村産業課副主幹。

○産業課農林担当副主幹（大村隆君）

町といたしましても、道の駅しもべの利用につきましては重要な課題であるというふうに認識しておりますので今後、検討を進めていきたいと思っております。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

それでは の質問に移ります。

現在の経営内容ですね、施設の老朽化等ということで先ほど答弁がありましたけども、この中で経営内容、それから老朽化、この2つに絞って町はどのように今後考えているのか。まず経営面について、このへんについてお答えいただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

大村産業課副主幹。

○産業課農林担当副主幹（大村隆君）

それでは経営面ということでございましたが、経営面につきましては先ほど申し上げましたように組合とよく協議して、そのへんを改善するように努力いたしたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

最近、南アルプスでも問題になりました。赤字経営では最悪、仕入れの支払い、また生産者への支払い、それから納入業者への商品への支払いもできなくなる。またそういうことが起こると当然、納品業者もまた生産者も物を入れなくなる。先ほど言いましたけども負のスパイラルになってしまうということで、また品揃えが少ない店舗というのはやはり魅力に乏しい道の駅になる。ますます客足が遠のき負の連鎖に陥るのではないかというふうに心配されます。

それでこの赤字の脱却について、産業課のほうでは今後組合のほうと話し合いをしながらなんとか良い方向に持っていきたいということでしたけども、この赤字の経営からの脱却について、対応を含めて町長のお考えをまずちょっとお伺いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

通告にはありませんけれども、私も一生懸命、下部の道の駅が今後も地域の皆さんの活性化のためになるように、このことは十分考えていきたいなとこういうふうに思っているところであります。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今、町長もおっしゃったようにやはり町も、もともと町の施設でやっていたわけで指定管理で運営を任せていると。しかしながら運営を任せているといっても、ある意味では町の顔になる施設なわけですから、これからなんとかしなければいけないというのは当然、行政のほうも、また町長もお考えいただいていると思えますし、地元の私としても当然考えているんですが、私はこれからの時代、親方日の丸的な経営では立ち行かない、そう考えています。今までの

んな道の駅も含めて成功した他の内容を精査しますと、検証したりしますと魅力ある品揃えの経営、それから他に先駆けた内容での経営、それからお客の嗜好を巧みに取り入れた経営、また地域の特色を生かしたオンリーワンの経営など、指定管理制度ではありながら他のそういう道の駅なんかでも成功している例がたくさんございました。またそういうところはリピーターを呼び込む、無駄のない民間企業の手法で成功しています。その内容をもっと調べますと、この成功の裏には行政からの確たる方向性を踏まえた中で指導をされていますし、その方向性に賛同した地域の協力で成り立っているのが今の成功した道の駅の模範的な経営の内容です。

中部横断道の開通等により交通量が確実に増加すると予想される、今こそ行政の確たる方向性と強い指導力で道の駅しもべを立て直すことが必要ではないかと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

松浦君、今、1の何番をやっているんですか。

○6番議員（松浦隆君）

だから施設等の状況についてですけども。

○議長（野島俊博君）

ということですね。

○6番議員（松浦隆君）

そうです。

通告にないからお答えできませんか。産業課長ということにしていますけども。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま議員さんがおっしゃっているとおり、国道300号が開通になりますと一部ですけれども、ヘアピンの一番悪いところは、開通になるとこういうことになりますと必然、私も交通量は多くなるとこういうことでございますので、それらを踏まえて先ほども言いましたように皆さんで検討をしながら、私どもも入れていただいて、そして素晴らしい道の駅にしたいなと、こういうふうを考えているところでございます。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

次に施設について伺います。先ほど経営面で話を伺いましたけども、施設について伺います。

雨漏りしているホテルの展示施設、ホテルドームですね、また中の機械的な施設も壊れているという話だったんですが、今のままでは本当にもったいないと私は思うんですが、これは町はどのように思っているんですか。もったいないと私は思うんですがいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

大村産業課副主幹。

○産業課農林担当副主幹（大村隆君）

お答えします。

ご指摘のとおり、今、閉鎖した状況のままになっております。おっしゃるとおり大変もったいないような状況になっているというふうには理解をいたしております。今後の活用につきま

しては組合のほうとも協議したり、町内でも協議を進める中で活用方法を探っていきたいと思っております。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

道の駅しもべのすぐ上には丸畑があるわけですが、あそこは木喰上人の生誕の地です。木喰の生誕の地というのは、ある意味で日本でただ1カ所の場所なんですね。日本全国に誇れる、まさにオンリーワンの場所なんです。木喰上人のマニアの方、結構、道の駅を利用して道の駅からマイクロバスに乗り換えて、またワゴン車に乗り換えて丸畑にのぼっておられます。ある意味では木喰上人のマニアにとっては、あの丸畑というのは聖地というふうに考えられております。このことを前面に出さない手はないというふうに私は考えますし、このことを前面に出すことによって集客にも大きな力になるんじゃないかというふうに思いますが、この点について町長いかがお考えでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月副町長。

○副町長（望月幹也君）

私も先日、微笑館の方へ行かせていただきました。本当に素晴らしい財産だと思っております。それでこの道の駅ですけども、先ほど来、町長、産業課のほうでもお答えさせていただきましたけれども、これから高速道路の整備、国道300号の改修、そういうものが終わりますとおそらく国道300号の通行というものが格段に増えてくるというふうに期待をしているところであります。今言ったように道の駅しもべの活性化に合わせ、微笑館とのコラボで売り出すということは本当に大切なことだと思いますので、また総合戦略も今、実施中ですのでその中で観光の一環としてしっかりと対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今、話が出ましたけども、現在、中山間整備事業の一環で道の駅しもべの横から田ノ上集落を通して丸畑の微笑館までの道路整備が行われております。幅員が5メートルということで平均斜度20度と乗用車のすれ違い、またマイクロバスの運行も可能だというふうに聞いております。丸畑には微笑館や生誕の生家もあるわけですが、一般の家庭で微笑仏を鑑賞することも可能になっています。それを目当てにマニアの方は訪れるわけですが、今までより容易に丸畑にその道が開通することによって、マニアの方の客数が増えるんだろうと、そういうふうに思われます。

しかしマニアの方はいいんですよ。今すぐ下の入り口のところにある道の駅しもべ、これは観光施設ですよ。観光施設に全国で先ほど申しあげましたけれども、全国でオンリーワンの場所にもかかわらず、その一般の観光客に木喰上人の生誕の地であることや微笑仏、それから微笑館等、そういうものを今、副町長が微笑館に行って素晴らしいものだということをおっしゃっていましたが、それを知らしめる看板一つないんですよ。これも非常にもったいないと思うんですがいかがですか。

○議長（野島俊博君）

望月副町長。

○副町長（望月幹也君）

そうですね、看板等については私も若干足りないんじゃないかという感じはします。微笑館に行くのにはまず縦貫道路の方面からも行けますし、旧古関地区、また今、改良中の場所ですね。そういう道の整備に合わせて看板等の充実も必要ではないかと考えております。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

僕が地元ですからいろいろ見たんですが、古関側から屋敷に抜ける、あの道ですね。昔からの道。あの道の入り口のところに小さい、木喰の微笑館入口って書いてあるだけなんです。あれだけだと、微笑館入口だけでは一般の方、分かりません。やっぱり丸畑の木喰の里のすぐ下にある道の駅、あれだけのスペースがあるわけですから、あれを利用しない手は私はないと思うんですね。あれを利用して、変な話ですけども身延だけのオンリーワンの施設ですから木喰上人の生誕の地というものをアピールしながら集客につなげる。そういうことをぜひ進めたいと思います。またそれをするによって、ある意味で木喰の里の道の駅ということ売り出すことによって、これはひとつ、今日借りてきたんですがこれは「もくじい」というキャラクターなんです、これは今、宣伝していますよね。1千体を作ってうんぬんということで先ほど伺ったんですが、そういう「もくじい」もあります。こういうものも、グッズも含めて、また新しい木喰の里の新しい商品の開発、それから販売することによって新たな集客にもつなげられると思うんですね。ある意味では国道300号の第1期改修工事、また中部横断道の開通によって交通量が格段と増えると私も思います。そういう今だからこそ地域の活性化に向けても、また町の玄関としても、ある意味で将来への夢に向かった決断を私はずるべきだと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月副町長。

○副町長（望月幹也君）

先ほども言いましたとおり、今、総合戦略の中でまちづくりを進めております。私も微笑館、また生家のほうへも行かせていただいております。その中で微笑仏ですね、5体所蔵されております。また他の家にも何体かそれぞれ所蔵されているようです。例えば道の駅のところへ看板を設置するなどをして、丸畑の地域を地図で示すとか、そういう形での案内も必要ではないかということは考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

先ほど来、話がありましたけども、ホテルドームが今、使われておりません。前に24年に屋根を直しているわけです。どういう直し方をしたかちょっと分かりませんが、若干雨漏りが、前みたいにひどくはないけども雨漏りがしていると。そういう話の中で、そこを例えば以前、これは町長はご存じだと思いますし、また旧下部の職員の方々のご存じかと思いますが

以前、丸畑の木喰の関連のご家族の方と教育委員会の中でちょっと揉め事がありまして、木喰の微笑館はあそこがいいと。それを下におろすということはできないというふうな、いろいろな話があったようです。そういうトラブルがあったみたいなのですが、それから結構な、20年以上経っていますし、そのへんはどうするかは別問題として、僕はせっかくあるホテルドーム、あれだけ空いているわけですから、あそこを例えば当然、看板を設置して木喰の里の道の駅だということも大事だろうと思いますし、それと同時に道の駅に来られた方々にそのホテルドームを使って、あそこを改修してあそこにパネルでもいい、もしくはレプリカでもいいと思うんですよ。木喰さんはどういう人なのか。また微笑仏ってどういうものか。その町のこれはオンリーワンのものだよということをそこでアピールする。PRしながら、なおかつそれに関連したグッズ、そういうものを売ったり、それから新しい商品、例えば今、下部味噌ってやっていますけれども、あれ木喰味噌でもいいと思うんですよ。例えばちょっと中身を変えて。そういうふうなことをやることによって集客につながってそれが、経営が、まず第一番は経営なんです。あの道の駅しもべの経営をしっかりやることによって、それによってしっかりした商品を開発して、しっかりした販売の場所を確保して、しっかりお客さんを入れ込んでそのことで口コミで外に広がっていけば、やはりそれだけの集客に、交通量が増えればなっていくわけです。そういうものをやっぱり少しずつやっていかなければいけないんだろうなと思います。ぜひその点を進めていただきたいと思います。

またホテルドームに隣接するスペースがあるんですが、そこも今、全然、何も使っていないんですよ。そういうところを私は道の駅しもべだけをなんとかしたいということではないんですよ。やはり町のいろんな施設、また町の観光地、観光の町を売っているわけですから、身延山にしても下部温泉にしてもですね。そういうところを富士五湖から来たお客さま、例えば中部横断道で帰られるかもしれない。しかしながらそこで足を止めていただいて、ちょうど立地的にもあの国道300号のカーブを降りてきて、ほっとするところなんです。やはりそうすると交通量が増えれば寄ってくれるお客さまもいる。またバスで来られた方も寄るかもしれません。そういうところで町をPRするような、身延山、下部温泉、和紙の里、ゆばの里、それからクラフトパーク、ああいうところをPRすることによって、ではちょっと寄ってみようかというそういうお客さまも、潜在的なお客さんもいるはずなんですよ。そういう町をPRする、町の玄関としてPRしていくようなものも、せっかくのスペースですから、あれももっていないと思いますので、そういうところにも設置してやったらいかがかと思いますがどうでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月副町長。

○副町長（望月幹也君）

議員さんのおっしゃるとおりだと思います。総合戦略の中でも中ノ倉トンネルの、こちらから行くと出口ですね、観光案内所は現在もあるんですが、本来でしたら今年度で閉鎖の予定でございました。そこを新たにまた開設をしまして、特にインバウンドも見据えまして外国語の堪能な方をそこへ張り付けたいと思っております。それで本栖へ来た方が身延町のほうへおりにいただくと、あそこの下部の道の駅がとりあえず一つの窓口みたいな形になります。その今言っている空いている施設を活用するということは本当に大事だと思いますし、ぜひ施設を、じっくり調査をする上でどういう使用方法が一番ベストか考えながら検討させていた

だきたいと思います。

それと1点、先ほどホタルドームの屋根の修理と言われたのですが、平成24年に修理したのは振興館の屋根でございます。ホタルドームのほうは、おそらくまだ雨漏りがそのまま続いているような状態ではないかと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

なんか僕の4番の質問もお答えいただいたような気がするんですが、4番は割愛させていただきます。今、お答えを伺いましたので。

基本的に、やはり振興館のほうの屋根だけ、ホタルドームの屋根はやっていないというのであれば、それもある意味でちゃんとして新たなスタートをしていただきたいなと思うんですよ。それは先ほども申し上げましたように経営の内容から始まって、すべての部分において新たな、20年経ったことを1つの区切りにして新たな経営の内容、新たな方針の中で町からの確たる、先ほど言いましたが総合戦略の中にも入っている、そういうことも含めて確たる町からの指導をしていただきながら、それを受けて道の駅の農事組合法人ですか、そちらのほうもしっかりと新たな気持ちの中でやっていただかないとせっかくの施設がもったいないですし、町の玄関ですから、そのことを考えていただいてやっていただければと思いますし、そのためにも町のほうの力強い指導力のほうを発揮していただきたいと思います。何しろ中部横断道、それから国道300号、この改修が終わることによって、おそらく身延町の中で国道52号は交通量が減ると思います。国道300号だけが、手前味噌でなんかあれなんですけど国道300号だけが交通量が増えるような気がするんですね。ですから、そういう部分をぜひ注視してやっていただければと思います。

それでは次の2番の質問に移ります。

身延町の将来についての町長の考えということでお伺いしたいと思います。

昨日の所信表明の中でも町長の言葉で総合戦略については、手前味噌であるけれども立派なものがあったというふうな話をされておりました。総合戦略が策定されたことについての町としての自己評価についてお伺いします。

昨年の3月定例会において、私の地方創生事業に対する町の取り組みとの一般質問の中で町民の声を反映し、日本一の総合戦略の策定を進めるという町長からの答弁をいただきました。あれからちょうど1年が経過して作成された人口ビジョンと総合戦略なんですけど、町としての自己評価、町長は昨日はそういうふうに言われましたけども政策室長にお伺いいたします。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

国は平成26年12月27日にまち・ひと・しごと創生長期ビジョンおよび5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたまち・ひと・しごと創生総合戦略をそれぞれ閣議決定しまして、各市町村におきましては地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するという内容でございました。

本町では各分野に精通されている総合戦略策定委員20名を委嘱させていただき、町民アン

ケート等を実施するとともに役場若手職員によるプロジェクトチームの提案、策定委員や議会議員の皆さま方からのご意見・ご要望等を検討する中で、人口ビジョンの策定では2060年の本町の目標人口を7,600人として5つの基本目標の身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略を決定していただきました。

本町の総合戦略についてであります。戦略の委員をはじめ議員の皆さま方からのご意見・ご要望やご協力をいただきアクションプランまで策定ができました。特に総合戦略につきましましては、具体的な事例を掲載するというところまでできましたことは皆さま方のご意見をいただいたことからであります。総合戦略の策定に携わっていただいた戦略の委員、議会議員、プロジェクトチームおよびアンケートに回答をいただいた町民の皆さま方のご協力により町長も行政報告の中で申し上げましたとおり、大変素晴らしい総合戦略を策定することができたというふうに思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

私も委員ですから、策定委員の一人でしたから経過は承知しています。ただ、私が策定委員に参加させていただいて大変、感じたことはあまりにも時間がなかった。その間、当然、政策室のほうでは町民の方々、また私たちに対してもアンケート、それからアンケート調査をいただいて、それについての考えを示してくれというふうな、そういうやりとりはありました。しかし実際に開いたのは4回の委員会で作成されたという経緯がございまして、私としてはなんかちょっと消化不良なそんな感じもしましたが、その結果を私としては本当に心配したところでもございました。

私個人としてはまだまだ十分ではないなと思いましたが、時間の締め切りといいますが、3月までに出さなければいけない。本当は昨年10月までに出せばプラスアルファがあったのもっとよかったんでしょうけども、それにはあまりにも時間が足りない。3月までに出さなければいけないということで、本当に提出期限が決まっていたということで、これだけのぎゅうぎゅう詰めの中でやらなければいけなかったという理由は分かるんです。だから逆に言うと策定されて出したわけですから、これをどのように今後進めていくか。こちらのほうにシフトを変えていかなければいけないんだらうなというふうに思います。

総合戦略はPDCA、プラン・計画、ドゥ・実施、チェック・評価、それからアクション・改善の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとして継続的な改善を推進するマネジメント手法ということでお伺いしました。関連した内容であれば途中で方向を変更しながら進めることが可能だというふうに私は理解したんですが、そういうふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略というふうにはここにありますが、これに掲載してある内容につきまして、細かい話はアクション、プランという形で身延町独自でつくってあります。国へ提出している資料としてはこの総合戦略の資料がいつています。この内容につきまして

ての方向性が同じであれば可能でございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

私もそういうふうに捉えたんですが、そうするとある意味ではその時々町の状況を勘案した中で軌道修正を図って実施することも可能なわけですね。ですから基本的には人口減少を抑えて5つの基本目標を達成していく。その中において、アクションプランの中の内容が同じことであれば、それを少しずつでもやってみなければ、実施してみなければ検証の中でこれは違ふだろうという形の中で、また別のほうのやり方も可能なわけですね。そういうことをぜひ進める中で、1つの手法として、町のほうの手法としてやっていただければと思いますが、それを今後やっていくというふうな、そういう形の中でやっていくというような考えでいらっしゃるわけですね、町は。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

先ほどの芦澤議員の質問の中にもありましたとおり、プロジェクトチームから提案をされております。また議員の皆さまとか一般町民の方からも提案をされております。ほんの一部アクションプランに盛り込んだということでございますので、順次、4年間というこの総合戦略の期間ではありますけども、これをきっかけとしてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

ぜひその目標を達成していただきたく、人口減少を抑えて基本目標を達成していただくようお願いして次の質問に移ります。

ですが概略としてまち・ひと・しごとですね、この総合戦略が出されましたけれども、これが総合戦略が策定されて概要版で各戸に配布されました。この5つの基本目標の内容を多岐にわたって紹介されていますけども、今後の町の進むべき方向、これはどこを指しているのか、ちょっと分からないという方が結構いらしゃったんですよ。その点について、やはりこういう場でお答えいただいて、町民に対してお示しするべきではないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

今おっしゃられましたとおり身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては5つの基本目標を掲げております。そして先に町民の皆さまにはこの概要版をお配りさせていただいたということでございます。

基本目標の1は地域に根差した雇用の創出。基本目標の2は町を元気にできる人材の育成。基本目標3は人の流れをつくり移住・定住の促進。基本目標の4は結婚・出産・子育て環境の

充実。基本目標の5は特色ある持続可能な地域社会の形成となっております。

総合戦略の目的は少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するということになっております。

町の進むべき方向は戦略の目的であります人口の減少に歯止めをかけることを目指すことだと思っております。しかし昭和22年から現在まで長い間、身延町としては人口の減少が起きております。人口の減少に歯止めをかけることは大変難しいと判断しておりますが、今後少しでも抑制ができるよう身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略で策定した5つの基本目標の実現に向けて効果的な施策を実施していきたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今、人口減少に基本的に総合戦略、最終的には人口減少に歯止めをかける。それで町を元気にしていきたい、そういうことだと思うんですが、その答弁を受けまして、質問のに移りたいと思いますが、この人口減少に対して町の進むべき方向ということで出ましたけども、その方向への具体的な手法、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

今、お答えしましたとおり総合戦略は5つの基本目標からなっております。それぞれの事業を計画的に実施していくことが目指すべき人口減少の抑制策でございますが、手法としましては基本目標の中で最重要視していく項目としましては結婚・出産・子育て環境の充実を図っていくことだと考えております。町内の子育て世帯が安心して暮らせるよう支援を実施するという考えで未就学児、小中学生、保護者負担の軽減策を実施してまいる予定でございます。

次には地域に根差した雇用の創出では地場産業を活用しての事業の推進としまして身延町特産曙大豆でまちおこしの計画を掲げ、地方創生加速化交付金を申請いたしました。これを実施していくには曙大豆保存会、生産者、JA、商工会、町の5者による曙大豆振興協議会を設立し種子の確保、生産技術の向上、品質の向上に取り組み曙大豆のブランド化を確立しまして六次産業化を進めるという計画でございます。

さらには人の流れをつくり移住・定住の促進という項目では町内に居住している主に一人暮らしの高齢者を対象の身延町版CCRCの実施について、町と身延山大学や町内の医療介護施設などと協議会を立ち上げ、空き校舎等を活用することも含め内容について検討してまいる予定でございます。

これら以外にも将来を見据えた町を元気にできる人材の育成では人材を育成する勉強会、WAKAMONO（わかもの）大学の開催やまちづくりを担ってもらう地域おこし協力隊の雇用など、具体的な事業計画を計画しております。

また総合戦略を進めていくに当たりましては地域にある観光、温泉、和紙、農産物、人材などさまざまな町内特有の資源を地域の皆さまと共に活用し、活性化に結び付けていくことが大変重要だと思っております。

なお、これらを実践していくには財政状況の厳しい本町におきましては国や県からの交付金や補助金の活用が大変重要と考えております。総合戦略の交付金以外にも他の省庁や県の補助金等を積極的に活用して総合戦略に掲げた事業を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今、るる説明がありました。曙大豆なんかで町の特産品をつくって、またそれを生産することによって生産者の増加、それからそれに伴って若者の増加ということも非常に有効なことだろろうと思いますが、しかしながらやはり時間がかかっていく、その中でどういうふうに進めるかというのが今後の課題だと思います。

実は先月、町長も一緒に行っていたんですが飯富病院議会で広島県尾道市の公立みつぎ総合病院に研修視察を行いました。町からは町長と福祉保健課長に同行していただきましたけれども、その御調町、人口7,152人で高齢化率35.4%の町でございました。地域包括医療とケアシステムの構築、そして寝たきりゼロを目指した住民のための病院づくりということを理念として経営して、周辺の診療の圏域人口を6万人としてその対象にして行われておりました。

驚いたのがこの病院の就業者数が人口7,150人において650人の就業が、従業員数です。あったんですね。これを、650人を今の山梨県の企業に置き換えるとおそらくトップクラスの企業になるかと思うんです。うちの町には地域包括医療を目指す飯富病院のこの議員の立場からも、また高齢化率の高い身延町の議員の立場としても私としては学ぶものが数多くあった気がいたしております。

先ほど来、話がありましたけれども、町民の方々に出しました地方創生の人口ビジョン総合戦略の概要版の基本目標の3にCCRC、先ほど政策室長からも話がありましたけれども高齢者が自立して生活できるうちに入居して社会活動に参加し、介護が必要になった場合も医療を受けながら暮らし続けるこの仕組みとしてCCRCがございます。それはある意味では身延町版ということでやろうとしていますけれども、基本目標の1に地域に根差した雇用の創出ともあります。この公立みつぎ総合病院をすべて真似しろなんて私は言いませんけれども、またそれは条件が違い過ぎて無理があるかと思えます。しかし一部を取り入れるだけでも、先ほど曙大豆を特産物にしているいろいろやるということでしたけれども、それに匹敵するような雇用の創出に私はつながるのではないかと。今の時代、外部からの企業誘致、これは非常に難しいです。飯富病院を有する本町として、また促進計画、この間、出されましたけれども、促進計画にも明記されていますね。空き校舎等を活用した新たな戦略をとということも出ています。飯富病院を有する町として今回の総合戦略にこういうものをうまく組み合わせ、先ほどのPDCAも含めて駆使すれば、なんとかうちの町の総合戦略にマッチするのではないかとというふうに考えるんですが、基本的には最後はこの総合戦略、人口減少については町のやる気と、それに賛同して一緒にやる人間のやる気だと思えますよ。当然、最後はやる気でみんなでやらなければいけないんですけども、町長もこの検証をされておりますし、内容を十分理解していると思えますが、町長こういうことも含めて、推進に向けて町の挑戦、考える余地はないでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月副町長。

○副町長（望月幹也君）

身延町版ＣＣＲＣの内容については、先ほど政策室長が答弁したとおりですけども、協議会には町と身延山大学、町内の医療、介護施設、その中にももちろん飯富病院とかいろんな施設も入っております。先ほど議員さんが総合戦略の基本方針の1番の地域に根差した雇用の創出にもつながるのではないかと、まさしくそのとおりだと思います。例えば身延山大学には福祉学科がございます。そこで学ばれた方がそのＣＣＲＣで働いていただく。そうすると身延町に残っていただける、そういうことも含めて、あと町民で介護とかそういう資格を持っている方が町内へ勤めていただける、そういうものも含めた中でのＣＣＲＣの計画でございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

まさに今、副町長がおっしゃったことが私が一昨年の12月に私なりの考えを出させていただいたそのものなんです。それにうまくこれを、ＣＣＲＣにＰＤＣＡをうまく組み合わせるとこれはいけるはずなんです。ただそこでどれだけの、御調町みたいに650人が雇用できるかということそれは難しいですし、それだけの施設も造らなければいけない。しかしその方向に向かうこと自体は当然、雇用の場所の創出、それからそれに合わせて人口の減少も抑えられる、そのことをやはり挑戦していただく。そういう挑戦の気持ちがないと前には進めないような気がするんです。身延町の行政改革大綱の基本理念に知恵と工夫による地域の発展、これが基本理念で出ています。まさにこの基本理念がそのまま、この総合戦略の今、話をした内容にも組み込めば、挑戦の中で少なくとも検討だけは進めていただいて、できるだけ、先ほど話がありましたけども、この総合戦略で4年といいました。どの計画を見ても2年間、検討会を開いて進める。そのあとの2年間で、なんか実施の方向に向けてという形なんです。2年2年で絞切型にそういうふうにするのではなくて、やはり例えば良いことはできるだけ早く、1年なら1年、半年でもいいと思うんです。やりながら次の検討を重ねていく。複合型のそういうやり方でもいいと思うんです。良いことはやはり早くやって、よその行政よりも早く手を挙げてやっていかないと、やはり同じことをやる行政も出てくる可能性がありますのでそういう中でぜひお願いしたいと思います。

時間がありません。町の将来に対しての3番、最後の質問、町の将来に対しての町長の考えということで伺いたいと思います。

総合戦略のアクションプランでＣＣＲＣの事業目標、先ほども話をしましたけども28年、29年、それを目標値を1事業所として平成30年より実施するというふうになっています。できるだけ早い時期に今、申し上げましたように検討会を設置してＰＤＣＡを活用して町の将来のために議論を進めていただきたいと思います。やはり成功と人口減少の抑制のためには町の将来に対しての町長の明確な考えがないと、これは進まないだろうと思います。その点においても町長の明確なご答弁をいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

ご存じのとおり新東名高速道路と中央自動車道を結ぶ待望の中部横断自動車道が平成29年度中には開通する予定で現在、工事を進めていただいております。行政報告でも申し上げましたが平成28年2月26日に国土交通省関東地方整備局長より中部横断自動車道の新身延ジャンクションから増穂インターまでのインターチェンジ等の名称の決定の連絡をいただいたところであります。本町に関わるインターチェンジは町の原案のとおり和田地内は身延山インターチェンジ、波高島地内は下部温泉早川インターチェンジ、下田原地内は中富インターチェンジとなりました。インターチェンジ等の名称が決定をされたことにより、平成29年度中の開通に弾みがついたと私は思います。

また国道300号も大型観光バスが安全に通過できるようヘアピンカーブ等の解消を図るための改良工事を県により進めていただいております。これらの町内を縦横に走る主要幹線が完成いたしますと、本町にとりましては自然災害等での交通の寸断の心配が減少することや格段に利便性の向上が図られ、通勤圏の拡大により静岡市や甲府市など町外の企業等に勤務することが可能になると思います。

さらに新東名高速道路はすでに御殿場ジャンクションから豊田東ジャンクションまでの総延長200キロが開通しております。中部横断自動車道が開通いたしますと本州、四国、九州までの広域な高速交通のネットワーク化により目的地までの所要時間の大幅な短縮が図られることとなります。町民の利便性の向上はもとより身延山久遠寺や下部温泉郷および本町を經由しての世界遺産の富士山、千円札の富士山撮影場所の本栖湖などへ日本人観光客および外国人観光客の誘致が可能になると思います。

このようなことから昨年中に策定した身延町まち・ひと・しごとの創生総合戦略に基づき、この目的であります本町の人口減少の抑制に向けて町民の皆さんと一緒に各種施策を遂行することにより人口減少を抑制し「住んでよし・訪ねてもよし・おらが身延（まち）」を目指し、なお一層、素晴らしいまちづくりに取り組んでまいりますのでよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

ご丁寧にありがとうございます。何しろ人口減少に歯止めをかけて、町が笑顔にならなければいけないと思います。今のままでは町がなくなって本当にみんなが憔悴する。それをやはり抑制するには笑顔のまちづくりを進め、それが成功することが大変大事なことだと思います。ぜひ町長にはその点、副町長と力を合わせていただきながら進めていただくことを強く要望しまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野島俊博君）

以上で松浦隆君の一般質問を終わります。

次は通告の3番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は3点についてお尋ねをしたいと思います。

まず1点目、学校統廃合問題についてということで、補助席の使用についてということで1点目なんですけれども、この通告を出したときに議運の席でも同じことを何回も言っているというようなことを言われたんですけど、通学に対する不安、これはいまだに消えていないんですね。2月24日に12月議会で保護者からの請願が採択をされましたけども、それについて教育委員会ではどういうふうに対応するのかというお話を伺ったときにも、私はその回答について納得することができなかつたし、保護者の皆さんもやっぱりまだいまだに、4月から新しい中学校が始まるというのにいまだに不安というものが消えていない。やっぱり議員として、こういう皆さんの声をここで教育委員会にきちっとお尋ねをして、少しでも不安を解消するのが私は議員の役割ではないかなというふうに思って、何回もこの質問はさせていただいていますけれども、2月24日の日に保護者の補助席は使わないようにということで、その請願が採択されて教育委員会ではできるだけ使わないようにするけれども、確実に使わないとは言っていないんですね。やっぱり場合によったら1席や2席使うことも考えなければいけないというふうに答弁があったんですけど、1席や2席って1人や2人、子ども一人ひとりなんですよね。そのところが、きちっと確実に使わないで、きちっと固定の席で安全に通学できるようにするのが教育委員会の仕事だと思うし、それを保護者の方たちは望んでいるんです。そういう思いでもう1回質問したいと思うんですけど、このなるべく使わないようにしたいけれども1席2席は使うことになるかもしれないという答弁に変わりはないでしょうか。まずそこから確認をさせていただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

議員さんもおっしゃられたとおりスクールバスの運行につきましては、これまでに何度もご質問を受け、お答えしているところであります。スクールバスの補助席の使用に関する答弁は直近では先月、2月12日開催の議員全員協議会において昨年12月の第4回定例会で採択された請願書のその後の対応についてということでご説明を申し上げたところです。そのときの答弁のとおり補助席はできる限り使用しないように調整をし、運行予定表を作成しますとお答えしました。そのできる限り使用しないように調整をとる現在、生徒全員が定時便に乗った場合、原線と下部線が固定座席数をオーバーします。原線は2人オーバーするので保護者、生徒の了解を得る中で西嶋線の2席、空いている固定席に飯富橋から2人が乗っていただくことで調整をいたしました。また下部線につきましては、定時便を運行する場合には2台のバス。古閑発と下部温泉駅から運行する、そういうことで全員が乗る場合には5系統6便で運行します。これで予定されているとおりの通学であれば補助席を使わないで登下校ができます。突発的なイレギュラーで生徒が1便へ乗る予定が2便になったとき。2便に固定席が満席の場合には、その生徒をそこへ置いていくわけにはいきません。当然乗せて中学校まで送る等を考えなければなりませんので、そういう場合には補助席使用ということも出てくると。そういう意味でのできる限りの調整をしますというお答えです。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

なるべく保護者の意向に沿うような努力をされているというのは分かりました。だけれども子どもって突発的なことって起こるんですよ。お腹が痛くなったり、それは前にも言ったけれども子育てしていれば何が起こるのか分からないのが子どもではないですかね。予定どおりにはいかないですよ。そういうときに補助席を使うのはしょうがないって、それって本当に責任を持った対応なのかなというふうに私は思うんですけど、ずっと補助席は安全だからとおっしゃっていますけども、その安全性の根拠が私よく分からないんですね。現に保護者は危険というか安全ではないから補助席を使わないでほしいと、そういう願いがあるわけですよ。どこにその安全性の根拠があって、ずっとそういうふうに教育委員会は安全だって言い続けていらっしゃるから、その根拠を教えてくださいたいと思います。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

これについても何度もお答えしていると思います。安全だということで、どれに比べて安全だと判断をしているのではなく、法令に基づく定員というものが定められております。それに乗る上での乗車の生徒、児童の安全は確保されている。そういうことで安全という言葉を使っております。

今回、その安全うんぬんの議論ではなく教育委員会としましては保護者の要望、意見、この保護者の要望、意見も生徒また保護者の不安を払拭する、これは当然のことと言わずもがななことなんです。保護者の要望・意見でも相反する要望・意見があります。当然、保護者によってはこれは学校の意見もあるんですが、早朝の部活をやるかやらないか、これの議論もありました。早朝の部活、30分やるためにスクールバス1台、用意をします。これは学校の方針でもありますし、保護者の大多数の要望があつての運行の計画です。これら保護者の要望・意見もそれぞれありまして、それを調整して一番いい生徒の安心・安全、それから保護者の不安をできるだけ払拭しようと。そういうことで教育委員会は調整をしているところです。それで今このような運行計画を今日も実際に乗車訓練で新入生を含めて生徒が通学をしております。そのような形で4月1日以降は運行をしていきたいというふうに考えています。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は安全だという根拠を示してくださいと言っているんです。安全だろうではなくて、本当に子どもたちの安全に責任を負う教育委員会は、きちっと根拠を示して、こうこうだから安全なんです、それに加えて保護者の皆さんの意見、そういうものをやっぱり大切にすることで出てこないとおかしいと思うんですね。安全だと一応言っておいて、それはあるから、保護者の皆さん、安全とか危険とかという問題ではなくて保護者の皆さんの意見を尊重して今回そういうふうに対応したというのはちょっとおかしいと思うんですね。きちっとした責任ある教育委員会の対応として、きちっとした根拠をきちっと示した中で対応していかないと保護者の皆さん、不安を抱えていなくていけないではないですかね。安全だろうでは納得がいかない

いですよ。その根拠をきちっと示してください。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

前回の議会で松浦議員さんから2点式のシートベルト、固定席の3点式のシートベルト、これの安全性についてというご質問がありました。そのときお答えしたとおりです。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

そこで本当に安全だという根拠が出てきたんですか。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

安全性の根拠を教育委員会は調査なり検討なり、数値的なものも含めてそのようなことは行っておりません。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

そうしたら安全なんていう根拠はどこにもないということではないですか。道交法で認められているとか言っていましたけど、それはやっぱり車が走ることを認めるという道交法ですよ。そこに安全性とか、ましてスクールバス、子どもの安全を第一に考えなければいけないスクールバスの安全性なんていうのはどこにもないではないですか。それをきちっと担保して根拠を出して、こうこうだから安全で、だからこの計画を進めますというものが無い限り保護者は納得しないし不安を抱えているんですよ。だからいまだに通学への不安が消えないというのが現状ではないですか。確実に、できるだけ使わないということではなくて、1人でも2人でも補助席を使うようなことがないようにきちっと対応していただきたい。これは保護者の願いでもありますし、これは町民みんなの願いだと思いますよ。通常的に、最初は通年で利用するということが、保護者の思いを汲んだ上で1人か2人、そういうことになるというようなお答えに変わりましたが、そうはいっても保護者の不安な思いは消えないわけですから確実に使わないということ、教育長いかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、議員さんは確実に1人なり2人なりのそういう事態においても使わないということを確認できるかという話でございますけども、先ほど来より課長が申しておりますように基本的にはオーバーしないような形を取ります。しかし、どのようなことがあるか分からない。先ほど議員さんもおっしゃったようなことも当然あると思います。そういうときに時間は迫っている。またいろんな連絡方法等を考えれば学校へ間に合わない。そういうようなこともあるやに思われるということを課長は言っているわけです。そういうことのお話でございますので、それを絶対ないような形でできるかということは私としても言えません。ただ、先ほど言いましたよ

うにいろいろ考えて対策を取っていくということを考えております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

学校教育課長と同じ答弁ということで、それがこの町の教育長の答弁ということですね。本当に子どもたちの安全をきちっと考えている教育長の答弁だということで、私は本当に保護者がこの話を聞いたらがっかりするのではないかなというふうに思います。うちの子が乗らなくても、よその子でも誰でも乗るその子が危ない目にあう、それは保護者として「いいよ」なんということは言えないんですよ。

それでさっき何があるか分からないって、それだってちゃんと想定して対処しておくのが仕事なんではないですか。何があってもきちっと対応してできる。時間がないから乗せるなんて、そもそもそこがおかしいではないですか。どんなことがあってもきちっと責任持って固定席で送り迎えする体制を整えるのが教育委員会の仕事だと思うんですけど、これ以上言っても仕方がないですね。変えるつもりはないということ。

それと1カ月間、添乗員を乗車させるというような話があったと思うんですけども、この件についてはどういうふうな対応でしょうか。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

1カ月間、添乗員というか見守り、状況の確認等をさせるためにシルバー人材にその業務を委託しようと考えています。その手配を今しておりますが5便、10便、全部に乗せるという考えではなく定時便の、5系統に1カ月で数回ずつ乗るような形で2人の添乗員を予定して、その2人が随時その5便に乗るということで登下校便含めて考えております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

あと荷物の棚を設置するというふうにおっしゃったんですけども、この件についてはいかがですか。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

荷物棚は運転席側の座席の上ですね、乗車したら右側の列の上に荷物棚が設置されております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

3台、庭に駐車してあって荷物棚を見たんですけど、すごく狭いですよね。あれにきちんと入るように、なんか設置するって言ったから、あれはもともとあるものではないんですか。設置するということは、新たにもっと子どもたちの荷物が多いということを想定して、私はほかにちゃんときちっと設置するのかなという思いをしていたんですけども、そうではなくてもと

もとあるあの小さいので対応しなさいということなんですね。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

それについても前からお答えしているとおり、車の仕様として荷物棚を設置しますと。仕様の中で謳ってある部分です。それから当然、乗せきれない荷物につきましては膝の上、足元、それから今回は補助席も使わないようになりますので、そういう空いたスペースに置いていただくような形になりますという説明をしたとおりであります。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は中学生は荷物が多いということ想定して、特別にちゃんと荷物棚を設置するのかと。親たちもそういうふうに思っていますよ。まさか今まである、あの小さいものにみんな乗せるなんてことは思っていないと思うんですけども、わざわざ設置するというふうに言っていたので、そのところはあつたものを使うと。わざわざ設置するわけではないということと理解しました。

それから2月12日のときの答弁で、そもそも私は5台ということが、スクールバスを買うときに5台というところがおかしかったのではないかという話をしました。そうしたら子どもたちは100人で140人分の容量があるから5台で十分だというような答弁をされて、だけどそのときにもやっぱり補助席を使うということ想定して140人という。もともとから通常的に補助席を使うということと考へていたから、補助席を使わなければ22人の5台で110ですよね。そうするとぎりぎり。だけど140人ということは、そもそも補助席を使うということと想定をしていたと。容量は十分だとおっしゃったけども子どもたち一人ひとり、容量ではないんですよ。私この前も言ったんですけども、この子がどこから乗って、それにはどこから来てどこから乗って、そういうところまできちつと把握をして何台なんだということと決定するのが教育委員会の仕事だと。容量で決めるのではないと思うんですよ。そんな考へ方で小学校も決めてもらうと困るなというふうに思つて、ちょっとお尋ねしたいと思うんですけど、小学校の、今回の予算にも出ていますけれども、スクールバスに補助席を使うということと想定しているんですか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

今4台の購入を計画し予算に計上させていただいております。これにつきましては、中学校のスクールバスの購入時の検討と同じように容量ではなくて定員です。定員を確認しながら運行経路、これから小学校の統合準備委員会の中で何系統、どういふふうな輸送を、通学の支援をするかご協議いただきますが、その状況によっては当然バスが不足うんぬんということも出てくるかもしれません。ただ、予算計上の上では定員ということと考へまして補助席も使った人数で、今の小学校区からの通学を検討した台数であります。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

それは補助席を使った場合にといいことで、定員だって補助席を使って考えているわけでしょう。ということは同じということですね。小学校の子どもたちも補助席を使って送り迎えをするということを教育委員会は考えていると。それでいいですね、教育長。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

小学校につきましては、これから準備委員会でいろいろ協議をしていただくこととなります。スクールバスの送迎についても大きな課題の一つでございます。今、課長が申しましたように予算計上は今、説明のとおり定員という形で載っております。しかし今後、どこでどのような形で何人がどこの便へ乗るのかというようなことはまだ、今の段階では決定をしていませんので、今後のいろんな情勢を見ながらということになります。予算計上は一応、先ほどの説明のとおりであります。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

その最初の考え方がそもそもおかしいと思うんですよ。結局その定員、容量、それで考えているということではないですか、子どもたちを。そうではなくて、ここからここまで子どもたちは利用する。それはもう人数が分かっているわけですから、予算要求のときにそこをちゃんと計算をして予算要求をするのが普通なんではないですか。結局、容量で子どもたちを考えているということになってしまうのではないかなというふうに私は思っているんですけど。そういう考え方がおかしいですよということをずっと申し上げているんです。これも平行線ですから。私はそうではなくて一人ひとりの子どもたち、きちっと安全確保をするためには補助席は使わないという、そういう固い決意の中で安全に運行していただくようなことを考えていただきたいと申し上げて1点目はこれで終わります。

2点目、出発時間ということなんですけども、この前、回覧板がまわったときにスクールバスの到着時間はありましたけども、出発時間がなかったということで多くの皆さんからどうなっているんだろうという話を聞いたんですけども、どうしてああいうような回覧板になったんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

すみません、通告いただいた質問が出発時間についてということで、このご質問の内容をはっきり判断できませんでした。それでスクールバスの登下校の各便の運行時刻についてのご質問と理解をしまして、それ用の答弁を用意してあります。回覧うんぬんよりは児童生徒への通学の時刻というのは当然、報告はしてありますし、回覧というか配布もしてあって、先ほど申し上げましたが、今日も乗車訓練ということで定時便の時刻にそれぞれの乗降場所で乗っていただいております。

その時刻表ということでちょっと説明させていただきますが、まず下部線については登校時、朝の部活動に対応する便、このあとは部活便と言わせていただきますが、部活便は古関を7時

に出発します。通常便は7時30分に古関を出発します。部活動がなく登下校が通常便だけの場合、補助席を使用しないために2台に便乗していただきます。下部温泉駅発は7時45分の便に下部温泉駅、それから波高島駅で乗車する生徒が乗ることになります。

次に久那土線と西嶋線についてですが、登校時の部活便と通常便の出発時刻は下部線と同じです。部活便7時と通常便7時30分にそれぞれ久那土中体育館、西嶋神社を出発します。それから・・・。

○11番議員（渡辺文子君）

すみません、あとはもういいです。とりあえず、そこが一番多いということですよ。時間がかかるところですよ。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

すみません。6台全部言ってもらわなくていいです。一番遠いところがどのくらいなのかということを知りたかったわけで、やっぱり子どもたちが朝、何時に出るのかということは子ども本人、それから保護者にとったらすごく重要なことでそういうことをもっと早くにきちっと検証して出していただきたい。それはもう前から私、保護者の思いにそういう思いがあるということでお話をしてまいりました。

やっぱり1時間近くも時間がかかると自宅学習とか、それから塾に行くこともできない。そういう問題もあって本当に親たち、本人たちも大変な思いを、これから大変だなという思いをしているんだと思うんですね。教育委員会で統合を決めて、そういうふうに全町を1つにするというふうに決めたからには、当然そういうふうに1時間以上もかかる子どもも出てくる。そういうときに家庭学習とか、不公平になるというのは当然ですよ。すぐ帰って勉強できる子と1時間以上もかかって自宅へ戻る子と。教育委員会はそこをどういうふうに考えたんでしょうか。そこをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

それについても何度もこの議場の中、それから統合準備委員会の中、それから学校で保護者対象の説明会の中、それから乗車訓練をする中、その中で説明なり意見なり協議なりをいただいている部分です。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

でも保護者にはそういう不安というか、そういうものがすごくあるんですよ。いくら説明を繰り返したっておっしゃっても、実際にもう4月からそういう場面に遭遇している保護者にとったらやっぱり不安というものはあるのは仕方がないですよ。そういう思いにどう応えるのか、教育委員会は。そういうことで私、今回、質問をしています。保障なんかできないですよ。不公平なままですよ。それは。

それとあとスクールバスの欠席の、例えば体調を崩して今日は欠席しますというときにはどこにどう連絡をしたらいいですか。その体制はどうなっていますか。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

それにつきましても学校、それからスクールバスの運行を委託する予定の業者、教育委員会とで協議をしました。子ども、生徒の体調とか突発的なもので乗れないという場合は連絡は不要ということにしております。必ずバスは用意する、その子が乗るための。ただ、先ほどの質問の中でもお答えしたとおり、部活便へ乗る予定がお腹の調子が悪くて定時便へ乗らなければならない。これも連絡なしで乗っていただく。そういう場合に、先ほど言った補助席をもしかしたら使うことが出てくるかもしれない。そういうことで言った部分です。そういうことでありますので、予定どおり、また突発的に後発の便に乗る場合には、こちらで手配をしてやっていただく。ただ学校を休む、もしくは遅れるという連絡は当然、学校のほうに保護者から連絡をしていただくことで協議がされたところです。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。それは、ではこれまでどおり欠席・遅刻という連絡は学校にすれば、スクールバスのほうは考えなくていいということですね。はい、分かりました。

3番目にいきます。災害時の対応についてということで、教育委員会では身延町がどういう状況の町なのかということを中心に把握されているのかどうかというのをちょっと私、不安に思ったんですけども、身延町の概況ということで町の地層ということで富士川を境にして3つの大きな断層に挟まれていて、そのほかに大小無数の断層が走っていると。このため河川の蛇行が著しく、また河川の浸食も強く特に台風、雨季などには山崩れなどによる崩壊、さらに崩壊した岩石や土砂は土石流となって下流部を襲うなど常に自然災害の発生する危険性が極めて大きい地域である。そのうち富士川に合流する河川流域の一部には液状化が想定されている地域が存在すると。これはもちろん教育委員会は認識を、こういう町なんだということは教育委員会で認識をされていますよね。まず、その確認をしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

一般的なところは当然、職員としても認識はしております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

それでやっぱり広範囲から通学をしなければならないという、遠距離になればなるほどリスクが高くなるということで、交通止めなんかになった場合に、特に国道300号なんか結構、交通止めで北川と本栖の間がしょっちゅう交通止めになるということがあって保護者の方たちも心配しているんですけど、そういうときに、ほかにもきっとあると思うんですね。町内、いろんな地域があるから。そういう地域の方たち、例えば交通止めで子どもたちが学校に行けないといったときには休校になるんですか。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

細かい部分の質問になっているようなので、通告いただいた災害時の対応についてということで全体を答弁させていただきます。

身延中学校のスクールバスの運行に関し、災害時の対応につきましては基本的には現在運行している小中学校のスクールバスと同じ対応になります。

生徒の通学についてはスクールバスの通学に限らず自宅を出て学校まで、学校を出て自宅まで、また当然であります。学校在学中の児童生徒については校長の管理下にあります。災害の発生が登下校の途中、または在校している時間帯なので対応も変わってきます。スクールバス運行に関し非常事態が発生した場合には学校、保護者、教育委員会、スクールバス運行者、それぞれが連携して対応しなければなりません。教育委員会では平成28年度身延中学校スクールバス運行計画を定めます。その中で緊急時の対応も謳っています。また身延中学校においてはスクールバス運行災害事故対策マニュアルを作成し、1つ目として登下校中に東海地震が発生した場合の学校の対応、スクールバスの動き、保護者の動き、それから注意報や予知情報、警戒宣言が発令された場合の同じく学校の対応、スクールバスの動き、保護者の動き、風水害への対応、それから登下校中にスクールバス等、事故が起きた場合の対応、それぞれについてマニュアル化しております。それからスクールバス運行业務の委託を予定している事業者においても重大事案発生時の初動体制、安全管理規定などにおいて事故や災害発生時の対応について定めております。

学校、保護者、教育委員会、運行业務者がそれぞれ連携して災害等が発生したときでも安全で無事に保護者に生徒を引き渡すことができるように努め、対応していかなければならない。学校の休校、それから時間が遅れて始業する、それらは校長の判断で教育委員会等には報告をいただくことになると思います。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

では具体的にはそういう一部の地域の交通止めがあったと。それで子どもたちが行けないというのは校長の判断ということですか。教育委員会はそれに関わっていないですか。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

行けないという判断うんぬんは先ほど言ったとおり教育委員会、学校、それからバスの運行业社等と連携を取りながら判断をすることになると思います。最終的な学校へ通学させるか、させないかの判断は学校長が行います。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

例えばさっき言ったように具体的に国道300号通行止めになって行けないという。そうときにたぶん休校はないと思うんです。そうすると、そういうところに住んでいる子どもた

ちは中学校という勉強も1日休んでしまうとどんどん進んでいきますよね。義務教育だから、そのところやっぱり平等にしてほしいという親の思いって当然だと思うんですよね。そういう場合にはどのような対処を考えていますか。具体的に。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

校長との協議の中では、当然一部分のスクールバスが運行できないという部分はその代替なり何なりを考えてやらなければならないというふうには判断しているようです。例えば今、国道300号で古関から常葉駅までの間、次は市之瀬ですか、市之瀬までの間で通行止めになった場合、それ以降が通行可能であれば始発をもしかしたら市之瀬からにするかもしれません。当然、古関の生徒は乗れませんので保護者等に連絡をして保護者責任で学校まで送ってください、もしくは校長がその生徒については今日はそのような状況で通学ができないから公欠扱いにしますと、そういうような判断を当然、校長がすると思います。そのときの状況で先ほど言ったとおり判断をしてどうするかということを決定すると思います。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

まだまだ聞きたいことがあったんですけども、時間が押して、ほかの質問もありますので何しろやっぱり義務教育なので保護者の思いというのは平等にきちっとやっていただきたいという思いがありますので、これは伝えておきたいと思います。心してやっていただきたいと思います。

2点目、国民健康保険についてお尋ねをいたします。

国保というと町長の所信表明でもありましたけど、この身延町、国保税高くて本当に皆さん、大変な思いで国保税を払っていらっしゃるといような思いを私も何人からも聞いていて、本当にこんなに高いのだったらよその町に引っ越してしまいたいということを言っている方もいらっしゃって、本当に私としても困ったなというふうに思っているんですけども、地域的なものとか、やっぱり国が国保、国民皆保険というならばやっぱり国庫負担、これを減らすのではなくて十分、運営していくような国庫負担を保障すべきだというふうに思っているんですけども、それがだんだん減らされてしまって、今の国保の会計が大変ということで、とても払いきれないということで、多くの自治体では私、今までずっとしてほしいということで、一般財源からの繰り入れをして国保税安くしている市町村もあるということで、この国保の問題はほかにもいろいろ問題があるとは思いますが、国でも国保税高いというそういう国民の声に押されて今回、保険者支援金ということで国が予算措置をしているんですよね。いろいろあって、大変国保の担当、すごく努力してくれているというのはすごく理解をしているんですけども、せっかくこういう国からの保険者支援金が出たときに少しでもその国保税、安くするほうにまわせないかと。私としたら思うし、まわしているところもあるという現実を聞いたときにはぜひこの町でもしていただきたいというふうに思っているんですけども、この国保の保険者支援金はいくらで1人当たりになるといくらぐらいになるのかということで、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

お答えします。

今回の支援金ですが拡充分1,700億円を含めまして総額3,457万8千円が本町に交付されました。1人あたりに換算しますと8,927円です。そのうち国が4,463円、2分の1、県・町がそれぞれ2,232円の負担となります。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

これには町の負担もあるということなんですけども、8,927円、これ30年に都道府県化を控えているいろいろ大変とは思いますが、少しでも、全額とは言わないです。少しでも保険者の保険料引き下げのために使うことができないかということで質問したいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

今回、1人当たり8,927円の支援金をいただきましたが、平成25年度から26年度の国保の1人当たりの医療費につきましては1人につき1万6,638円。前期高齢者につきましては1万9,387円伸びております。たしかに本町の国保税は県下でも高い位置にありますが、それと同時に1人当たりの医療費についても全体で2位、一般被保険者が3位、前期高齢者が2位と高い水準がずっと続いております。今後、団塊の世代が高年齢化していくことなど、ますます医療費の増加が見込まれているところでありますので、また財政基金が3年間、24年度から積み立てられていない、ゼロという町は県下で本町だけあります。そういったことも考えますと、もし27年度で決算状況におきまして、もし余剰金があるのであれば少しでも基金に積み立てを行い急激な医療費の増加やこれ以上、保険税が上がることを避けよう、まず国保の基盤強化を図っていきたいと思いますので、そのへんはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろん苦しい状況、医療費が高いということも分かるんですけども、やっぱりせっかく国が保険者支援金ということで国保税を安くするためにこの予算を町にしてくれるわけですから、私は少しでもなんとか国保税を安くするために使っていただきたい。やっぱり今、現実高くてなかなか払いきれないという人が多い中で、その問題というのは、ではほかにどういう方法があるのかということをやったり考えていかなければいけないんじゃないかと思うんですね。

2番目に移りますけども、その中で払いたくても払いきれない、払えないという人たちが1年間、国保税滞納したら資格証明書というふうになってしまうんですね。この方たちが病院に行く場合には10割負担をして病院にかからなければいけないということで、私、去年の12月議会で飯富病院で無料低額診療をしていただきたいというような一般質問をしましたがけれども、

こういう保険証がなく資格証明書の人たちは病気になっても病院に行けなくて命を落としているという事例が全国でも、そしてこの県内でも徐々に増えていますよね。こういう中でやっぱり資格証明書を発行するという事は、国できちっと資格証明書の人たちの生活実態を調査する中でその資格証明書を発行しなさいというような通達も出ているわけで、きちっと把握する努力をすべきだと思うんですね。身延町はさっき言ったように国保税、前は一番高くて今は2番目なんですけど、資格証明書の発行も21.73%ですか、交付割合が。これは比較的高いんですね。なるべく資格証明書を持っている人たちが命を落とさないように、きちっとその生活実態を把握した中で、今、努力していることは分かりますので、さらなる努力をしていただいて命を落とすことがないようにしていただきたいと思えますけど、これについては担当としてどういうふうにしていくおつもりなのか、伺いたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

被保険者資格証明書につきましては、国民健康保険法第9条第6項の規定や、また身延町国民健康保険税滞納者対策実地要綱に基づいて運用しています。まず基本となる運用方法があります。それに基づいてやっていますが、資格証明書の交付されている方が病気やケガをして病院にかかりたいという場合など緊急を要する場合はもちろん命のほうが大事ですので短期証を身延町では交付しています。と同時に今の生活状況や今後の生活状況の見通しなどを細かく聞く中で必要であれば福祉担当への紹介等も行うようにしております。

なんらかの事情で役場のほうに来られないようなケースでも、戸別訪問や支所等での相談業務も行っていますので、病気で資格証明書なんだけども病院にかかりたいという方は自ら声をあげていただいて、町のほうに相談に来ていただけるようにしていただければよろしいかなと思っています。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

滞納している人たちはやっぱり滞納しているということで敷居が高いんですね。来れば対応するよではなくて、そのところが不十分だからこの21.73%というような割合が出てくるのではないですか。そうではなくて、今まで努力してきたことは理解をしています。でももっと努力をして生活実態をきちっと把握する努力を進めていかなければ、こういう方たちの中から命を落とす人が出るのではないかと、それを心配して、そういう町であってはいけないと思うからこういう質問をしているんです。私は努力しているのは認めているし、改善してきたことは分かっています。でもまだまだ努力をすべきだというふうに、もっと町民の中に入って行って、もちろん納税勸奨員さんもいますけれども、もうちょっと努力もしていく必要があるのではないかと、このことをさっきから言っているんですけど、いかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

現在、資格証明書を交付されている方については1年以上の滞納があり、納付相談にも応じない、また納付誓約についても連絡もなく履行しない方に納付相談の機会を確保するために交

付しているものであります。しかし機械的な運用をしていることはありません。特別な事情の有無の把握に努めておりますし、ただ滞納者の方が相談をしやすい体制、これは私どももちゃんと整備しなければならないし、相談機会の確保、これのほうも積極的にやっていきたいと思っております。まず実態把握については、さらなる努力をしていきたいと思っております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

ちょっと時間もないので3番目にいきたいと思います。ぜひよろしくをお願いします。

住宅リフォーム助成制度の実施をということで、空き家に入居する人を含めて住宅リフォーム助成制度の実施をということで、今回、アクションプランにもこの空き家に入居する人も出ていまして、これはこれで進めていただきたいというふうに思うんですけども、私、この住宅リフォームについては以前にも質問をしました。住宅リフォーム制度というのは個人が住宅のリフォームですね。屋根や外壁の取り換えや塗装、台所や風呂などの水回り、畳などの表替えや断熱ガラスの工事など幅広い修繕や改修に工事費の一定額を補助するというものですね。この補助をしていただいた町民は助かるし、町内の中小建設業者も仕事おこしに役立つ。そして地域経済に大きな波及効果が出るということで、全国各地にこの制度が広がって2014年5月に全国的には628自治体、県内でもお隣、市川三郷町をはじめ甲府、蕨崎、山梨市、上野原、甲州市、中央市、忍野村など8自治体で実施して今、南アルプスでも検討しているということですけども、やっぱり地域経済に大きな波及効果が出るということで、やっぱりこのところ、ただ補助金を出すということではなくて、そのお金が地域でまわるという、すごく良い、私は制度だと思っていますので、いろんな制度、補助金がありますけど、この制度をぜひ進めていただきたいと思います。今、本当に業者、仕事がなく遠くまで通っているという状況がある中で、ぜひ検討していただきたいと思いますけれどもお答えをお願いします。

○議長（野島俊博君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

お答えいたします。

先ほど議員さんが言われました補助制度につきましては本町では現在ありません。そこで本町で行っている補助制度の中には国および県、また町の補助制度による木造耐震、木造住宅耐震化支援事業や国の補助金制度による介護保険を活用した住宅改修で手すりの取り付けや段差の改修等、一般住宅への支援を実施しているところであります。こういった事業を取り入れる中にも、できましたら町内の会社を利用いただければ非常にありがたいと思っていますし、町としましても当分の間、耐震支援事業、介護支援事業などの補助制度を活用していただきたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

ということはこのリフォーム助成制度は、当分は考えていないということで理解をしましたが、やっぱり今あるそういう補助制度、それも大事だと思うんですけども、やっぱり地域経済をまわすというところが、そういう人たちがこの町に税金を落とすということにもつな

がりますので、ぜひ今すぐというわけではないですけれども、こういうほかの市町村なんかの事例なんかも検討する中で、ぜひこの住宅リフォーム助成制度、私、空き家とあったけどこれは店舗も含めてする必要があるなというふうに思っていますので、ぜひ検討課題として取り組んでいただきたいと思いますけど、これについてはどうでしょうか。

○議長（野島俊博君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

先ほど答弁させていただきましたが、当分の間は先ほど申し上げた事業などを活用していただければと考えております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

ぜひ地域経済、好循環にするためにもしていただきたいと思いますし要望するしかないですね。しないと言っているんだから。ぜひ検討していただきたいと思いますということで要望して、私の質問は終わります。

○議長（野島俊博君）

以上で渡辺文子君の一般質問は終わります。

以上で一般質問はすべて終了しました。

午後1時30分からは常任委員会の現地調査を行います。よろしくお願いを申し上げます。

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後12時20分

平成 2 8 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 7 日

平成28年第1回身延町議会定例会(3日目)

平成28年3月7日
午後 1時30分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第2号 身延町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第3 議案第3号 身延町法務専門職員の任用等に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 身延町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 身延町情報公開条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第6号 身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第7号 身延町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第8号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第9号 身延町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 身延町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 身延町職員給与と条例等の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第14号 身延町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第17号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第18号 身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第19号 身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 身延町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 身延町なかとみ青少年自然の里条例を廃止する条例について
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 身延町過疎地域自立促進計画（自平成 2 8 年 4 月至平成 3 3 年 3 月）について
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 身延町勤労青年センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 身延町下部温泉会館の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 平成 2 7 年度身延町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 平成 2 7 年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 平成 2 7 年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度身延町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 5 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 6 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 7 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 8 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度身延町大河内地区財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 9 議案第 3 9 号 平成 2 8 年度身延町一般会計予算
- 日程第 4 0 議案第 4 0 号 平成 2 8 年度身延町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 4 1 号 平成 2 8 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 4 2 号 平成 2 8 年度身延町介護保険特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 4 3 号 平成 2 8 年度身延町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 4 号 平成 2 8 年度身延町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 5 号 平成 2 8 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 6 号 平成 2 8 年度身延町下水道事業特別会計予算

- 日程第 4 7 議案第 4 7 号 平成 2 8 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第 4 8 号 平成 2 8 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 9 議案第 4 9 号 平成 2 8 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 0 議案第 5 0 号 平成 2 8 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 1 議案第 5 1 号 平成 2 8 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 2 議案第 5 2 号 平成 2 8 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 3 議案第 5 3 号 平成 2 8 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 4 議案第 5 4 号 平成 2 8 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 5 議案第 5 5 号 平成 2 8 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 6 議案第 5 6 号 平成 2 8 年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第 5 7 議案第 5 7 号 平成 2 8 年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第 5 8 議案第 5 8 号 平成 2 8 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第 5 9 議案第 5 9 号 平成 2 8 年度身延町下山地区財産区特別会計予算

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	赤池	朗	2番	田中	一泰
3番	広島	法明	4番	柿島	良行
5番	芦澤	健拓	6番	松浦	隆
7番	河井	淳	8番	福與	三郎
9番	草間	天	10番	川口	福三
11番	渡辺	文子	12番	伊藤	文雄
13番	深澤	勝	14番	野島	俊博

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町長	望月仁司	副町長	望月幹也
教育長	鈴木高吉	総務課長	樋川信
会計管理者	竹ノ内強	政策室長	佐野文昭
財政課長	笠井祥一	税務課長	村野浩人
町民課長	望月由香里	福祉保健課長	穂坂桂吾
観光課長	柿島利巳	子育て支援課長	佐野昌三
産業課農林担当副主幹	大村隆	建設課長	水上武正
土地対策課長	佐野勇夫	水道課長	望月真人
環境下水道課長	深沢香	下部支所長	遠藤庄一
身延支所長	藤田政士	学校教育課長	笠井喜孝
生涯学習課長	高野博邦		

5.職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子
録音係 佐野和紀

開会 午後 1時30分

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わし始めます。

ご起立願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1 諸般の報告。

議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

本日は質疑の日程になっております。議案第2号から議案第59号までの全議案を各常任委員会および予算審査特別委員会に議案付託表のとおり付託を予定していますので、質疑は大綱のみに留めてください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第2号 身延町行政不服審査会条例の制定について

日程第3 議案第3号 身延町法務専門職員の任用等に関する条例の制定について

日程第4 議案第4号 身延町職員の退職管理に関する条例の制定について

以上の3議案は条例制定案でありますので、一括して議題とします。

議案第2号から議案第4号までを一括して質疑を行います。

質疑ありますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

行政不服審査会条例ですけども、議案第2号。これは平成26年の6月13日に公布されて28年4月1日施行ということになっているようですけども、今までこの行政に対する不服審査に関してはどういう取り扱いになっていたのか、ちょっといろいろ調べてみたんですけどもよく分からないんですが、たしか行政手続きに対して不服がある人は、こういう行政不服ということで申し立てをしていたというふうに思うんですけども、それに対して今まではこういう行政不服審査会のようなもので対処していなかったのではないかなと思うんですけども、そのへんのご説明をお願いしたいことと、それから議案第3号ですが弁護士等の専門職を任用するという身延町法務専門職員の任用等に関する条例、これについては当初予算の25ページの報酬のところから30万円というふうに記載しているのがそうだと思うんですが、これは弁護士に対して1回当たり30万円、あるいは1年当たり30万円ということでは決められているのかどうか。それから身延町職員の退職管理に関する条例ですが、第4号ですね。これは今、これを制定する理由というのがよく分からないんですが、今まではこういうことは見逃されていたけど

も今回こういうものを制定することにしたのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（野島俊博君）

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

1点目の議案第2号 行政不服審査会の関係でございますが、今まではこのような事案はございませんでした。たしかにこれにつきましては、行政処分に対して不服申し立てがあった場合ということになっております。今までこのような事例は特にございませんでした。

あと3号の30万円の支払いの方法でございますが、これにつきましては1時間当たり1万円、それに1日、2時間ということと、あと月に4回として3カ月分で24万円プラス超過分6万円というようなことで30万円を計上しております。

3点目の議案第4号の制定の理由は、なぜ今かということなんですが国の今回、地方公務員法、また地方独立行政法人法の一部改正により、これの制定が義務づけられたということで本町でも制定するものでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

まず行政不服審査会条例ですが、今までも事例がなかったという話でしたけどもたしか処分場の問題で山の都から行政不服の申し立てがあったのではないかと思いますけども、その点はいかがでしょうか。

それから法務専門職員というのは弁護士ということであると、今までも県の顧問弁護士と町も同じ弁護士にいろいろお願いしていた経過があると思うんですけども、そういう弁護士に改めてこういう報酬を払うことになるのか。あるいはまったく別の弁護士をお願いすることになるのか、その点についてお伺いします。

○議長（野島俊博君）

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

1つ目の議案ですがちょっと調べてみないと分からないということでありまして。すみません。

2つ目の弁護士さんの関わりですけど町村会の顧問弁護士、または当弁護士が所属している法律事務所の他の弁護士数名を候補として町村会を通じて、すでに他の市町村と同じタイミングでお願いするというような形でやっております。これにつきましては、その事案が出たときに金を払うということでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

私が今言った処分場の関係というのは、たしか赤道、青道について町が行政処分を下してそれに対してたしか山の都が申し立てをしていると思うんですけども、その点に関してもう一度お調べいただいております。

○議長（野島俊博君）

樋川課長、よろしいですか。調べて調査の上、回答を。
樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

調べさせていただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

ほかにございますか。
渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第2号で4条の8項で委員の報酬および費用弁償については別に条例で定めるというふうにあるんですけども、これはこれから定めるのか、それとも今まであるものの中でこれに当てはめるのかというのを1点。

それと先ほど弁護士の30万円というお話があったんですけども、これは4条で任命者が別に定めるものとするというふうにあるんですけども、条例の中で身延町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例というものがあって、一番最後にその他のものというのがある額が出ていないという。ここに当てはめて考えればいいのかどうかという、それをお願いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

その費用につきましては、議員さんのおっしゃるとおり身延町特別職の職員の非常勤のもの報酬の第15の付属機関および構成員およびその他非常勤の職員のところ当てはまるものでございます。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

最初のはこれから条例でというふう書いてあるけど、条例をつくるのか、それとも今まであるものに当てはめるのかということです。

○議長（野島俊博君）

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

2号の委員の報酬および費用弁償について別に条例で定めるところでございます。この別に定めるが身延町特別職の職員の非常勤のもの報酬に関する費用弁償に関する条例というところを指しております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

ほかに質疑はございますか。

（なし）

他に質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第2号から議案第4号までの質疑を終わります。

本案は、直ちに委員会に付託したいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって議案第2号、議案第3号、議案第4号は総務産業建設常任委員会に付託されることに決定しました。

- 日程第5 議案第5号 身延町情報公開条例等の一部を改正する条例について
日程第6 議案第6号 身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第7号 身延町税条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第8号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第9号 身延町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第10号 身延町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第11号 身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第12号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13 議案第13号 身延町職員給与条例等の一部を改正する条例について
日程第14 議案第14号 身延町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第15 議案第15号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
日程第16 議案第16号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第17 議案第17号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第18 議案第18号 身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第19 議案第19号 身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第20 議案第20号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第21 議案第21号 身延町公民館条例の一部を改正する条例について

以上の17議案は条例改正案でありますので、一括して議題とします。

議案第5号から議案第21号までを一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

渡辺君。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第13号なんですけれども、身延町職員給与条例等の一部を改正する条例についてということで、これはほとんどの職員に該当すると思うんですけども、その確認とそれから影響額

ですね、これはどのくらいになるのかということと、それから議案第14号で特別職のことで町長、副町長、教育長という3人の特別職のことなんですけど、これの影響額ですね、この2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

13号の対象者数ということでございますが、これはすべての職員に該当しまして給料の、今回、給料表はすべての職員を対象にするんですが、それに該当した者が118名おりました。金額につきましては人勤アップで120万1千円でございます。

もう1点が特別職の影響でございますが補正予算書の19ページ、議案第28号の19ページにございますが一般管理費の職員手当、特別職手当ということで2名、町長、副町長分が14万4千円。教育長分につきましては36ページの10款1項1目教育委員会費の3節の職員手当特別職手当6万円ということで、14万4千円と6万円、20万4千円でございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

ほかに質問はございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

議案第14号にある特別職なんですけど、これは今のお話のとおり常勤の特別職ということらしいんですけども、当初予算の137ページに特別職というふうにあって町とそれから議員、その他特別職とありますが、その他特別職の職員数1,455名とありまして、ここには常勤と非常勤が両方入っているようなんですけども、その他特別職というのにはどういう方が含まれるのか教えていただきたいということと、それから議案第17号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてなんですが、地域指定密着型サービスというものが今回、新たに設けられたということなんですけども、訪問介護、通所介護ということで、その事業者の40%以上が赤字になっているということが日本政策金融公庫総合研究所の調査で判明しているわけなんですけども、本町におけるこの身延町指定地域密着型サービスというものに該当するのは9事業所でしたか、あるということですが、そのへんの訪問介護、通所介護の事業者の経営について何か調べておられればお知らせいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

1点目の当初予算の議案第39号の137ページ、給与明細、特別職のところのその他特別職の人数でございますが1,455人ということでございますが、これにつきましては主には参議院議員選挙の投票管理者および立会人、また町長選挙の投票管理者、立会人、それに消防団員等を含めまして、この3つで1,063人というようなことで、すべての非常勤のもの報酬の予算計上してあるものについてはこの欄に職員数として計上されております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

議案第17号に関わりまして、ただいまご質問がありました。過日、訪問介護、それから通所介護、この経営が非常に苦しいというような内容の報道がありました。今回の議案第17号に関わります部分につきましては通所介護の事業者の分であります。今回、新たに地域密着型サービスに位置づけられる利用定員19人未満の通所介護事業所、これが地域密着型、議案第17号に関わってくるところであります。

そこでお尋ねは経営の状況について何か情報を持っているかというようなお話であります。利用定員19人未満の事業所の経営内容につきましては、私どものほうで把握はしてはおりませんが、1カ所、どことは申し上げませんが、そのような報道があったのでどんな状況ですかとお尋ねしたところもあります。やはりこのままだと赤字経営だというようなお話をいただいたところもあります。全体としての把握はしてはおりません。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

介護保険に関しては非常に大幅な改定がなされて、今回もこういう改正条例が出ているわけですが、それぞれの施設がきちんとした経営がされてなければ、こういう指定地域密着型サービスというふうなことも応じてもらえないんじゃないかなという、そういう心配で今、質問したんですけども、これはぜひお調べいただいたほうがよろしいかと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（野島俊博君）

ほかに質疑はございますか。

（なし）

他に質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第5号から議案第21号までの質疑を終わります。

本案は、直ちに委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって議案第5号から議案第15号および議案第19号は総務産業建設常任委員会に、議案第16号から議案第18号、議案第20号および議案第21号は教育厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第22号 身延町なかとみ青少年自然の里条例を廃止する条例についてを議題とします。

質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第22号の質疑を終わります。

本案は、直ちに委員会に付託したいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第22号は教育厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第23号 身延町過疎地域自立促進計画(自平成28年4月至平成33年3月)
についてを議題とします。

議案第23号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第23号の質疑を終わります。

本案は、直ちに委員会に付託したいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第23号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第24号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県
市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

議案第24号の質疑を行います。

質疑はありますか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第24号の質疑を終わります。

本案は、直ちに委員会に付託したいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第24号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第25号 身延町勤労青年センターの指定管理者の指定について

日程第26 議案第26号 身延町下部温泉会館の指定管理者の指定について

日程第27 議案第27号 下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定について

以上の3議案は指定管理者の指定案でありますので、一括して議題とします。

議案第25号から議案第27号までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第25号から議案第27号の質疑を終わります。

本案は、直ちに委員会に付託したいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第25号から議案第27号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

- 日程第28 議案第28号 平成27年度身延町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第29 議案第29号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第30 議案第30号 平成27年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第31 議案第31号 平成27年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第32 議案第32号 平成27年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第33 議案第33号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第34 議案第34号 平成27年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)
- 日程第35 議案第35号 平成27年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第36 議案第36号 平成27年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第3号)
- 日程第37 議案第37号 平成27年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第38 議案第38号 平成27年度身延町大河内地区財産区特別会計補正予算(第1号)

以上の11議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

議案第28号から議案第38号までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

芦澤君。

○5番議員(芦澤健拓君)

議案第28号の一般会計補正予算に関してですけれども、2ページに地方交付税3億9,614万4千円の補正がなされております。当初の予算は39億9,200万円でございますけれども、これに加わって43億8,814万4千円ということで、昨年度の地方交付税に関しては算定替えの結果、1億円くらいは減るといふふうな予想であったと思うんですけども、これはそれを含めての43億8,814万4千円という交付になっているのか、その点についてお伺いします。

○議長(野島俊博君)

財政課長。

○財政課長(笠井祥一君)

こちらの地方交付税につきましては普通交付税、それから特別交付税がございまして、今回補正をさせていただいております3億9千万円ほどにつきましては、特別交付税の部分を補正をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長(野島俊博君)

他に質疑はございますか。

(なし)

他に質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第28号から議案第38号の質疑を終わります。

本案は、直ちに予算審査特別委員会に付託したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって議案第 28 号から議案第 38 号は予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

- 日程第 39 議案第 39 号 平成 28 年度身延町一般会計予算
- 日程第 40 議案第 40 号 平成 28 年度身延町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 41 議案第 41 号 平成 28 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 42 議案第 42 号 平成 28 年度身延町介護保険特別会計予算
- 日程第 43 議案第 43 号 平成 28 年度身延町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 44 議案第 44 号 平成 28 年度身延町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 45 議案第 45 号 平成 28 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
- 日程第 46 議案第 46 号 平成 28 年度身延町下水道事業特別会計予算
- 日程第 47 議案第 47 号 平成 28 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
- 日程第 48 議案第 48 号 平成 28 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 49 議案第 49 号 平成 28 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 50 議案第 50 号 平成 28 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 51 議案第 51 号 平成 28 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 52 議案第 52 号 平成 28 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 53 議案第 53 号 平成 28 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 54 議案第 54 号 平成 28 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 55 議案第 55 号 平成 28 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 56 議案第 56 号 平成 28 年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第 57 議案第 57 号 平成 28 年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第 58 議案第 58 号 平成 28 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第 59 議案第 59 号 平成 28 年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の 21 議案は平成 28 年度の予算案でありますので、一括して議題とします。

議案第 39 号から議案第 59 号までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

芦澤君。

○5 番議員（芦澤健拓君）

予算に関してですけども、つい最近、日銀のマイナス金利政策というものが出ましたけども、これによる影響というのはメリット、デメリットを含めてどんなようなものがあるか。なければいいんですけども。

それから電気料が、たしか日本ロジテック協同組合というのがあって、そこで調達しようとしていた中に身延町も含まれているんですけども、ここが免許停止というか、できなくなったということで電気料の関係はどのようになるのか。

それから先ほど交付税に関してお聞きしたところですが、1 億 9,400 万円でしたか、減額になっていますよね。これは合併算定替えによる影響を見込んでということで説明されたんですけども、それでいいのかどうか。

それから自然の里がなくなってしまうということなんですが、この施設の撤去費用等は県が負担するのか、町が負担するのか、あるいはまったく違う方法をなんか考えていらっしゃるのか、その点についてお伺いします。

○議長（野島俊博君）

会計管理者。

○会計管理者（竹ノ内強君）

政府が行っているマイナス金利の件でございます。2月13日に山梨日日新聞に山梨中銀の定期の利下げということが新聞に掲載されたわけですが、それによりましてわれわれも中銀のほうへちょっと照会してみました。中銀では2年以上の定期で大口のものを0.025%に落としましょうということになっております。今、町が基金として積み立てている金利でございますが、これは1年もので山梨中央銀行でいくと0.025です。だからこれはもう今回のマイナス金利の影響は受けていないということです。また、他行につきましてもまだマイナス金利の影響は出ないということでありましたが、今後はまだ分からないということです。

以上です。

○議長（野島俊博君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

電気料金の問題でございますけれども、先ほど議員さんおっしゃいますように身延町におきましても28の公共施設で日本ロジテック協同組合のほうから電気を購入しております。これにつきましては、本町では昨年末あたりになんかちょっと経営状態が厳しいんじゃないかというふうな情報もございまして、その昨年末からほかの業者さん等から見積もりもいただく上で28年度から別の会社との契約に向けて今、協議を行っている最中でございます。

交付税につきましては、議員さんおっしゃいますように、これにつきましては合併算定替えによります縮減が27年度、今年度から始まっておりますのでそれらを含んだ額ということで算定をさせていただいております。

○議長（野島俊博君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

自然の里の撤去費用についてというご質問に対してお答えいたします。

まず自然の里については現在、県と町、協議を進めている段階ではありますが、県の方針としまして県の施設については公売にかけるといった基本的な考えがございます。その公売するに当たって、町としましては町の施設、付随して自然の里を構成していた町の施設につきましても併せて公売の条件として利用してくれることを要望しております。公売の期間を4月から8月ぐらいをめどに手続きをするというお話を聞いております。その間に購入を希望するものがなかった場合は解体撤去ということになるかと思っております。

その予算につきましては、予算というか、もしそういうふうになるのであれば町としても自然の里を構成していた施設についても併せて解体をしていただければというお願いしております。これにつきましては当然、費用負担は生じるわけですが、少しでも解体の経費節減になればということで要望はしておりますが、まだその段階ではありませんので回答もいただいておりますし、今後の県の考え、また町との協議の進め具合によって、解体する場合は9月ごろをめ

どに費用の予算計上をしていかなければならないと思っています。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大体分かったんですが、電気料に関してはこれは影響がないというふうに考えられるのか、あるいは今後の他社との契約によっては多少でも影響が出るのかどうか、そのへんについて伺いたいのと、それから自然の里に関しては公売ということですけども、前に政策室で中沢医師の住居の公売の公告が町の広報に出たんですけども、はっきり言ってどこの建物でどういうふうなものなのかというのはまったく分からないような公告でしたので、これはもし今後、公売に付するということであればそのへんははっきり、自然の里だから分からないことはないと思うんですけども、そういうことも含めて手続きをしっかりとっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

この電気料につきましては、今、協議を進めている事業者さんとの協議の中で電気料についても決まってくるかと思えますけれども、できる限り今までロジテックと契約を結んでいた額でなんとか継続できるように進めていきたいと思っておりますけれども、協議によっては若干でも負担が増加するという可能性もあるかとは思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

いろんな影響が出ることがあれば私たちだけでなく町民の皆さんにもその点、お知らせしなければいけないのではないかと思うんですけども、その点について今後の取り扱いをしっかりとっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野島俊博君）

ほかに質疑はございますか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

議案第39号の一般会計についてお伺いします。

教育費の中で学校管理費、111ページにスクールバスの運行業務8,483万6千円。それからバス運行対策費として山交タウンコーチのほうへ代替運賃費として1,760万4千円が盛り込まれているんですが、この業務委託先、それから運賃代行費、この代行費というのは何に当たるのかについて伺います。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

スクールバスの運行の業務につきましては、山交タウンコーチと契約という形で今、準備し

ているところです。その業務の費用等につきましても細かな見積もりをいただく中で契約に向けていこうと考えています。

それから代行の費用につきましては、遠征とか校外活動とかそれらの費用がスクールバスの運行以外に必要なようになってくる部分があります。それらを考慮してのことなんですが、詳細につきましてはちょっと手元に資料を持ってきておりません。特別審査委員会の中でお答えしたいと思いますのでご了解願いたいと思います。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

このスクールバスの運行の業務委託については、過日のこの会議の中でも意見が出たんですが、やはり町内にもこうした運行業といいますが、タクシー業の業者があるわけですね。北巨摩、北杜市の場合、あそこもスクールバスを使っております。そのスクールバスの委託方法が市内業者、そしてまた業者がない地区においては3人ないし4人で、グループで会社をつくってそこへ市で委託していると。こうした教育委員会をはじめ、すべて町の財政を使う以上は町内、または北杜市みたいに市内の業者を指定して使うというような方法を取る必要もあると思うわけです。一括でタウンコーチのほうへ委託するののも一つの手かもしれませんが、やはり地元企業の育成という面、また雇用の面も考えた場合、これはやはり行政として重点を置かないとそれに関する、課長が先ほど契約内容の詳細についてはまだ分からないというような答弁でしたが、例えば燃料を入れるとか、車は当然、車検もしなければならぬ。そうした付随した、いわゆる関連した仕事が出ているわけですね。山交さんへ一括委託という部分になると、すべてが山交と。町内へはお金が還元できないという結果になるわけです。このへんはやはり行政をしていく上においては、町内業者の育成を重点的に考えた上で、あまりにもこの予算と差額があって、どうしても山交さんでなければ駄目だということであればやむを得ないと思うんです。しかしながら町内業者とのそうした相談もなく、聞くところによるとこうして一括でもって契約を結ぼうというような経緯らしいんですが、先日も申し上げたんですが青ナンバーに切り替えてしまうとやはりスクールバス限定になるわけですね。スクールバスとして、白ナンバーの場合では例えば県内の対外試合とか、そういった場合は白ナンバーで十分対応できる。そうするとこの代行業務としての予算はいらぬというようなことにもつながるわけです。ですからこのへんはもう少し検討して、尊いお金を少しでも節約するような努力、また町内業者を育成するような形、これはぜひ取ってほしいと思います。その点どうですか。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

今年度計画しているスクールバスの運行は、身延中学校の1校のスクールバスの運行ということで今回8,400万円ほどの運行業務委託を計上しています。一般質問等でも答弁しており今後小学校の統合、3校でもやはりスクールバスが必要になってきます。それから政策室で関わっていただいている町有バス、それから町営バス、デマンド交通、スクールバスも公共交通機関が使えるれば、それを生徒・児童が使って1便でも2便でも減らせる、それがいいのかなというふうに考えています。いずれ28年度以降はそれらの部分については検討していかなければならないと思っています。

なお白ナンバー、青ナンバーも当然同じように検討していかなければならないと今の段階では考えております。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

今、28年度からってこれは新年度予算だから当然、28年度の予算計上でしょう。それを今の時点になって考えていくって、どういうことですか。これは理解できないですね。やはりこれは大きな問題なんです。すべてこういうことを認めるということになると、あらゆる業種においてもこういう結果がもたらされる。やはり町民あって、お互いに汗水たらして努力してもあまり思うような成果が上がらないのが今の現状なんです。しかしながら、こうした一方的に予算計上して地域業者には全然、話もないと。これはあまりにも行政の一方的な進め方ではないかと。やはり対話の行政、開かれたまちづくり、これはやはり基本なんです。もうこの予算を組む以前の問題。ですから私はこういうことを強く言うんです。私も細々でも事業をやっています。そうした一人ひとりの事業主の立場になって行政の上でも予算の配分、使い道を検討していただく。これがやはり皆さんの仕事なんです。町民が元気になるのも行政の指導力、いわゆるそうした企画によって町民も希望が持てるし活力も出る。これがやはり皆さんの仕事ですから。これはやはりもう少し再度検討して執行する必要があると強く望みます。

○議長（野島俊博君）

ほかに質疑ございますか。

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

3点ほどお伺いをしたいと思います。

27ページの総務費、委託料の新しいシステムであります新公会計システム導入業務、ここに3つの業務が新たに予算計上されておりますけども、おそらくこの行財政改革に向けてのシステム導入だと思いますけども、趣旨と期待される効果についてお伺いをしたいと思います。

それから36ページ、まち・ひと・しごと創生事業の報償費の中に保育所等入園祝金がございます。この制度の内容と私立保育園の入園者への対応はどうなっているのか、そのへんも含めてお願いをしたいと思います。

最後に95ページ、教育費ですがこの負担金補助及び交付金の一番最後のところに小学校統合にかかる指定制服等購入費補助金とございます。小学校の生徒で制服を利用している学校は何校あるのか、そのへんもお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

最後の質問の95ページ、小学校統合にかかる指定制服等購入費補助金のご質問にお答えします。

小学校で制服を指定しているところは1校もありません。ここの補助金の交付を定めている要綱の中に制服等ということで、中学校もそうなんです。体育着がそれぞれ小学校にも決められた体育着があります。その費用を1万6,500円、単価。それから現在の1年生から5年

生の児童数166人を見込みまして273万9千円の予算を計上させていただいております。

○議長（野島俊博君）

佐野子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

36ページのまち・ひと・しごとの中の保育所等入園祝金でございますけれども、これは公立・私立を含めて新たに保育所に入園するときに園服等の費用がかかるということで、それらに使っていただくということで1人に対して1万5千円というような形で支給をするものでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

ご質問の27ページの新公会計システム導入業務ということで97万2千円でございますけれども、これにつきましては国のほうで推進しております地方公共団体につきまして今、単式簿記ということで行っているわけですが、これを民間と同じような複式簿記に変えていこうということで公会計システムへのシステムの改修ということで、この予算を計上させていただくということであります。より分かりやすく、より開かれた会計システムに変えていくということでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

ほかに質疑はございますか。

（なし）

ほかに質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第39号から議案第59号の質疑を終わります。

本案は、直ちに予算審査特別委員会に付託したいと思いますがいかがお異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第59号までは予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもちまして散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時30分

平成 2 8 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 5 日

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 議案第2号 身延町行政不服審査会条例の制定について
日程第4 議案第3号 身延町法務専門職員の任用等に関する条例の制定について
日程第5 議案第4号 身延町職員の退職管理に関する条例の制定について
日程第6 議案第5号 身延町情報公開条例等の一部を改正する条例について
日程第7 議案第6号 身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第7号 身延町税条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第8号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第9号 身延町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第10号 身延町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第11号 身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13 議案第12号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第14 議案第13号 身延町職員給与条例等の一部を改正する条例について
日程第15 議案第14号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第16 議案第15号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
日程第17 議案第16号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第18 議案第17号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第19 議案第18号 身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 0 議案第 1 9 号 身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 身延町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 身延町なかとみ青少年自然の里条例を廃止する条例について
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 身延町過疎地域自立促進計画（自平成 2 8 年 4 月至平成 3 3 年 3 月）について
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 身延町勤労青年センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 身延町下部温泉会館の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 平成 2 7 年度身延町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 平成 2 7 年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 平成 2 7 年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度身延町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 6 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 7 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 8 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 9 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度身延町大河内地区財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 0 議案第 3 9 号 平成 2 8 年度身延町一般会計予算
- 日程第 4 1 議案第 4 0 号 平成 2 8 年度身延町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 4 1 号 平成 2 8 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 4 2 号 平成 2 8 年度身延町介護保険特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 3 号 平成 2 8 年度身延町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 4 号 平成 2 8 年度身延町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 5 号 平成 2 8 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算

- 日程第 4 7 議案第 4 6 号 平成 2 8 年度身延町下水道事業特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第 4 7 号 平成 2 8 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
- 日程第 4 9 議案第 4 8 号 平成 2 8 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 0 議案第 4 9 号 平成 2 8 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 1 議案第 5 0 号 平成 2 8 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 2 議案第 5 1 号 平成 2 8 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 3 議案第 5 2 号 平成 2 8 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 4 議案第 5 3 号 平成 2 8 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 5 議案第 5 4 号 平成 2 8 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 6 議案第 5 5 号 平成 2 8 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 7 議案第 5 6 号 平成 2 8 年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第 5 8 議案第 5 7 号 平成 2 8 年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第 5 9 議案第 5 8 号 平成 2 8 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第 6 0 議案第 5 9 号 平成 2 8 年度身延町下山地区財産区特別会計予算
- 日程第 6 1 切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙について
- 日程第 6 2 委員会の閉会中の継続調査について

2.出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	赤池	朗	2番	田中	一泰
3番	広島	法明	4番	柿島	良行
5番	芦澤	健拓	6番	松浦	隆
7番	河井	淳	8番	福與	三郎
9番	草間	天	10番	川口	福三
12番	伊藤	文雄	13番	深澤	勝
14番	野島	俊博			

3.欠席議員は次のとおりである。

11番 渡辺文子

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町長	望月仁司	副町長	望月幹也
教育長	鈴木高吉	総務課長	樋川信
会計管理者	竹ノ内強	政策室長	佐野文昭
財政課長	笠井祥一	税務課長	村野浩人
町民課長	望月由香里	福祉保健課長	穂坂桂吾
観光課長	柿島利巳	子育て支援課長	佐野昌三
産業課長	遠藤基	建設課長	水上武正
土地対策課長	佐野勇夫	水道課長	望月真人
環境下水道課長	深沢香	下部支所長	遠藤庄一
身延支所長	藤田政士	学校教育課長	笠井喜孝
生涯学習課長	高野博邦		

5.職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。
相互にあいさつを交わし始めます。
ご起立願います。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまです。
それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。
本日は議事日程第4号により行います。

日程第1 諸般の報告。

議案の審議に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、お手元に一覧表として配布したとおりです。

また本日、追加案件として切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙および閉会中の継続調査申出書5件が提出されております。

なお、渡辺文子君から欠席する旨の届け出が提出されておりますので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで3月7日の質疑に対しまして、樋川総務課長から発言の申し出があったのでこれを許します。

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それでは3月7日の本会議において、芦澤議員さんより議案第2号の関係のご質問がございました。その質問に対してお答えさせていただきます。

1点目は、これまでの不服申し立ての扱いはどうだったのかでございます。

今までにつきましては不服申し立て案件の対象となる課が申し立ての受付、審査決定をすべて行っておりました。

2点目ですが山の都が赤線、青線の関係で不服申し立てをしているはずだが。

これにつきましてはたしかに平成18年度に赤線、青線の関係で不服申し立てがありました。産廃業者から身延町公共物管理条例に基づく利用許可申請が提出され、担当の土地対策課は不許可としました。業者はその不許可処分を不服とし不服申し立てが提出され、土地対策課は改めてその内容を審査した上で棄却の決定を下しました。このような案件がございました。

以上でございます。

日程第2 委員長報告。

はじめに総務産業建設常任委員会に付託しました議案第2号から議案第15号、議案第19号、議案第23号から議案第27号の委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、広島法明君。

登壇してください。

○総務産業建設常任委員長（広島法明君）

それでは、お手元の報告書に基づいて報告させていただきます。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（野島俊博君）

以上で総務産業建設常任委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

広島委員長、自席にお戻りください。

以上をもって、総務産業建設常任委員会審査報告に対する質疑を終わります。

次に教育厚生常任委員会に付託しました議案第16号から議案第18号および議案第20号から議案第22号の委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、田中一泰君。

登壇してください。

○教育厚生常任委員長（田中一泰君）

それでは、教育厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（野島俊博君）

以上で教育厚生常任委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

田中委員長、自席にお戻りください。

以上をもって、教育厚生常任委員会審査報告に対する質疑を終わります。

次に予算審査特別委員会に付託しました議案第28号から議案第59号の委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、広島法明君。

登壇してください。

○予算審査特別委員長（広島法明君）

それでは、予算審査特別委員会の審査報告をさせていただきます。

（以下、予算審査特別委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（野島俊博君）

以上で予算審査特別委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

広島委員長、自席にお戻りください。

以上をもって、予算審査特別委員会審査報告に対する質疑を終わります。

これから議案第2号から議案第4号までの討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから採決を行います。

日程第3 議案第2号 身延町行政不服審査会条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 身延町法務専門職員の任用等に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第3号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 身延町職員の退職管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第4号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第5号から議案第21号までの討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから採決を行います。

日程第6 議案第5号 身延町情報公開条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第5号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第6号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 身延町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第7号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 身延町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第8号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 身延町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第9号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 身延町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第10号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第11号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 1 1 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 1 2 号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第 1 2 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 1 2 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 1 3 号 身延町職員給与条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第 1 3 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 1 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 1 4 号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第 1 4 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 1 4 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 1 6 議案第 1 5 号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第 1 5 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 1 5 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 1 7 議案第 1 6 号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第 1 6 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 1 6 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 1 8 議案第 1 7 号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第 1 7 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第18号 身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第18号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第19号 身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第19号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第20号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第20号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第21号 身延町公民館条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第21号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第22号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから採決を行います。

日程第23 議案第22号 身延町なかとみ青少年自然の里条例を廃止する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第22号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第23号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから採決を行います。

日程第24 議案第23号 身延町過疎地域自立促進計画(自平成28年4月至平成33年3月)についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第23号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第24号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから採決を行います。

日程第25 議案第24号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第24号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第25号から議案第27号までの討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから採決を行います。

日程第26 議案第25号 身延町勤労青年センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第25号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第26号 身延町下部温泉会館の指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第26号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28 議案第27号 下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第27号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第28号から議案第38号までの討論を行います。

討論はありませんか。

芦澤君。

○5番議員(芦澤健拓君)

議案第28号 平成27年度身延町一般会計補正予算(第6号)の反対討論を行います。

14ページ、14款2項2目1節の民生費補助金中、年金生活者等支援臨時福祉給付金事務費交付金300万円および民生費補助金中、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費交付金6,900万円の計7,200万円は今年度に繰越明許となっております。65歳以上で住民税を課税されていない低所得者に交付されるものですが、これは全国1,100万人に支給するというもので事業費が3,300億円、事務費が142億円にのぼります。これを4月から6月までの期間に支給手続きを終了するということになっております。

今年7月10日には参議院選挙が執行される段取りになっておりますけども、安倍政権はこの選挙で憲法改正を提案できる衆参両院での3分の2の獲得を狙っておりまして、選挙前にこのように福祉給付金と称して1人3万円、獲得を狙っているという、選挙前にこのような福祉給付金と称するものでばらまきと言われても仕方のないものであると考えます。しかもこれはあくまでも臨時交付金でありまして今回のみの支給であります。1人3万円をいただいてどれだけ潤うというのでしょうか。もちろんこれによって低所得者が多少でもよくなればという気持ちはありますけども、低所得者の福祉向上にはもっと継続的・永続的な施策が必要であると考えております。

政府与党が国民の血税を使ってこのようなあからさまな選挙対策を行うことは、納税義務者としての国民への裏切り行為であります。このような暴挙には国民として異議を申し立てるという意味でこの予算措置に反対をいたします。

○議長(野島俊博君)

他に討論はありますか。

柿島君。

○4番議員(柿島良行君)

ただいまの議案第28号、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業関連につきまして賛成の立場で討論をいたします。

本事業につきましては、国の福祉対策として国の交付金で実施するものであります。今、反

対討論の中でばらまき予算ではないかということがありましたけども、町の予算審議の中で国の施策である事業予算に対して選挙対策のばらまき予算であるというような議論は的を射た議論ではないと考えます。

この事業に反対した場合に、不利益を被るのはこの給付条件に該当する町民の皆さまであります。私はこのようなことの回避を含めまして、本予算につきまして原案のとおり賛成いたします。

○議長（野島俊博君）

他に討論はございますか。

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

議案第28号、臨時福祉給付金事業について賛成討論を行います。

27年度の住民税非課税の人に28年度中に65歳以上になる方、約2,300人に1人3万円を支給するための予算計上であります。これは国の施策により全国各自治体で支給がなされると思いますが、身延町の高齢者を含めた該当者に支給しない、そんなことは当然考えられません。これは年金受給者と低所得者の福祉向上のための国の施策に沿っての3万円の交付であります。予算計上は当然と考え、賛成討論いたします。

○議長（野島俊博君）

他に討論はございますか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これから採決をします。

日程第29 議案第28号 平成27年度身延町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第28号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第30 議案第29号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第29号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第31 議案第30号 平成27年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第30号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第32 議案第31号 平成27年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第31号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第33 議案第32号 平成27年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第32号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第34 議案第33号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第33号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第35 議案第34号 平成27年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第34号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第36 議案第35号 平成27年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第35号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第37 議案第36号 平成27年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第36号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第38 議案第37号 平成27年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第37号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第39 議案第38号 平成27年度身延町大河内地区財産区特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第38号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第39号から議案第59号までの討論を行います。

討論はありませんか。

芦澤君。

○5番議員(芦澤健拓君)

議案第39号 平成28年度身延町一般会計予算に対する反対討論を行います。

16ページ、第14款2項2目1節の民生費補助金のうち臨時福祉給付金事務費交付金339万円および臨時福祉給付金事業費交付金1,900万円は、先ほど議案第28号の中で反対討論を行った補正予算とは異なって、65歳未満の住民税非課税の町民への交付金であるということですが、内容としてはまったく同じ性質のものでございます。したがって同様の理由で国民として異議の申し立てとして反対いたします。

また36ページから38ページにまち・ひと・しごと創生事業費としてまとめて掲載されている約1億2千万円ですが、私と松浦議員とはこの計画を検討している戦略会議の一員としてこの予算の設定にも関わっているものでございますけども、松浦議員が一般質問の中でも触れていたように会議は4回、最大でも延べ10時間ほどの中で主として行政サイドからの提案どおりに決められたものでございます。あまりにも急いで結論を出そうとしていたことに不安があったので、最後の会議の席上で5つの基本方針のそれぞれについてもっと時間をかけて話し合うべきではないかということをお願いしたけれども、何人かの委員から時間設定が決まっているからという町の方針に賛同する意見が出て、議論する余裕もなくこのような予算編成になったものです。

この1億2千万円の予算は政策室、観光課、産業課、生涯学習課、学校教育課、福祉保健課、子育て支援課、総務課など8つの課の所管にまたがるものでありまして、予算審査の過程でも所管課それぞれが十分に把握していない様子も見受けられました。そういう部分に関しましては副町長が責任者として発言をしていただいて、いろんな疑問が解けた部分もございました。

また議会のまちづくり特別委員会からは、この戦略の柱は何であるのか明らかにしてもらいたいという要望が出されていたと思いますが、この内容では明らかにされていないというふうを考えられます。4回の会議の中で日本一を目指そうという意見も出されました。この1億2千万円の予算の内容は総花的であり、日本一を目指そうという姿勢がまったく見られないというのが残念であります。

来月23日に開催される予定の在来種曙大豆保存会定期総会では、本町に古くから伝来する曙大豆の種子を利用して地域創生につなげようとする試みがありますが、これはまさに曙大豆という日本固有といえますか、身延町固有のブランドでありまして日本一を目指すにふさわしい試みであるというふうを考えます。この曙大豆は今現在使われているような平仮名のあけぼのではなく、漢字の曙大豆のことです。

副町長は今後の検討の中で計画の変更もあり得るとおっしゃっておいりましたので、一つ提案として申し上げたいと思いますけども、下部温泉郷の大看板設置予算、これ何回も私ここで聞いておりましたけども、最後に地元議員が感謝の念を述べておいりましたので私が言うべきことではないのかも分かりませんが、あの場所に同じような大看板を設置しても効果がないのではないかとこのように私は考えております。むしろボロボロになったあの看板を撤去して下部温泉駅前に立派な歓迎看板を作っていただく。あるいは旅館案内所、今は土曜日でさえも人がいないような状況ですので、この旅館案内所に人材を派遣していただいて、お客さま満足を目指すほうがよいのではないかと考えておりますので、この点についての再検討を要望いたします。

町長、この創生事業の内容に大変満足して自画自賛できるものであるというふうに発言されておられるんですけども、私は必ずしも満足できる内容ではないのではないかと自問自答しております。

今年度、望月町長の2期8年間の最終年度ということで町長の最後の踏ん張りとしてこの予算を立派な予算に仕上げるといって考えていらっしゃると思っておりましたけども、私には相変わらず「住んでよし 訪ねてもよし」というスローガンが掛け声倒れの印象を免れません。内容的に非常に問題のあるこの28年度の一般会計予算、この点について私は反対討論をさせていただきました。

以上です。

○議長（野島俊博君）

他に討論ございますか。

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

議案第39号、臨時福祉給付金事業について賛成の立場で討論をいたします。

先ほど議案第28号、補正予算の年金生活者と支援臨時福祉給付金事業のときに賛成討論をいたしましたけれども、賛成の理由につきましてはまさに補正予算の福祉給付金事業の内容と同じでありまして福祉、年金生活者等の支援のための事業であります。よって、これを反対したときに生じる不利益は町内の年金生活者にかかるものであります。このことから本案につきましても原案のとおり賛成をいたします。

続きまして同議案第39号、まち・ひと・しごと創生事業について賛成の立場で討論をいたします。

過日、人口ビジョンと総合戦略が策定をされ町民に公表をされました。本予算はその実現に向けたアクションプランを実行するための重要な予算であります。始めていかなければ何も実現しないのは事実でございます。とにかく始めていかなければなりません。これから事業の推進状況の検証を行いながら必要な修正等を行い4年間、町の創生を図るために努力をしなければいけないときであります。本予算はその最初の重要な予算であり、人口ビジョン総合戦略が成果があるものとして達成できますように取り組んでいく最初の予算であります。その認識から原案のとおり本予算についても賛成の立場で討論をいたします。

○議長（野島俊博君）

他に討論はございますか。

草間君。

○9番議員（草間天君）

下部温泉の駅の近くの山の看板についての話がありましたので賛成の立場から討論をします。看板が古くなりましてどうにかしてほしいという地元からの強い要望があり、町当局の努力によりまして県からの補助金をいただいて新しくすることができましたので、このことについては賛成したいと思います。

○議長（野島俊博君）

他に討論はありますか。

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

議案第39号の28年度一般会計予算について賛成討論を行います。

先ほど来、臨時福祉給付金事務交付金等についての反対がございましたけれども、私は議案第28号の賛成討論と同様な趣旨で賛成をするものでございます。

それからまち・ひと・しごと創生事業費でございますけれども、これにつきましては本格的な取り組みがやや遅れた感じはいたしますけれども、各種の実態調査やアンケート調査と積極的に実施を行い、いよいよ28年度予算からスタートするわけでございます。私はこの中で子育て支援に思い切った施策を展開していると思っております。保育園児から小学生、中学生の入園・入学祝金制度の導入、転入者確保対策、さらには地域おこし協力隊の誘致による産業振興とさまざまな角度からまちづくりに挑戦をする状況にあります。次年度以降、さらにハード事業等に取り組み、まちづくりにつなげていくことが期待できると思う観点から賛成をするものでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

他に討論はありますか。

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

先ほど反対討論の中で芦澤議員から名指しの名前があがりましたので、私は賛成の立場から一言申し上げたいと思います。

平成28年度一般会計予算の中の地方創生の中で、私も地方創生総合戦略審議委員会の委員を芦澤議員と一緒にやらせていただいております。私も正直言って時間がなかったこと、それから完全に100%満足できる内容ができたかといわれるとちょっと難しかったかなと。それ

は確かに思います。しかしながら、これは第1回が昨年10月までの決定、もしくは今年の3月までの決定というそういう締めが決まっております。その中での審議をしてきたわけですけれども、しかしながらこの総合戦略に関しましては人口ビジョンもそうですし、何しろ4年間をかけてこのことを一つひとつ実施して行って、それを検証して次にどういう形でもっていくか、そのサイクルの中で事業を進めていくという総合戦略でございます。ですからこれは反対ということではなくて、この事業をいかに町も議会も実際に計画した中で進めて行って、その検証を議会も、また執行部もしっかりと検証しながらこの検証の結果によってはどうなるんだと。それをどうすればいいんだということで新しく内容を変えながら町のため、また町民のためにいい方向にもっていくということが私たち議会に課せられる、この事業に課せられる大きな使命ではないかと思っております。

したがって、ただ反対するわけではなくて将来どういうふうな形でもっていくか。このことにしっかりと見つめ合って直面しながら、そのことを確認しながら進めていくべきという立場で賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

他に討論はありませんか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

議案第39号 平成28年度身延町一般会計予算について反対の立場で討論をいたします。

10款13節委託料の中でスクールバス運行業務に対して反対討論をいたします。

このスクールバスの運行業務の委託契約は、今まで行ってきたスクールバスの町内の雇用者の職場を奪うばかりでなく、こうした一括契約というのは県内他市町村においても例がないわけです。北杜市の場合は市内の業者、または業者のない地域においてはグループで会社というか、このスクールバスの運行業務を委託されたというような例もございます。そうした点からして、まして町内にも運送関係の業者もあるわけです。こうした業者を除いてこうした一括委託契約するということはやはり町の雇用の場を失うと同時に企業の、いわゆる8,400万円からの大きな売り上げ、これが町内企業にはなんら潤すことがないと。この間の説明ですと一括契約であり、いわゆる燃料費においてもすべて車に関する仕事は山交タウンコーチへ一括だということになりますと、町内のいわゆるそういった車関連の事業所においてもなんらメリットがないというような状況です。この契約においては、私は反対の立場で討論いたします。

○議長（野島俊博君）

他に討論はありますか。

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

議案第39号、スクールバス運行委託についての賛成討論を行います。

スクールバス運行につきましては、これまで必要以上の時間をかけて議論がなされました。児童生徒の安全確保が最重要と位置付けられて検討が進んできたわけでございます。その結果ということに私は認識しております。信頼があり環境の整った運行事業者に委託されると思われま。今に至っては再検討する時間はないわけで計画どおり進めていくことが必要かと思っております。他の運行会社についても環境が整った段階で検討すべきであると申し上げ、賛成討論

といたします。

○議長（野島俊博君）

他に討論ありますか。

（ な し ）

他に討論がないので、討論なしと認めます。

これから採決を行います。

日程第40 議案第39号 平成28年度身延町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第39号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第41 議案第40号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第40号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第42 議案第41号 平成28年度身延町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第41号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第43 議案第42号 平成28年度身延町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第42号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第44 議案第43号 平成28年度身延町介護サービス事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第43号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第45 議案第44号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第44号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第46 議案第45号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第45号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第47 議案第46号 平成28年度身延町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第46号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第48 議案第47号 平成28年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第47号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第48号から議案第59号は一括で採決を行います。

日程第49 議案第48号 平成28年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第50 議案第49号 平成28年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第51 議案第50号 平成28年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第52 議案第51号 平成28年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第53 議案第52号 平成28年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第54 議案第53号 平成28年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第55 議案第54号 平成28年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第56 議案第55号 平成28年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第57 議案第56号 平成28年度身延町西嶋財産区特別会計予算

日程第58 議案第57号 平成28年度身延町曙財産区特別会計予算

日程第59 議案第58号 平成28年度身延町大河内地区財産区特別会計予算

日程第60 議案第59号 平成28年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の財産区特別会計予算12件は一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第48号から議案第59号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第48号から議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第61 切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙についてを議題とします。

切坂山恩賜県有財産保護組合組合長から切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員の任期が平成28年3月31日をもって満了となるため、選挙を行ってほしい旨通知がありました。

これにより同組合同規約第6条の規定により、切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によって行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

ここで推薦者名簿配布のため、暫時休憩とします。

その場でお待ちください。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○議長(野島俊博君)

それでは休憩前に引き続き、議事を再開します。

切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員については身延町八坂214番地4、今福誠氏。身延町八坂107番地、今福正孝氏。身延町八坂360番地、今福歳男氏。身延町八坂325番地、今福益行氏の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した4名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した4名が当選されました。

日程第6 2 委員会の閉会中の継続調査について

総務産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集委員長、まちづくり検討特別委員長から委員会において調査の事件について会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会の議事日程はすべて終了しました。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

望月町長。

○町長(望月仁司君)

平成28年第1回身延町議会定例会の閉会にあたり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会は去る3月3日に開催をされ今日までの13日間、野島議長のもと私どもの提案いたしました58件の提出案件につきまして真摯にご討論をいただき、ご可決をいただく中で閉会を迎えることができました。議員の皆さんのご協力に敬意と御礼を申し上げたいと存じます。

なお、3名の議員さまから行政に対する思いを一般質問の中でそれぞれ熱く語っていただきました。皆さんからいただいた叱咤激励は肝に銘じて、町民の皆さんから一点の疑義も持たれることのない行政運営を行ってまいります。

私ども自治体は自らの責任と判断で自らのまちづくりを行っていくことが求められていると思います。このためには行政と町民がそれぞれの役割と責任を担っていくことが大切であると思います。

「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」、町民の皆さんが住みたくなるまちづくりに身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、なお一層取り組んでまいりますので議員の皆さんや町民の皆さんの格段のご協力をお願い申し上げまして、お礼のあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長(野島俊博君)

町長のあいさつが終わりました。

13日間の日程で開催されました3月定例会も皆さまのご協力の中、慎重審議をいただき無事閉会を迎えることができましたことに心から感謝申し上げます。

身延町民であることに誇りと自覚を持ち、力を合わせて安らぎと活力に溢れた開かれたまちづくりを進めていかなければならないと町民憲章にあります。平成28年度は身延町の総合戦略を進めていく重要な年となります。町、議会、そして町民の皆さんと共に力を合わせ、さまざまな事業に積極的に取り組み活力ある町、安心して住める町を築いていきたいと思っております。

議員各位、町長をはじめ執行部の皆さまにはなお一層のご尽力を賜り、さらなるご活躍をご祈念申し上げ、平成28年第1回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時30分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長中村京子が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上